

**富山県民福祉基本計画
(第三次改定版)**

答 申 案

**令和5年3月29日
富山県厚生企画課**

「富山県民福祉基本計画（第三次改定版）」の概要

計画の性格

- ・福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱を示す計画
- ・市町村地域福祉計画を支援する計画
- ・県民、事業者などの協働の指針となる計画

(富山県民福祉条例第11条第2項第1号)

(社会福祉法第108条第1号)

計画をめぐる現状と動向

- 全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組み（包括的支援体制の整備）
- 複雑化・複合化した生活課題（孤独・孤立、ひきこもり、生活困窮、ヤングケアラー、8050問題など）を抱える人たちの顕在化
- 福祉・介護人材の不足、質の高い介護サービスの提供
- ロボット・AI・ICT等の活用による介護者負担の軽減
- 人口減少と高齢化の更なる進行
「人生100年時代」を迎え65歳以上の高齢者も社会の担い手に
- 自然災害や感染症に備えた体制の整備
避難行動要支援者への避難支援や介護サービスの安定的・継続的提供
- 「SDGs」の理念を踏まえた取組みの強化
高齢者・障害者・子どもなどの権利擁護意識の高まりや、外国人、性的少数者などへの理解促進
- 障害者が地域で安心して生活できる支援を受けられることを前提とした地域移行や、多様な障害への包括的な支援の拡充

計画の目標

誰もが安心・幸せを感じる「ウェルビーイング」を目指す
とやま型地域共生社会の実現
人や地域の絆づくり《つなぐ・結ぶ・支え合う》

- ① すべての県民が個人として尊重され、自らの意思に基づき、学習、就労等の社会・経済活動に取り組み、自分に合った暮らし方・自分らしい生き方を選択できる社会
- ② すべての県民が互いに支え合い、年齢や性別、障害の有無、家族形態等にかかわらず、住み慣れた地域において、共に生活を継続できる社会
- ③ すべての県民が困ったときに、身近なところで医療、介護その他のサービスや生活支援を受けられ、安心して健やかで快適な生活を営むことのできる社会
- ④ すべての県民が教育・文化・スポーツなど様々な分野での活動に等しく参加することが、地域社会の活性化や持続可能性の高まりにつながり、NPO法人、教育・文化団体などさまざまな団体が連携し、社会全体で支え合う、公正で活力ある社会

(富山県民福祉条例第3条より)

計画策定の視点

- 自立と社会参加の機会の確保
- ふれあい・支え合いのしくみづくり
- 利用者本位のサービスの質と量の確保

計画の期間

令和5(2023)年度から
令和9(2027)年度まで
(5年間)

“ウェルビーイング”とは？

「自分らしく幸せに生きられること」、「心も身体も社会的にも満たされている状態」、「実感としての幸せ・心の豊かさ」などを表す言葉です。



「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念を踏まえた計画であり、本計画の推進によりSDGsを推進します。

3つの施策の柱

第1章 ともに支え合う「ひとづくり」

- I 生涯を通じた自立と支え合いの推進
 - 1 人に寄り添い支え合う心の醸成
 - 2 地域共生社会の実現に向けた意識啓発
- II 福祉を担う人づくり
 - 1 質の高い介護・福祉サービス従業者の育成・確保
 - 2 地域福祉活動やボランティア活動の担い手の育成
 - 3 地域共生社会を支える人材の育成・確保
- III 住民と行政の協働による地域福祉の推進
 - 1 地域における互助の推進
 - 2 ボランティア、NPO活動等の基盤強化
 - 3 社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の促進
 - 4 多様な主体の参入支援

第2章 安心して暮らせる「地域づくり」

- I 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり
 - 1 ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
 - 2 地域共生社会の実現に向けた拠点づくり
- II 福祉サービス基盤の充実
 - 1 こどもや子育て家庭への支援等の充実
 - 2 障害児者の療育及び教育の充実
 - 3 在宅・施設サービスを相互に活用できる介護・自立支援基盤の整備
 - 4 在宅福祉・医療サービスの充実
 - 5 認知症の支援体制の整備
 - 6 福祉関連産業、生活支援関連サービス業の振興
- III 生きがいと自立を育む地域社会の形成
 - 1 総合的な情報提供や相談機関の充実
 - 2 自然災害や感染症に備えた取組みの促進
 - 3 生きがいづくりと社会参加活動の機会充実
 - 4 高齢者、障害者等の就労支援
 - 5 高齢者や障害者等の社会活動への支援

第3章 地域で支え合う「しくみづくり」

- I 人権を尊重した福祉の仕組みづくり
 - 1 権利擁護の推進
 - 2 虐待防止への総合的な取組み
 - 3 障害等を理由とする差別の解消
 - 4 生活困窮者等を支援する体制の整備
 - 5 社会的に配慮が必要な人々への対応
(ソーシャルインクルージョンの理念に基づく施策の推進)
- II 利用者本位のサービスの提供
 - 1 利用者の立場に立った質の高いサービスの提供
 - 2 サービスの効率化と評価システムの活用
 - 3 地域包括ケアシステムの深化
 - 4 保健・医療・福祉の連携によるサービスの一体化
- III 支え合いネットワークの形成
 - 1 身近な地域での包括的な支援体制の整備
 - 2 重層的な福祉圏域の設定
 - 3 市町村の地域福祉の推進支援

目 次

第1編 計画の策定	1
第1章 計画の趣旨	2
1 計画を改定する理由	2
2 計画の目標	3
3 計画の性格	4
4 計画の基本的な考え方	5
5 計画の期間	5
第2章 計画策定の背景	7
1 地域福祉の現状	7
2 地域福祉をめぐる課題	24
3 福祉施策の制度改正	27
第3章 計画策定の視点	30
施策展開に当たっての3つの視点	30
第2編 計画の内容	31
第1章 とともに支え合う「ひとづくり」	32
I 生涯を通じた自立と支え合いの推進	32
II 福祉を担う人づくり	35
III 住民と行政の協働による地域福祉の推進	40
第2章 安心して暮らせる「地域づくり」	44
I 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり	44
II 福祉サービス基盤の充実	48
III 生きがいと自立を育む地域社会の形成	63
第3章 地域で支え合う「しくみづくり」	73
I 人権を尊重した福祉の仕組みづくり	73
II 利用者本位のサービスの提供	79
III 支え合いネットワークの形成	90
第3編 計画の実現に向けて	101
1 推進体制の整備	102
2 民間と行政の協働と役割分担	102

第1編 計画の策定

第1章 計画の趣旨

- 1 計画を改定する理由
- 2 計画の目標
- 3 計画の性格
- 4 計画の基本的な考え方
- 5 計画の期間

第2章 計画策定の背景

- 1 地域福祉の現状
- 2 地域福祉をめぐる課題
- 3 福祉施策の制度改正

第3章 計画策定の視点

計画策定に当たっての3つの視点

第1章 計画の趣旨

1 計画を改定する理由

富山県では、2003(平成15)年3月に「富山県民福祉基本計画」を策定し、以後2012(平成24)年4月、2018年(平成30)年4月と2回の改定を行い、「誰もが幸せを感じる富山型共生社会」を目指して諸施策を展開してきました。

その結果、高齢者や障害者の区分なくサービスが受けられる、富山型デイサービスは128箇所(2021(令和3)年度末)で運営されるとともに、2017(平成29)年、国においても富山型デイサービスがモデルの一つとなった「共生型サービス」が法律上位置付けられました。また、ひとり暮らしの高齢者や障害者等へ見守り、除雪などの個別支援を提供するケアネット活動は県内265地区(2021(令和3)年度末)で展開されるなど、地域住民同士による支え合い活動が広く実施されています。

しかしながら、我が国では、少子高齢化の急激な進行、高齢世帯や一人暮らし世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化など、地域の状況が変化し続けているなか、世帯の中で課題が複雑化・多様化しているケースや、支援を必要とする人が自ら相談に行けず地域の中で孤立しているケースなど、個別性が高く、既存の「縦割り」の公的支援制度では対応が困難なケースの顕在化が指摘されています。

このため、国においては、2015(平成27)年9月に「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」が策定され、高齢者、障害者、児童等の別なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に合った支援が受けられる「全世代・全対象型の地域包括支援体制」の構築が示されるとともに、2016(平成28)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提示されました。

2019(令和元)年12月に「地域共生社会推進検討会」が、最終とりまとめとして「本人や家族が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に行う」との方向性を示し、それを受け2021(令和3)年4月、市町村において既存の取組みを活かしつつ、包括的な支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

こうした諸状況を踏まえ、この計画では、全ての県民が、住み慣れた地域において、年齢や性別、障害の有無、家族形態等にかかわらず、自立し、互いに支え合いながら、自分らしく活躍できるための福祉のあり方、役割などについて、記述していきたいと思えます。

この「富山県民福祉基本計画(第三次改定版)」は、こうした基本的な考え方に基づき、「誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す」とやま型地域共生社会の実現」を目標とした活動を、県民みんなが一緒になって進めるために、どのような考えで、何を実現しようとするのか、その基本となる考え方をお示しする「福祉に関する施策の基本となる計画」として策定するものです。

2 計画の目標

- (1) 「誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す とやま型地域共生社会の実現」
この計画は、富山県民福祉条例の目的である「すべての県民が幸せに生きる社会の実現」に向け、

「誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す とやま型地域共生社会の実現」

を目標とし、この目標を達成するためのキャッチフレーズを、

人や地域の絆づくり《つなぐ・結ぶ・支え合う》

とします。

この「誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す とやま型地域共生社会」は、次のような社会です。

すべての人が地域社会の構成員としての役割を果たし、互いに認め合い、支え合うことにより、年齢や障害等の有無にかかわらず、生涯にわたり自分に合った暮らし方・自分らしい生き方を選択できる多様性と包摂性のある持続可能な社会

- (2) “誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す とやま型地域共生社会”のすがた
“誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す とやま型地域共生社会”のすがたは、具体的には、富山県民福祉条例の基本理念に基づき、次のような社会をイメージしています。
- ① すべての県民が個人として尊重され、自らの意思に基づき、学習、就労等の社会・経済活動に取り組み、自分に合った暮らし方・自分らしい生き方を選択できる社会
 - ② すべての県民が互いに支え合い、年齢や性別、障害の有無、家族形態等にかかわらず、住み慣れた地域において、共に生活を継続できる社会
 - ③ すべての県民が困ったときに、身近なところで医療、介護その他のサービスや生活支援を受けられ、安心して健やかで快適な生活を営むことのできる社会
 - ④ すべての県民が教育・文化・スポーツなど様々な分野での活動に等しく参加することが、地域社会の活性化や持続可能性の高まりにつながり、NPO 法人、教育・文化団体などさまざまな団体が連携し、社会全体で支え合う、公正で活力ある社会

3 計画の性格

(1) 福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱を示す計画

保健、医療、教育、文化等に関する施策との有機的な連携により、本県の福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱を定め、今後ますます進展する少子・高齢社会に対応した、福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画とします。

(2) 市町村地域福祉計画を支援する計画（都道府県地域福祉支援計画）

地域における福祉ニーズに応え、その課題を地域自らが解決しようとする「地域福祉の推進」に関する計画として、社会福祉法に基づき市町村が策定する「市町村地域福祉計画」を支援する計画とします。

(3) 県民、事業者などの協働の指針となる計画

この計画は、すべての県民の理解と合意に基づき、高齢者や障害者を含む地域住民、事業者、福祉関係団体、ボランティア等の共通の協働指針（ガイドライン）として定める計画とします。







(4) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

2015年に国際連合で採択された「持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）」は、2030年を目標年にし、「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性のある社会の実現に向け、17のゴールと169のターゲットから構成される「世界共通の目標」です。

本県においても、SDGs達成の視点を取り入れた各種の施策を通じ、持続可能な県づくりを進めることとしていますが、近年、少子高齢化や人口減少社会の進行、地域社会の関係性の希薄化等を背景に、日常生活での課題や福祉ニーズは複雑化・複合化しています。

今後は、県民全体の理解のもと、持続可能な社会をつくるというSDGsの理念を踏まえながら、「誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す とやま型地域共生社会の実現」を目標とします。

本計画に関連するゴール

	目標 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
	目標 10	各国内および各国間の不平等を是正する
	目標 11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
	目標 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

※計画全編において、6つのゴールを踏まえ施策を推進していきます。

4 計画の基本的な考え方

- これからの福祉社会においては、個人が尊厳をもって家庭や地域のなかで、年齢や性別、障害の有無、家族形態等にかかわらず、その人らしい生活が送れるよう、相互に尊重し合い、共に支え合って生きていくような、地域の共同体意識に基づいた支援が求められます。
- このため、この計画では、従来の福祉サービスが対象としてきた要援護高齢者や障害者などとともに、元気な高齢者や介護・養育を行う家族、福祉サービス関係者やボランティア、地域の福祉を支える住民など、すべての県民を対象とする計画とします。
- こうした意味から、この計画は、高齢者、障害者、児童などの対象分野別ではなく、教育、就労、住宅、交通施策などとの連携を図りながら、福祉に関する施策の共通部分を横断する、ともに支え合う「ひとづくり」、安心して暮らせる「地域づくり」、地域で支え合う「しくみづくり」を施策の柱とします。

ともに支え合う「ひとづくり」

県民が福祉に対する理解を深め、積極的に福祉活動に参加できるよう、県民の福祉意識の高揚や福祉を担う人材の発掘、養成等を図ります。

安心して暮らせる「地域づくり」

すべての県民が安心して暮らせるよう、地域共生社会の形成に向けた基盤づくり、自立を育む地域社会の形成、その他の社会環境の整備等を図ります。

地域で支え合う「しくみづくり」

利用者本位の福祉サービスの提供体制をはじめ、県民すべての人権が尊重される体制の整備や身近な地域での支え合いネットワークの整備等を図ります。

5 計画の期間

この計画の対象期間は、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までとします。

富山県民福祉基本計画の位置づけ

富山県総合計画
元気とやま創造計画

社会福祉法
第108条

富山県民福祉条例
第11条

個別計画

市町村地域福祉計画を支援
する計画

福祉に関する基本的かつ総合的な施策
の大綱を示す計画

県民、
市町村
企業、団体、
社会福祉協
議会 など

連携
協働
参画

富山県民福祉基本計画

(県民、事業者などの協働の指針となる計画)

計画の目標

「誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す
とやま型地域共生社会の実現」
人や地域の絆づくり《つなぐ・結ぶ・支え合う》

個別計画

〔 富山県民福祉
条例第12条 〕

- ・ 富山県高齢者保健福祉計画・富山県介護保険事業支援計画（老人福祉法、介護保険法）
- ・ 富山県障害者計画（障害者基本法）
- ・ 富山県障害福祉計画（障害者総合支援法）
- ・ 次世代につなぐ とやまっ子 みらいプラン
〔 富山県子育て支援・少子化対策条例、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、
子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、母子保健計画策定指針 〕
- ・ 富山県医療計画（医療法）
- ・ 富山県健康増進計画（健康増進法）

第2章 計画策定の背景

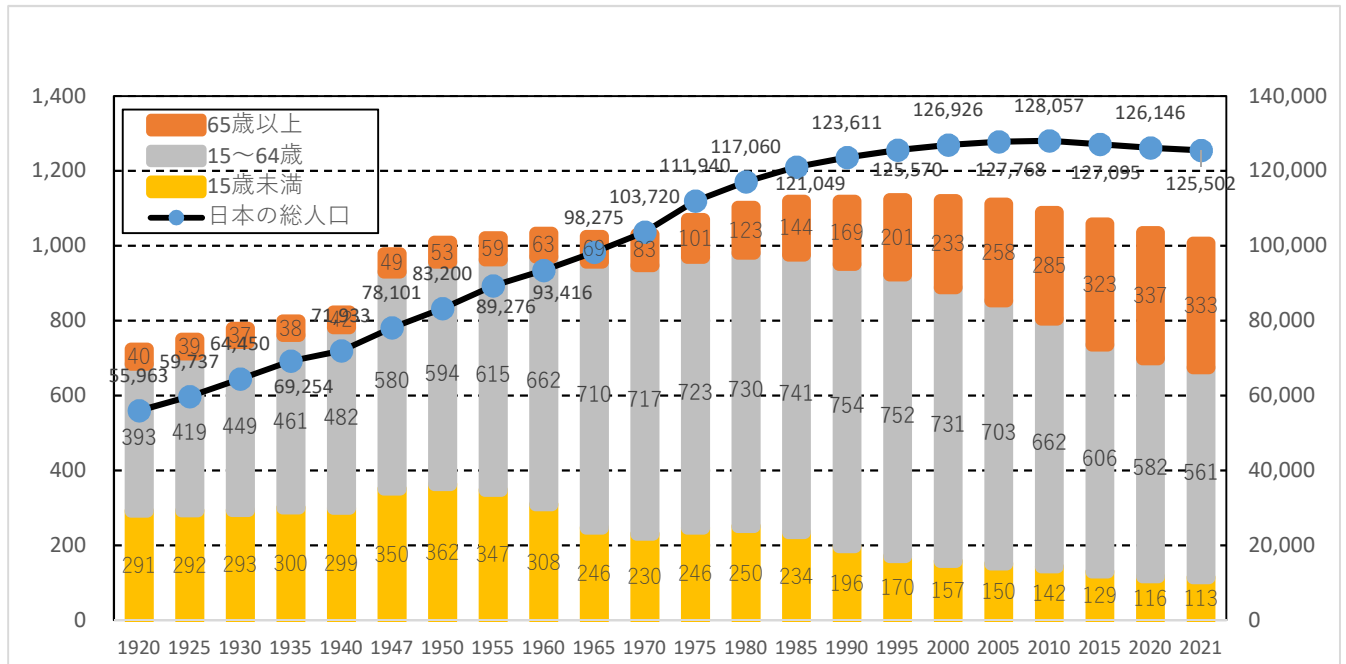
1 地域福祉の現状

(1) 人口減少と少子高齢化の進展

①人口の減少

我が国の人口は、2008(平成20)年の1億2,808万人をピークに減少局面に転じ、人口減少社会を迎えています。本県でも、1998(平成10)年の112万6,336人をピークに減少傾向にあり、国より約10年早く人口減少が始まっています。

表・グラフ 全国及び富山県の人口の推移(富山県・全国)

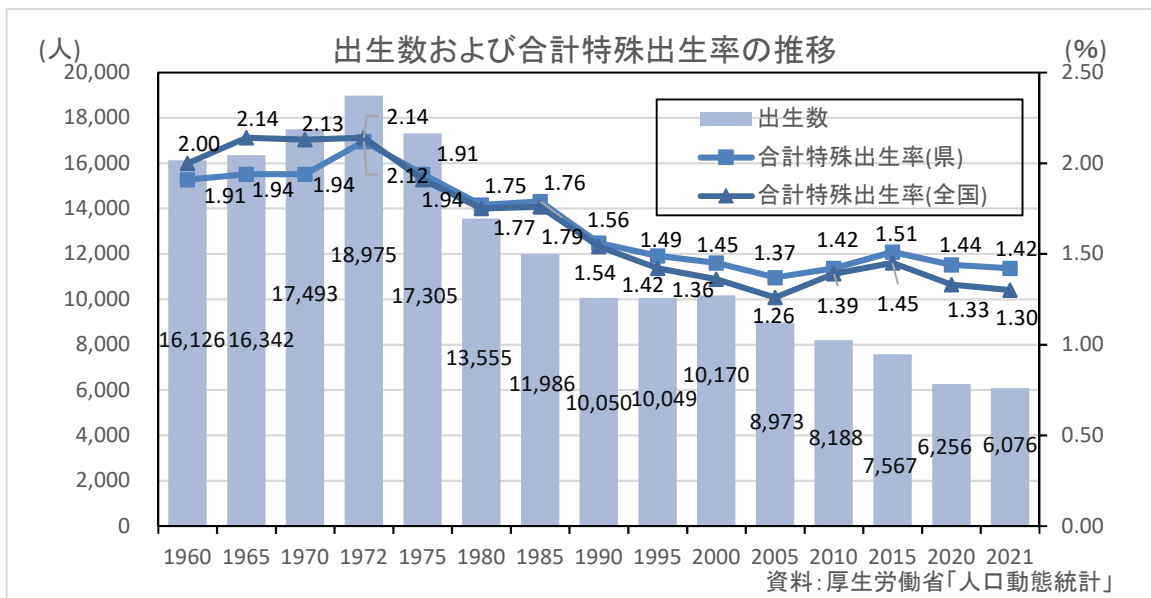


資料：総務省統計局「人口推計」、富山県「人口移動調査」

②少子化の進行

本県における出生数は、第2次ベビーブーム期である1972(昭和47)年の約1万9千人をピークに減少傾向にあり、2021(令和3)年の出生数は6,076人で、過去最少となっています。

表・グラフ 出生数の推移(富山県・全国)



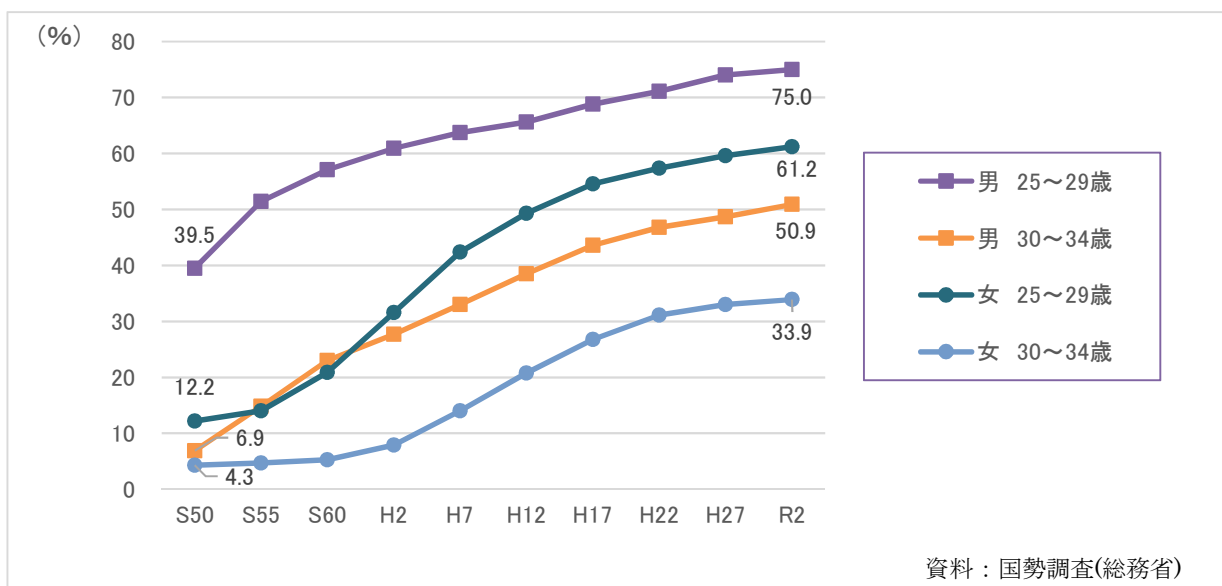
③未婚率の上昇

本県の合計特殊出生率は、1972(昭和47)年には2.12でしたが、全国と同様に低下傾向が続き、2021(令和3)年には1.42となっています。これは、20代後半と30代前半の未婚率の上昇が影響していると考えられます。

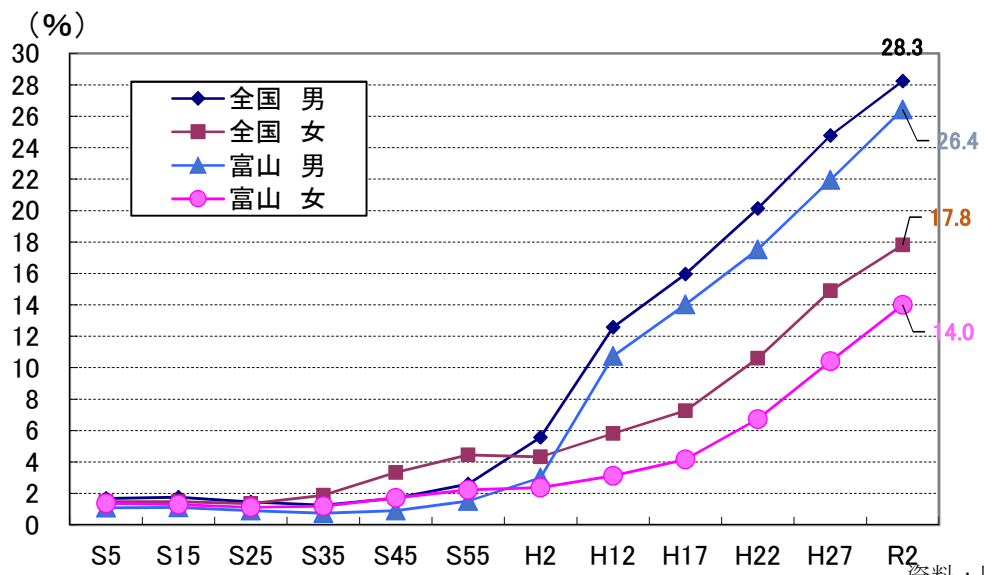
例えば、本県の25歳から29歳までの未婚率の推移を見ると、女性は1975(昭和50)年の12.2%から2020(令和2)年には61.2%に、男性は1975(昭和50)年の39.5%から2020(令和2)年には75.0%にと、それぞれ大きく上昇しています。

また、50歳時未婚率(生涯未婚率)は、男女ともに1990(平成2)年から大幅に上昇しており、2020(令和2)年では、男性が26.4%と3.7人に1人、女性が14.0%と7.1人に1人は結婚経験がありません。

表・グラフ 男女別年齢階層別未婚率の推移(富山県)



表・グラフ 男女別生涯未婚率の推移（富山県・全国）

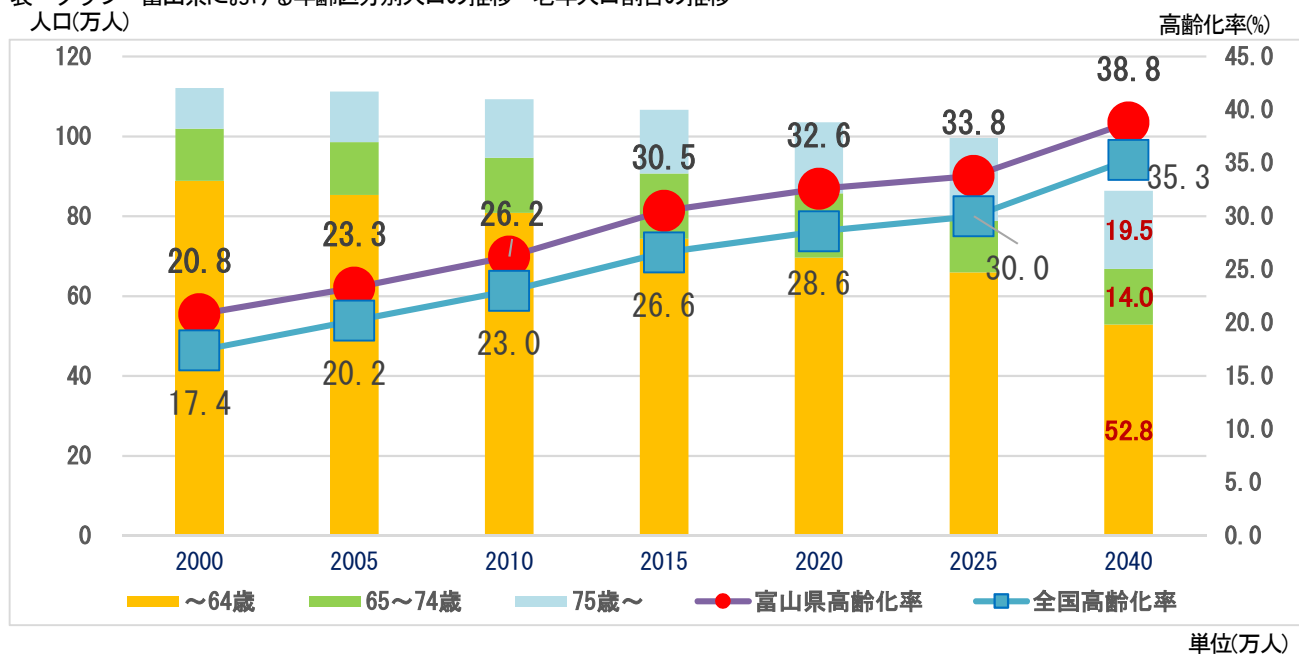


資料：国勢調査(総務省)

④高齢化の進行

2020（令和2）年現在、本県の65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は32.8%（全国28.9%）で、全国よりも早いペースで高齢化が進んでいます。2040（令和22）年には県民の4割近くが高齢者（高齢化率38.8%）になると予測されており、これまで経験したことのない超高齢社会を迎えることになります。

表・グラフ 富山県における年齢区分別人口の推移・老年人口割合の推移
人口(万人)



区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2040年
富山県の総人口	112.1	111.2	109.3	106.6	103.5	99.6	86.3
65歳以上	23.3	25.9	28.5	32.3	33.7	33.7	33.5
75歳以上	10.2	12.7	14.7	15.9	17.6	20.8	19.5
65~74歳	13.1	13.2	13.8	16.4	16.1	12.9	14.0
64歳以下	88.8	85.3	80.8	74.3	69.8	65.9	52.8

資料：富山県高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業支援計画（一部改変：2020年は令和2年国勢調査結果に基づく）

(2) 支援を要する人達の推移

①要介護・要支援認定者の状況

本県の要介護（要支援）認定者及び認定率（高齢者人口に対する割合）は、年々増加し、2020（令和2）年3月において、それぞれ、62,657人（18.7%）（全国平均18.7%）となっています。要介護認定者のうちでは75歳以上の方が88.6%を占めています。

表・グラフ 要介護（要支援）認定者の状況

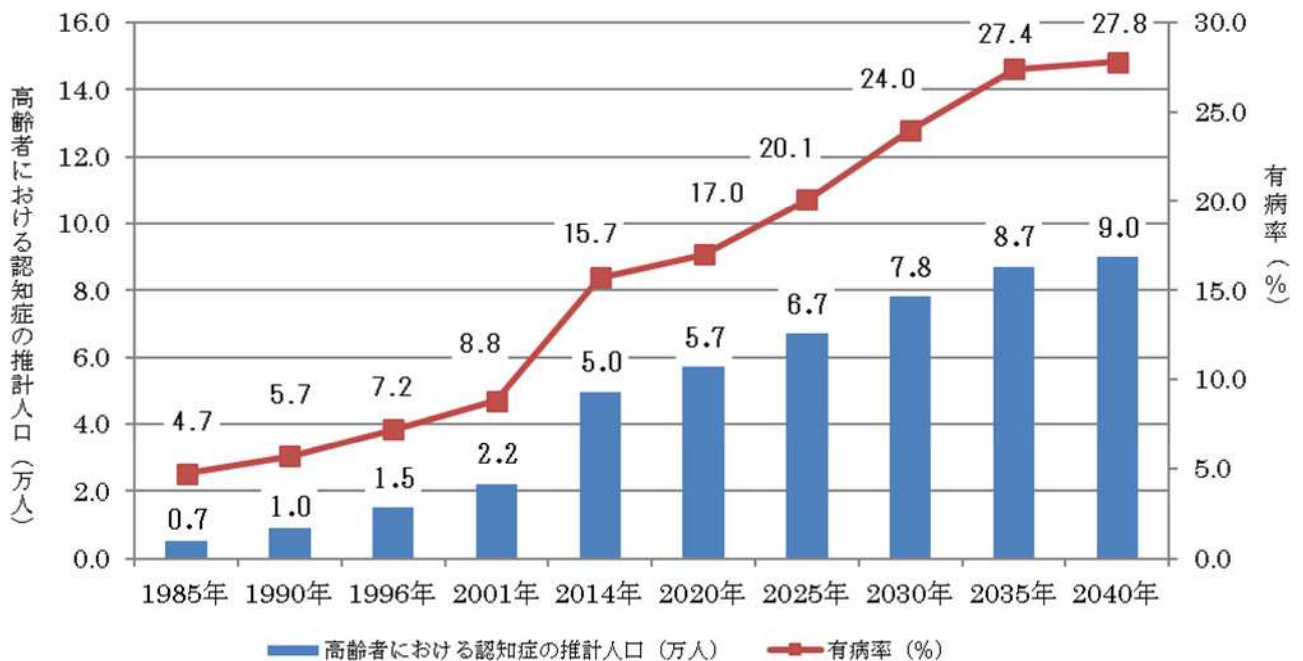
(単位：人)								
区 分	平成12年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
	4月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
65歳以上認定者数 (対65歳以上人口比)	22,757 (9.9%)	55,697 (17.9%)	57,786 (18.1%)	58,931 (18.1%)	60,070 (18.2%)	60,307 (18.2%)	61,798 (18.5%)	62,657 (18.7%)
うち75歳以上の認定者数 (認定者全体に対する割合)	19,167 (81.9%)	49,925 (87.6%)	51,676 (87.5%)	52,759 (87.8%)	53,887 (88.1%)	54,089 (88.1%)	55,565 (88.4%)	56,446 (88.6%)
40～64歳認定者数	636	1,290	1,251	1,181	1,119	1,084	1,058	1,082
認定者数 合計	23,393	56,987	59,037	60,112	61,189	61,391	62,856	63,739

資料：介護保険事業状況報告（年報）

②認知症高齢者の状況

本県の認知症高齢者は、年々増加し、2014（平成26）年度の県の認知症高齢者実態調査に基づく推計で約5万人（有病率15.7%）と、65歳以上の高齢者の約7人に1人となっています。今後の高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は急速に増加し、2025（令和7）年には約6.7万人（有病率20.1%）になり、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると見込まれています。

表・グラフ 認知症高齢者の推計推移（富山県）

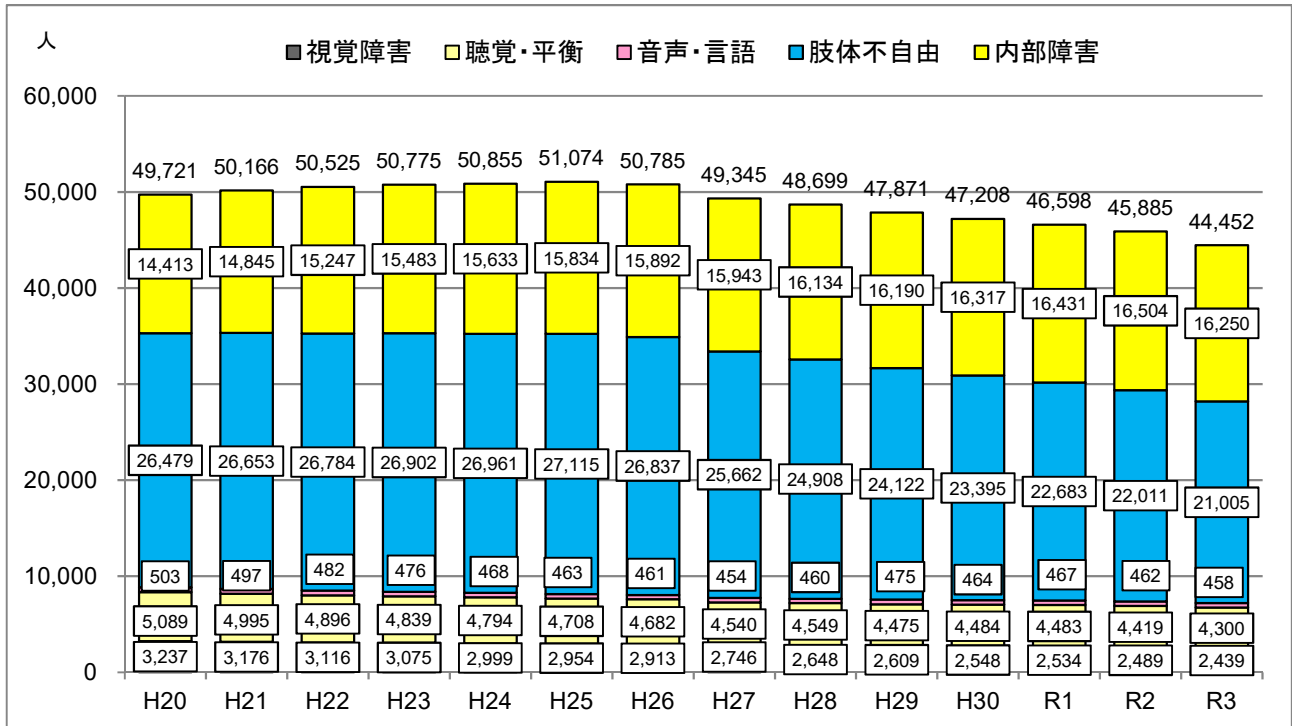


③身体障害者の状況

2022(令和4)年3月31日現在、本県で身体障害者手帳を所持している人は、44,452人となっています。種類別割合で見ると、肢体不自由者が全体の47.2%で約半数を占め、内部障害者が36.6%、聴覚平衡障害者が9.7%、視覚障害者が5.5%、音声・言語機能障害者が1.0%となっています。

身体障害者の程度等級では、1・2級(重度)の者が40.7%、3・4級(中度)の者が47.8%、5・6級(軽度)の者が11.5%となっています。また、年齢階層別の状況は、65歳以上の高齢者層が78.5%を占めており、障害者の高齢化が進んでいます。

表・グラフ 身体障害者手帳所持者数の推移

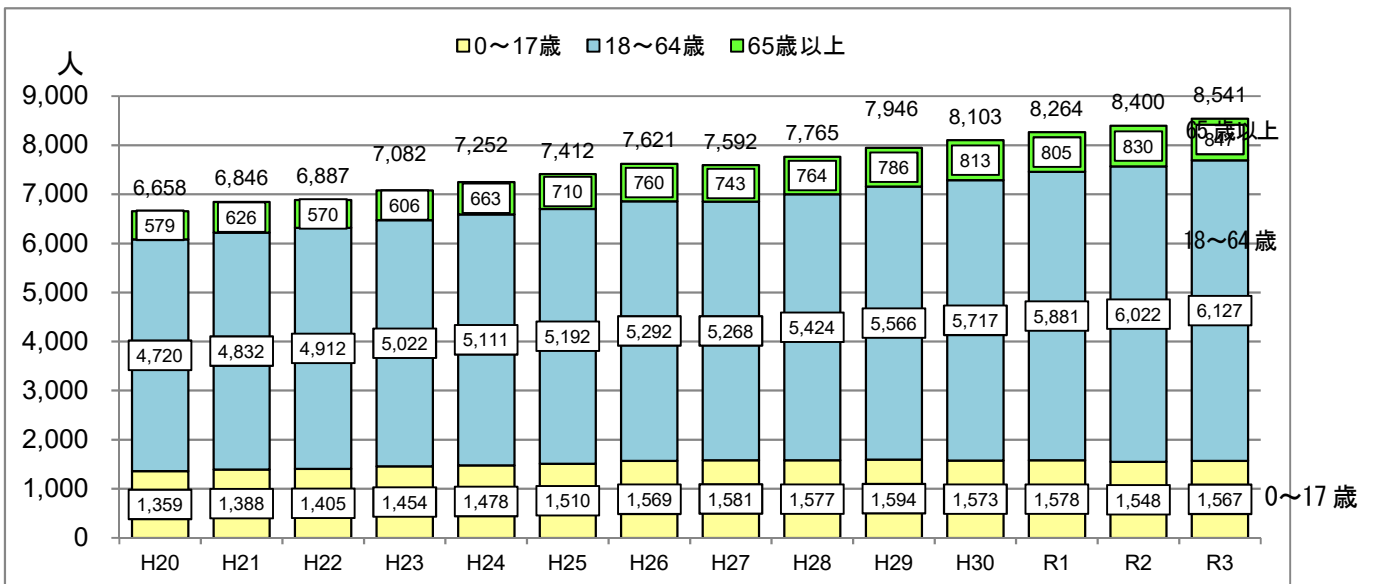


資料：県障害福祉課

④知的障害者の状況

2022(令和4)年3月31日現在、本県で療育手帳を所持している人は、8,541人となっています。障害程度別では、重度が36.3%、中軽度が63.7%となっています。

表・グラフ 療育手帳所持者数の推移



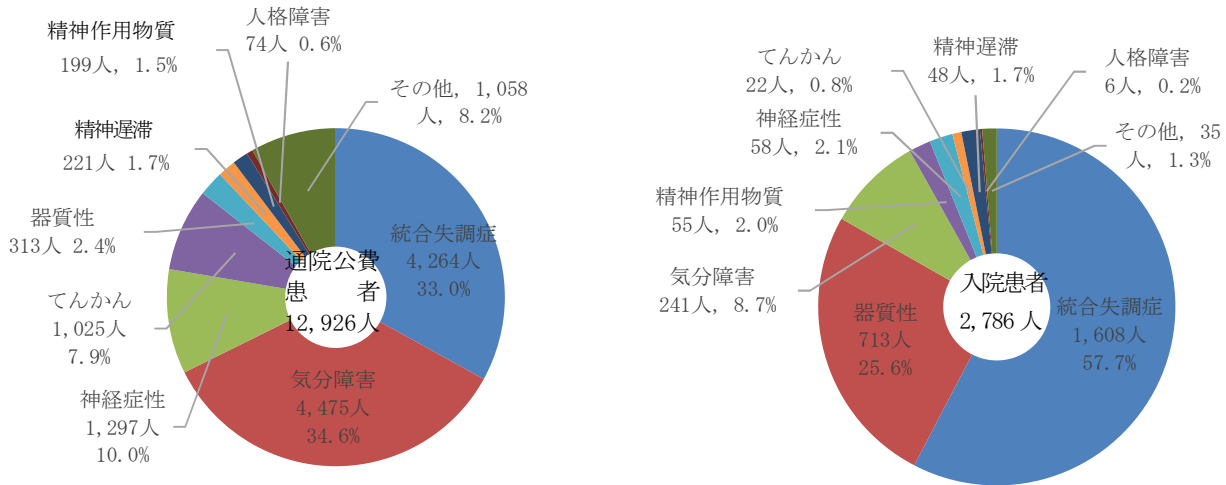
資料：県障害福祉課

⑤精神障害者の状況

2021(令和3)年6月末現在、県内で障害者自立支援法に基づき、通院医療費の公費負担を受けている患者は12,926人で、同年6月末の入院患者数は2,786人となっています。

なお、2022(令和4)年3月31日現在で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は8,146人で、交付を受けている人の数は年々増加傾向にあります。

表・グラフ 疾患別 精神通院医療費公費負担患者数・精神科病院入院患者数 令和3年6月末現在

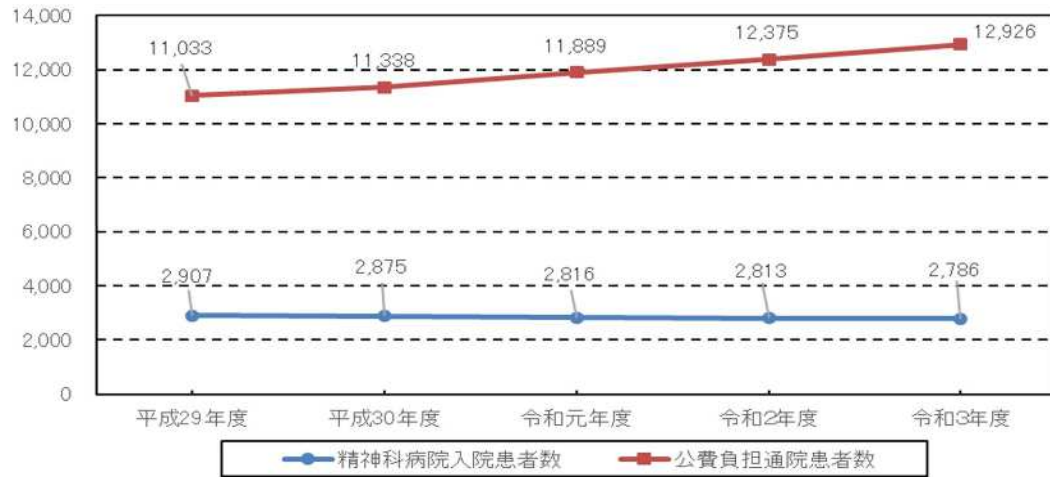


疾患分類	疾患名等
統合失調症	統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害
器質性	症状性を含む器質性精神障害
気分障害	気分(感情)障害
精神作用物質	精神作用物質使用による精神及び行動の障害(アルコール、覚せい剤等)
神経症性	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
てんかん	てんかん(器質性精神障害に属さないものに限る)
精神遅滞	知的障害(精神遅滞)
人格障害	成人の人格及び行動の障害
その他	その他の精神及び行動の障害

資料：県健康課

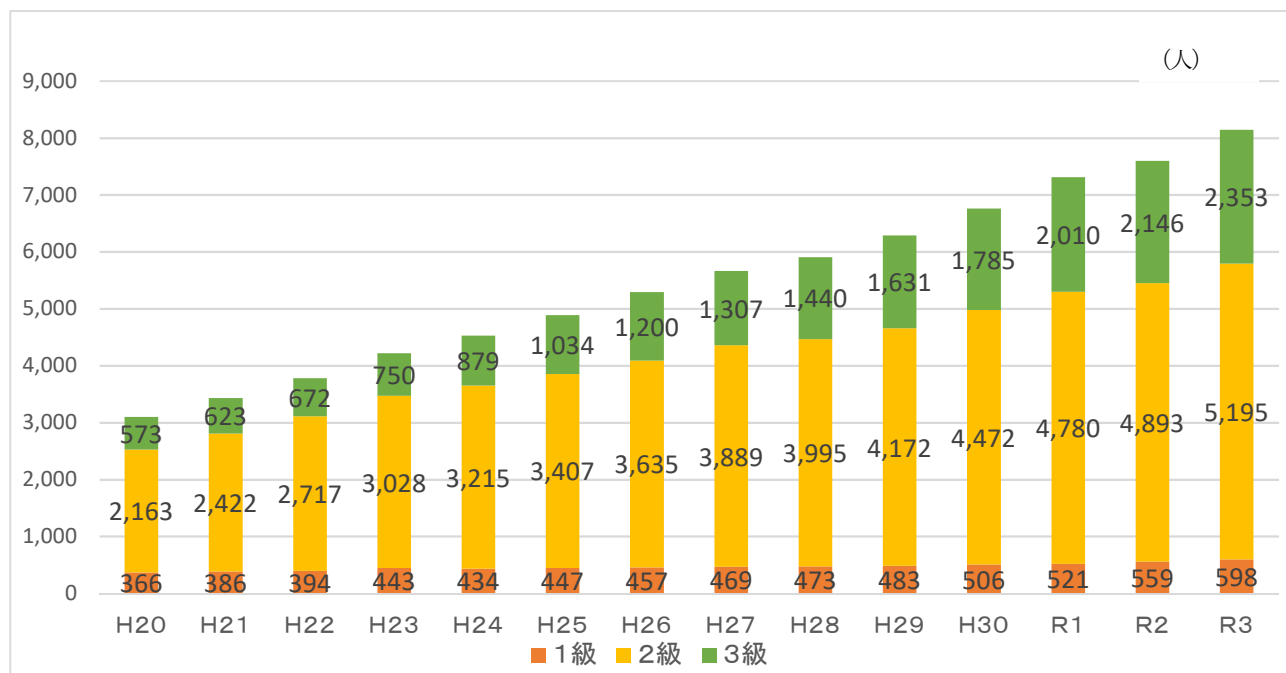
表・グラフ 精神科病院入院患者数・公費負担通院患者数の推移(各年度6月30日現在)

(人)



資料：県健康課

表・グラフ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：県健康課

⑥要保護・準要保護児童生徒の状況

2021（令和3）年度の本県の要保護・準要保護児童生徒及び就学援助率（公立小中学校児童生徒数に対する割合）は5,912人（8.08%）となっています。

表・グラフ 要保護・準要保護児童生徒の状況

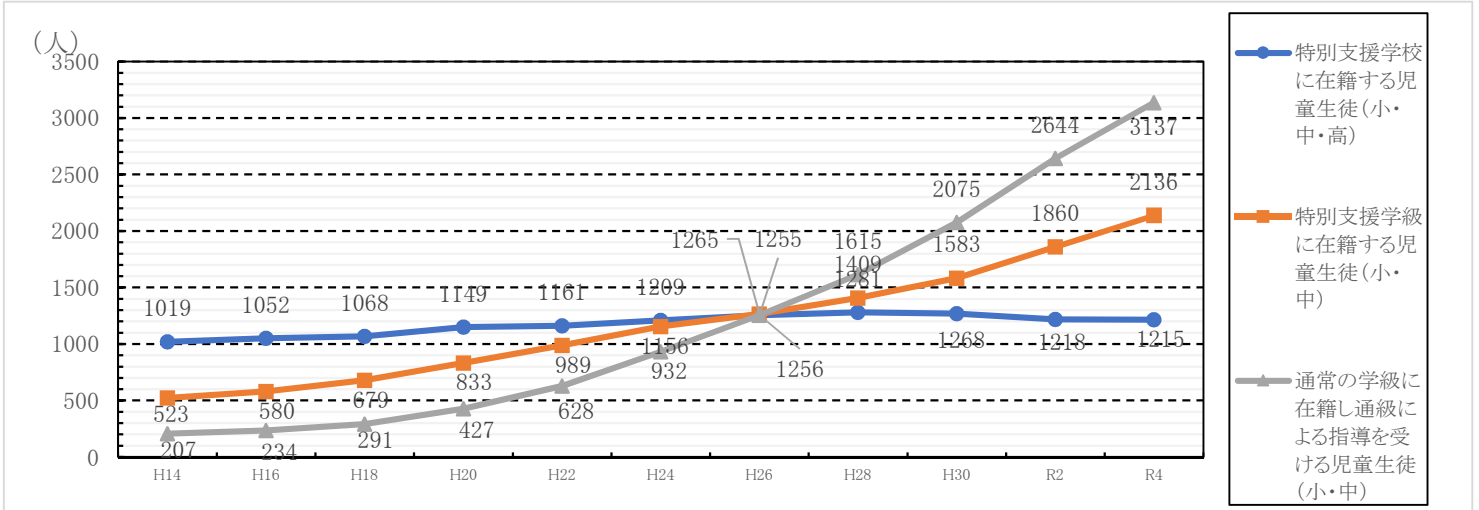
	H29	H30	R1	R2	R3
要保護児童生徒	78人	74人	68人	77人	86人
準要保護児童生徒	5,293人	5,236人	5,450人	5,785人	5,826人
計	5,371人	5,310人	5,518人	5,862人	5,912人
就学援助率	6.78%	6.84%	7.27%	7.87%	8.08%

資料：県小中学校課

⑦特別な支援が必要な児童生徒の状況

本県では、特別支援学校や特別支援学級の在籍者及び通級による指導を受ける児童生徒が増加しています。2022（令和4）年度には、特別支援学級に在籍する児童生徒が2,000人を超え、通級による指導を受ける児童生徒が3,000人を超えました。

表・グラフ 特別な支援が必要な児童生徒数



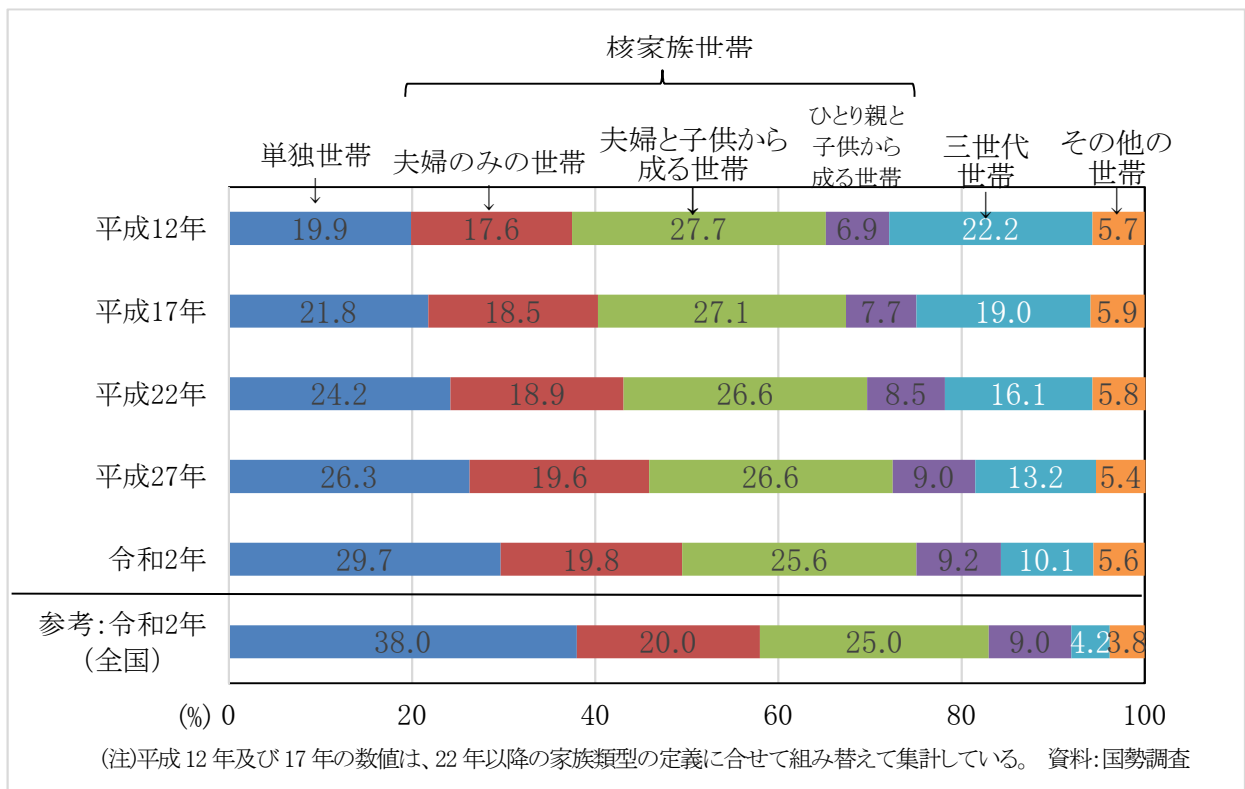
資料：県県立学校課

(3) 世帯構成の変化

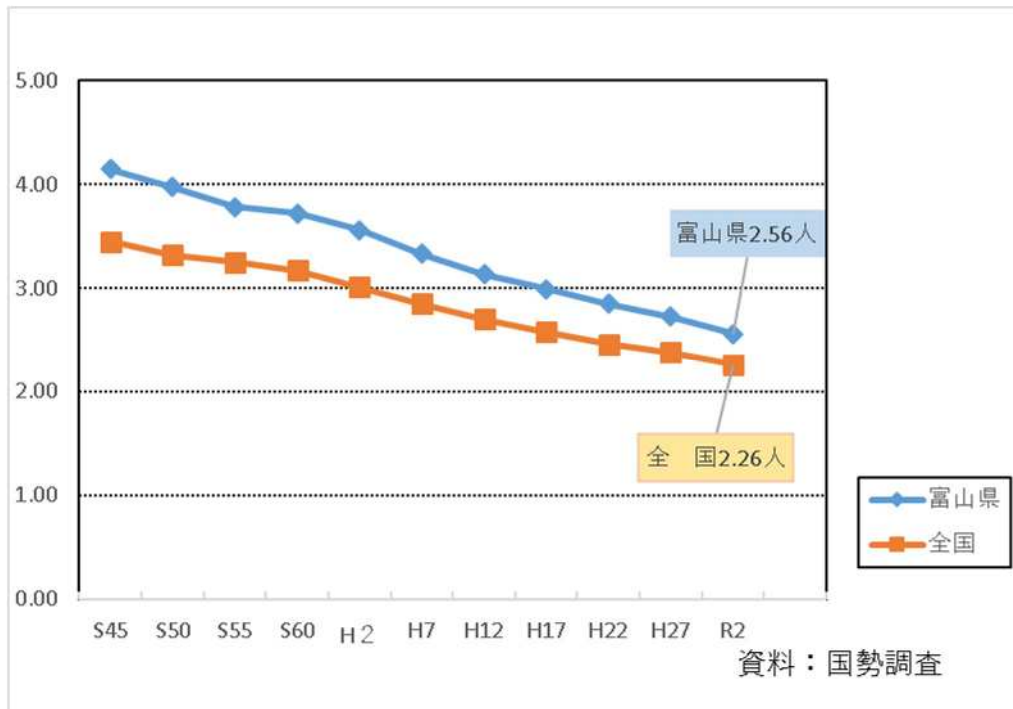
① 単身世帯の増加

本県は、全国に比べ三世代同居率が 2020(令和2)年現在で 10.1%と高いものの、その割合は 1980(昭和 55)年の 30.7%と比べ大きく減少しており、2005(平成 17)年以降は、単身世帯が三世代同居世帯より多くなっています。

表・グラフ 家族類型の推移 (富山県)



表・グラフ 世帯当たり人員の推移（富山県・全国）

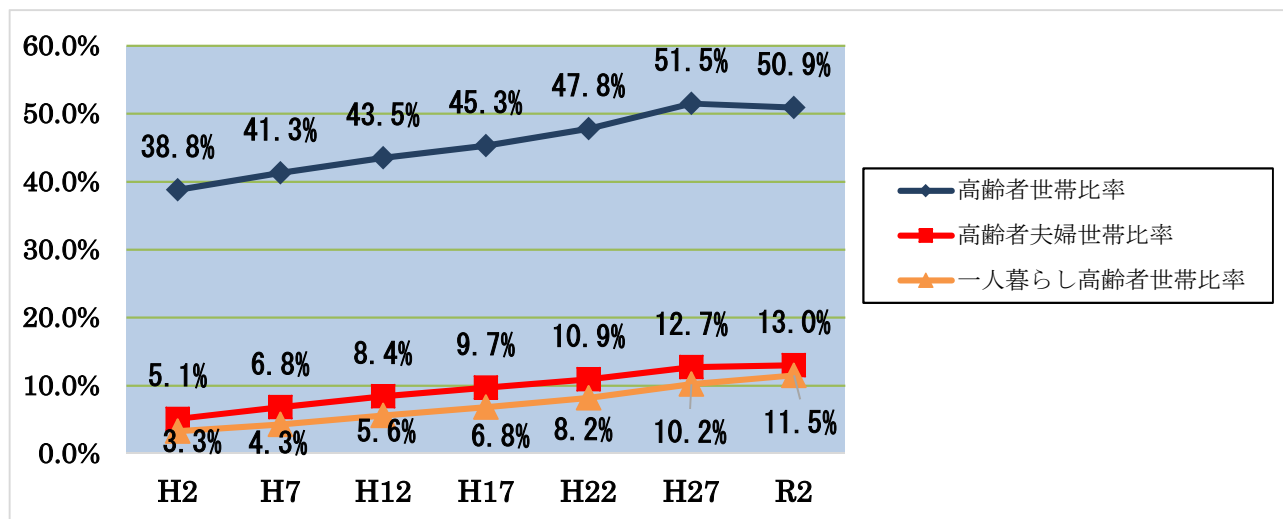


②高齢者世帯の増加

高齢者のいる世帯は、2020(令和2)年で204,968世帯あり、世帯総数の50.9%を占めています。

そのうち、高齢者単身世帯が46,175世帯、高齢者夫婦のみ世帯が52,518世帯となっており、2015(平成27)年との比較では、高齢者単身世帯で15.8%、高齢者夫婦のみ世帯で6.2%の増加となっています。

表・グラフ 富山県における高齢者世帯等の推移



区分	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2020年	
	(平成2年)	(平成7年)	(平成12年)	(平成17年)	(平成22年)	(平成27年)	(令和2年)	(全国:千)	
総世帯数(a)	312,401	336,218	356,361	370,230	382,431	390,313	403,007	55,705	
高齢者のいる世帯(b)	121,096	138,851	154,899	167,894	182,851	200,852	204,968	22,655	
(a)に占める比率	38.8%	41.3%	43.5%	45.3%	47.8%	51.5%	50.9%	40.7%	
内 訳	夫婦のみの世帯数	15,989	22,809	29,924	35,818	41,714	49,466	52,518	6,848
	(a)に占める比率	5.1%	6.8%	8.4%	9.7%	10.9%	12.7%	13.0%	12.3%
	一人暮らしの世帯数	10,368	14,479	19,931	25,255	31,441	39,871	46,175	6,717
	(a)に占める比率	3.3%	4.3%	5.6%	6.8%	8.2%	10.2%	11.5%	12.1%
一世帯当たり人員	3.53	3.29	3.09	2.93	2.79	2.66	2.50	2.21	

資料：国勢調査

一方、県内の高齢者を全体として見ると、老人クラブの加入率は全国一位であり、高齢者の就業率やシルバー人材センターの加入率も高く、年齢にとらわれず多様なライフスタイルを実践したいとする、元気な高齢者も増えています。

なお、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(H30.1月)では、2015(平成27)年～2040年の25年間において、

- ・「単独」「夫婦のみ」「ひとり親と子」の割合が増加

「単独」世帯は34.5%→39.3%、「夫婦のみ」は20.2%→21.1%、「ひとり親と子」は8.9%→9.7%と割合が上昇する。

- ・世帯主の高齢化が進み、65歳以上の高齢世帯が増加

全世帯に占める65歳以上の世帯主の割合は36.0%→44.2%に増加。65歳以上世帯主に占める75歳以上世帯主の割合も46.3%→54.3%と増加し、高齢世帯の高齢化も一層進展する。

・高齢者の独居率が上昇

60歳以上男性の独居率は14.0%→20.8%、女性は21.8%→24.5%と上昇し、75歳以上では、男性は12.8%→18.4%と上昇するが、女性は26%前後でほとんど変化しない。等の推計が示されました。

③ひとり親世帯の推移

本県のひとり親世帯は、2018(平成30)年5月末現在7,875世帯(推計)となっています。ひとり親世帯に対しては、生活の安定と自立の促進を図るために児童扶養手当を支給していますが、経済的に不安定な状況におかれているひとり親世帯は依然として多く、十分な収入の確保に向けた就労・自立支援が引き続き必要とされています。

表・グラフ 県内ひとり親家庭世帯数の推移

	2008(H20)年		2013(H25)年		2018(H30)年	
	世帯数	対全世帯割合	世帯数	対全世帯割合	世帯数	対全世帯割合
母子家庭	7,915	2.1%	8,082	2.1%	7,232	1.8%
父子家庭	911	0.2%	840	0.2%	643	0.2%
計	8,826	2.3%	8,922	2.3%	7,875	1.9%
全世帯	382,994		391,799		404,929	

※母子家庭及び父子家庭の世帯数は、各市町村が把握している世帯数(児童扶養手当対象者又はひとり親家庭医療費助成事業対象者等)を集計した推計値

※対全世帯割合は、小数点第2位以下四捨五入

※対全世帯数は、県人口移動調査より(各年度10/1現在)

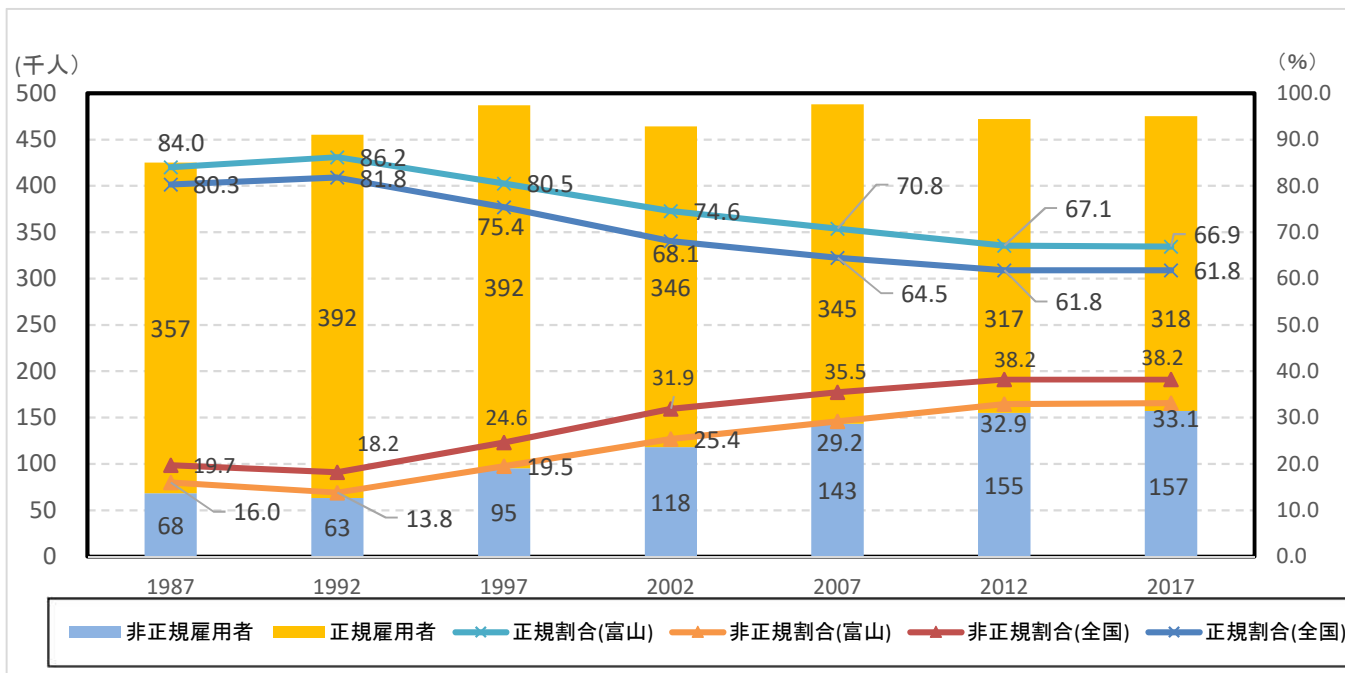
資料：県子ども家庭室

(4) 厳しい経済・雇用状況による影響

①非正規雇用者の増加

1990年代後半以降、企業は、厳しい国際競争やデフレ経済下での価格競争を余儀なくされ、人件費削減の一環として、正社員の数を減らし、パートタイム労働者や派遣労働者等の非正規雇用者の活用にシフトしています。県内の雇用についても、非正規雇用者の比率が3分の1に達するようになり増加傾向にあります。

表・グラフ 富山県の正規・非正規雇用者の推移

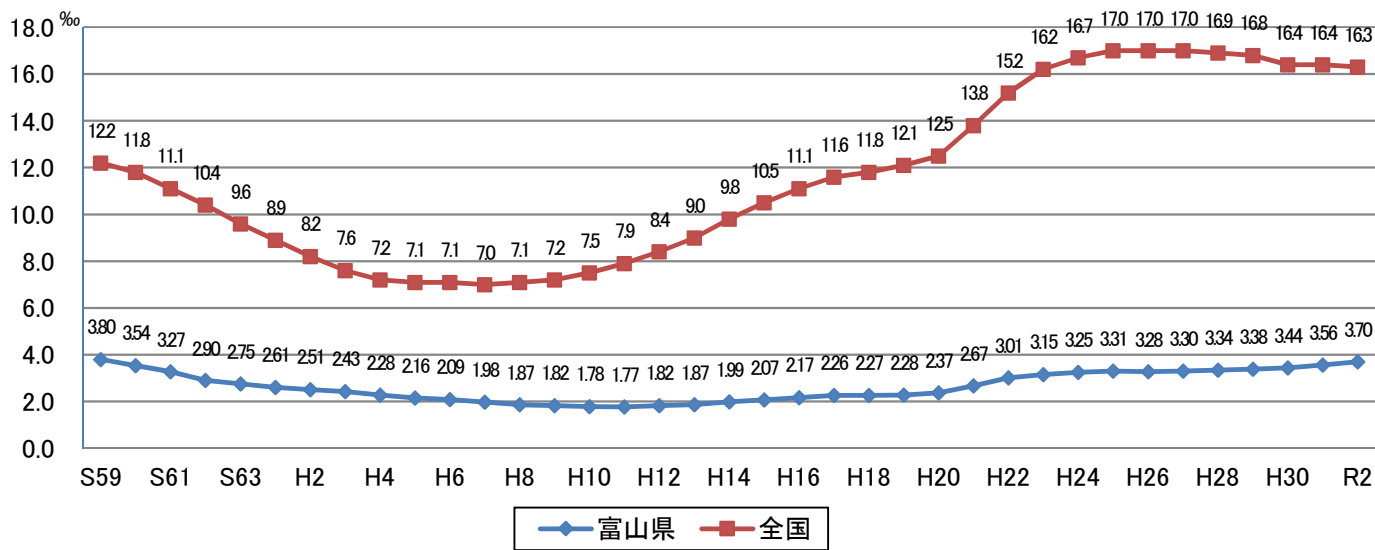


②生活保護世帯の増加

資料：県労働政策課

全国的には、2008(平成20)年の世界金融危機以降の厳しい経済や雇用情勢を受け、生活保護世帯は高い伸び率で増加したが、2013(平成25)年以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

本県における生活保護については、保護率は1995(平成7)年度から全国最低で推移しています。2008(平成20)年秋以降の雇用情勢の深刻化等により、被保護世帯及び人員が急増しましたが、近年は微増の傾向にあります。



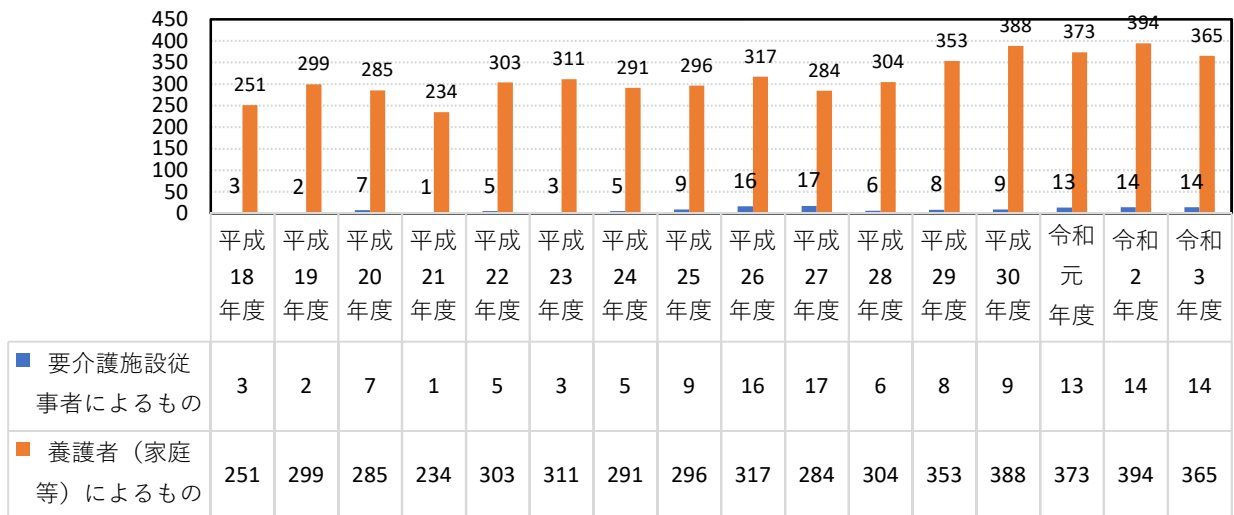
資料：県厚生企画課

(5) 地域課題の顕在化

①高齢者虐待相談件数の状況

2021(令和3)年度の県及び市町村への相談・通報対応件数は、養介護施設従事者等による虐待に関する件数は14件、養護者による虐待に関する件数は365件で、近年は増加傾向にあります。

表・グラフ 高齢者虐待相談件数の推移



資料：県高齢福祉課

②障害者虐待相談件数の状況

2020(令和2)年度における障害者虐待についての相談・通報件数は80件、そのうち虐待の事実が認められた件数は25件でした。

表・グラフ 障害者虐待相談件数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
相談・通報件数	61	60	62	76	87	106	95	80
虐待認定件数	25	20	22	25	35	33	31	25

資料：県障害福祉課

③児童虐待相談対応件数の状況

児童虐待に対する県民の関心の高まりや警察などの関係機関との連携強化により、2021(令和3)年度の本県児童相談所における児童虐待相談対応件数は、894件と高い水準にあります。

表・グラフ 県児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

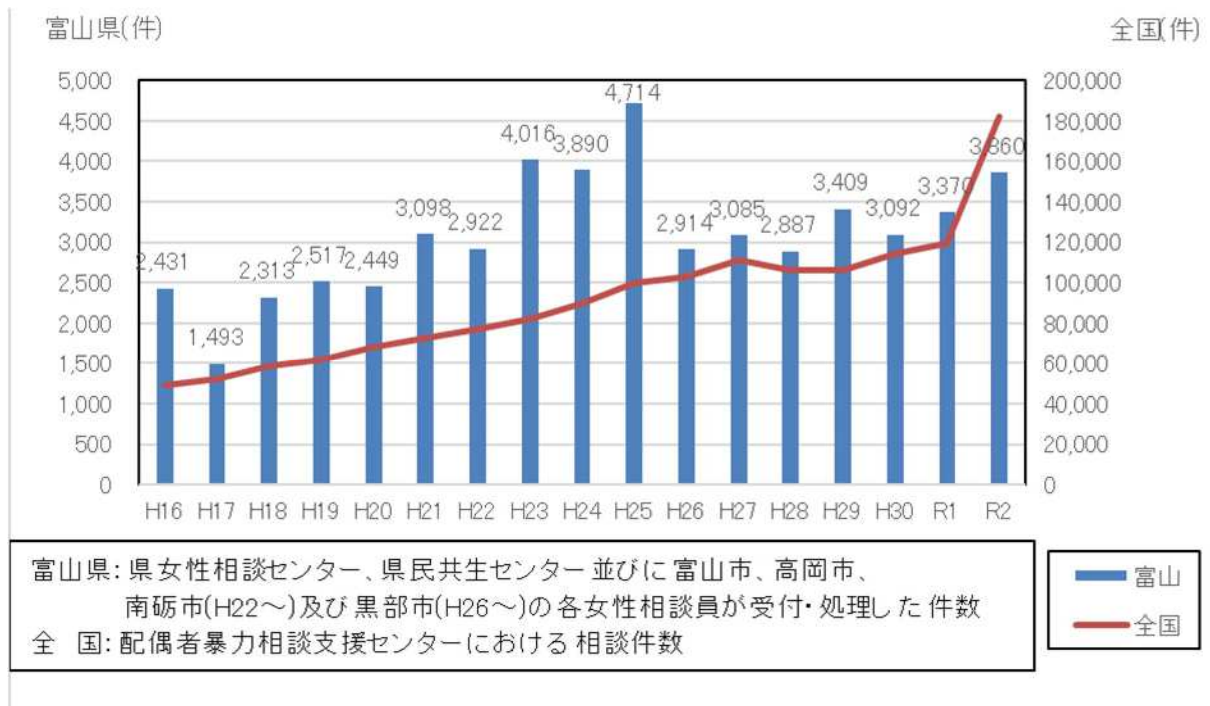
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
257	258	258	283	281	309	358	629	794	848	1,097	1,035	894

資料：県子ども家庭室

④配偶者やパートナーからの暴力（DV）の状況

女性相談センター等におけるDVに関する相談件数については、ピーク時である平成25年度の4,714件に比べると減少しているものの、近年、高水準で推移しています。

表・グラフ DV相談件数の推移



資料：県子ども家庭室

⑤ヤングケアラーの状況

令和2年度の全国調査「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」によると、世話をしている家族が「いる」と回答したこどもは、中学2年生で 5.7%、全日制高校2年生で 4.1% という結果となっています。

本県では令和4年度に調査を行い、世話をしている家族が「いる」と回答したこどもは、中学2年生で 5.5%、全日制高校2年生で 4.2%という結果となっています。

⑥ひきこもりの状況

2015(平成27)年度に内閣府が行った「若者の生活に関する調査」によると、15歳から39歳のひきこもり状態にある人は全国で54.1万人と推計されています。また、2018(平成30)年度に内閣府が行った「生活状況に関する調査」によると、40歳から64歳までのひきこもり状態にある人は全国で61.3万人と推計されています。

本県では2019(令和元)年度に調査を行い、自宅から6か月以上ほとんど出ない「狭義のひきこもり」に、趣味に関する用事の時だけ外出する「準ひきこもり」を加えた、いわゆる「広義のひきこもり群」は9,000人いると推計しています。

表・グラフ 富山県内の「広義のひきこもり群」の推計人数

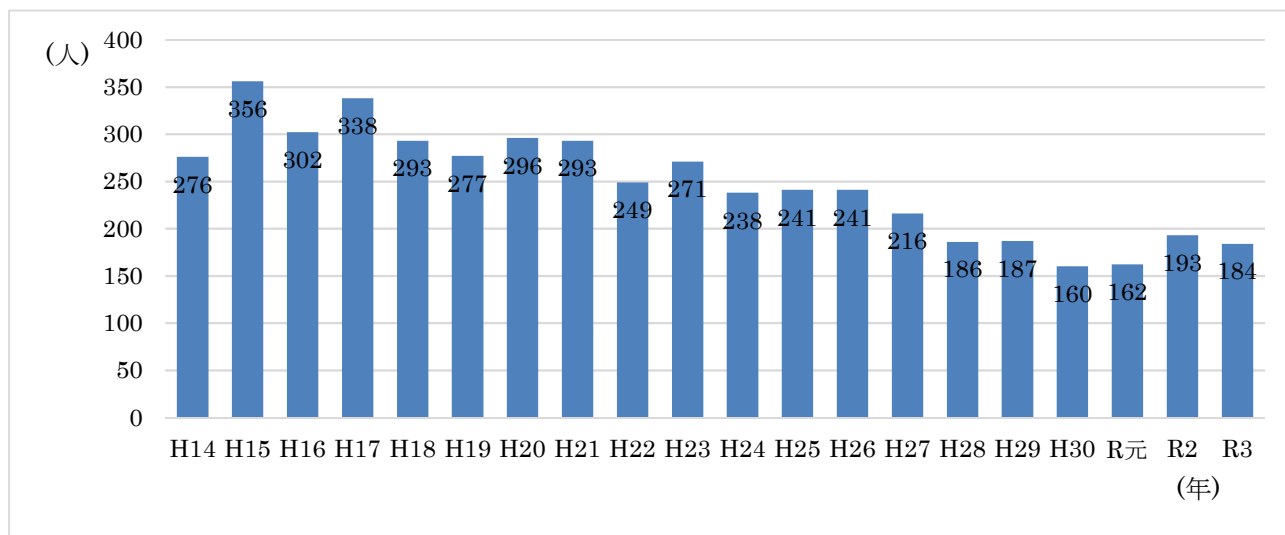
年齢層	推計人数
15～39歳	3千人
40～59歳	4千人
60～64歳	2千人

資料：県健康課「生活状況に関する調査」(令和2年3月)

⑦自殺者の推移、自殺の原因・動機

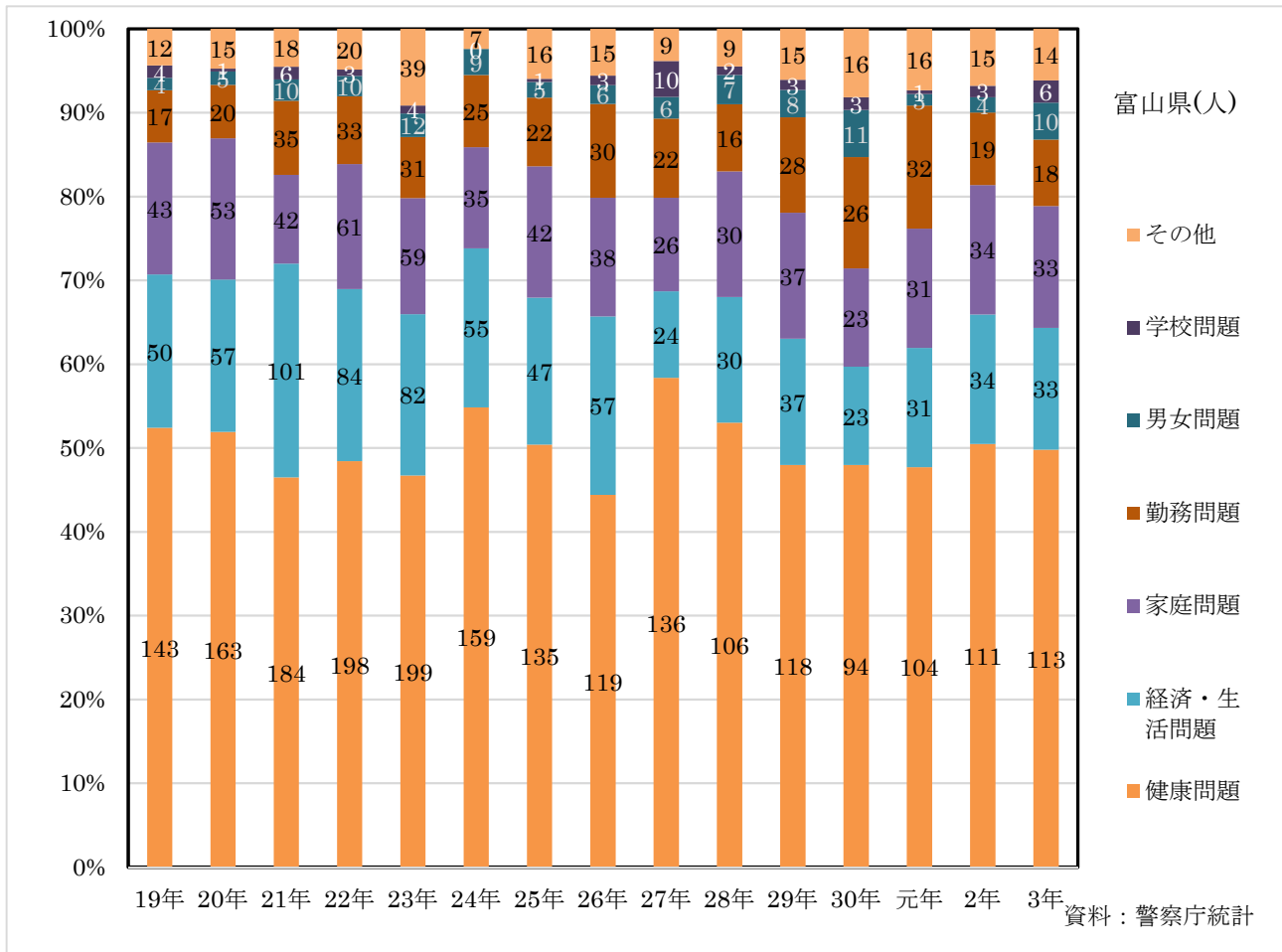
本県の自殺者数は 2003(平成 15)年の 356 人をピークにおおむね減少傾向にありましたが、2020(令和 2)年に前年比 31 人増の 193 人となり、翌 2021(令和 3)年も 184 人となっています。自殺の原因・動機は健康問題や経済・生活問題、家庭問題などさまざまですが、うつ病やその他の精神疾患、身体の病気など健康問題が占める割合が最も大きくなっています。

表・グラフ 富山県の自殺者数の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

表・グラフ 富山県の自殺の原因・動機



⑧障害者の工賃の状況

県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額推移は次のとおりです。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和元年度を下回りましたが、令和元年度以後全国平均を上回っているほか、令和3年度は、第5期富山県工賃向上支援計画にて定める目標工賃月額（16,500円）も達成しました。

表・グラフ 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額推移

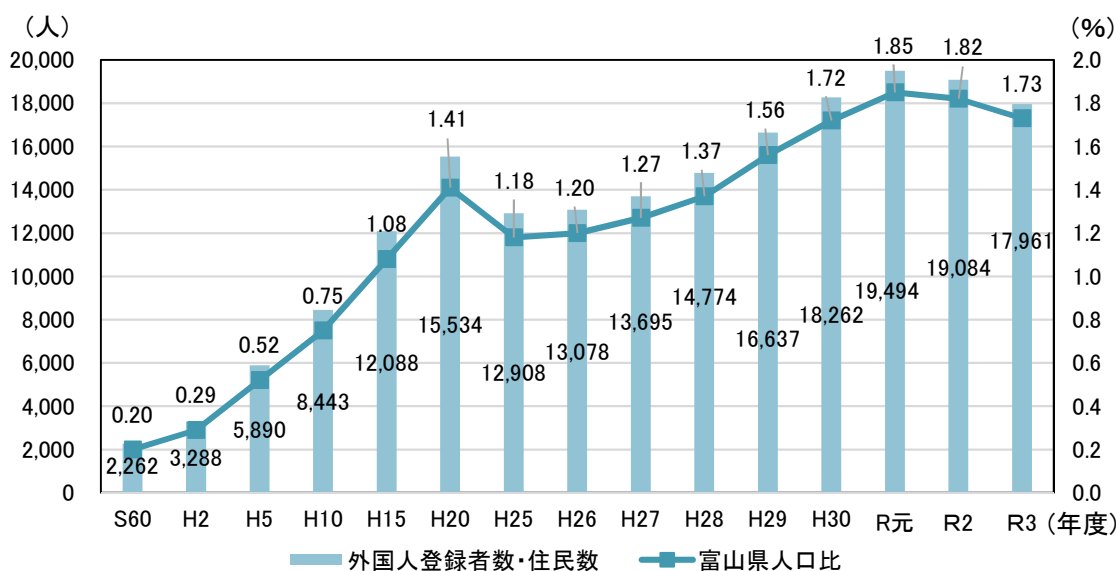
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
月額	15,646円	15,881円	16,748円	16,135円	17,043円
<参考>全国平均	15,603円	16,118円	16,369円	15,776円	

※対象事業所：各年度末に指定を受けていた就労継続支援B型事業所（実績がない事業所を除く。）

資料：県障害福祉課

⑨外国人住民数の状況

県内の外国人住民（登録者）数は、2019(令和元年)年の19,494人をピークに新型コロナウイルス感染症の影響等により減少傾向が続いており、2021(令和3)年現在で17,961人となっていますが、中長期的には今後も増加が見込まれています。



表・グラフ 県内の外国人住民（登録者）数の推移と総人口に占める割合

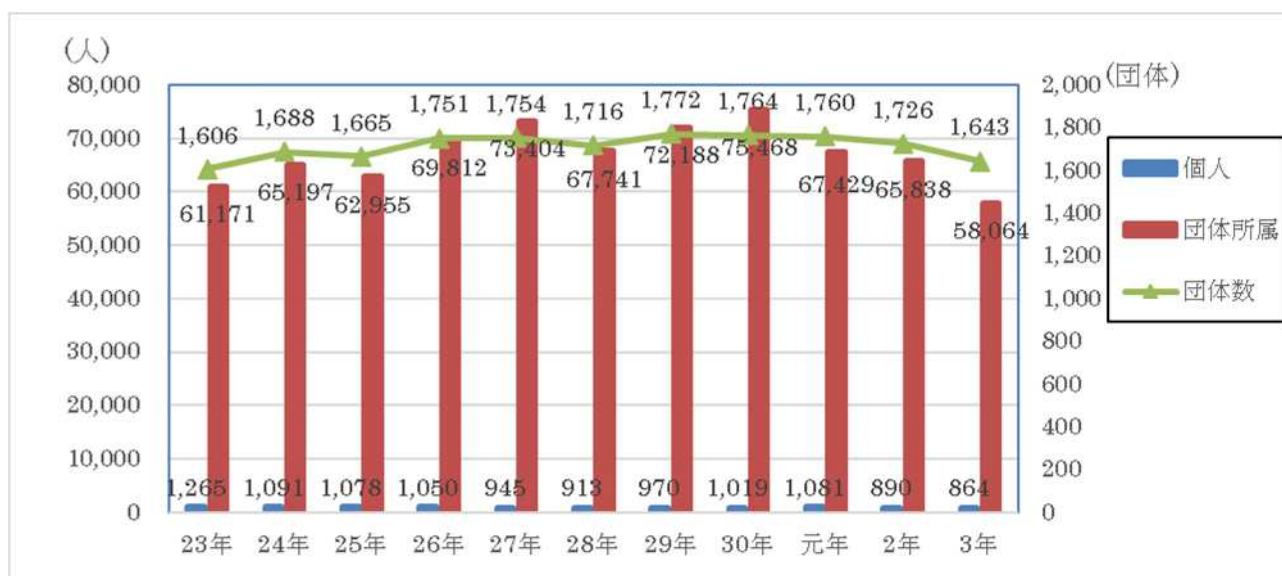
資料：県国際課

(6) 地域福祉の担い手の推移

①ボランティア人口の推移

県・市町村が把握している県内のボランティア活動者数については、2018(平成30)年に75,468人とこれまでで最多となりましたが、翌2019(令和元)年以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により活動が制限され、減少傾向にあります。

表・グラフ 県・市町村社会福祉協議会が把握している県内ボランティア数 推移

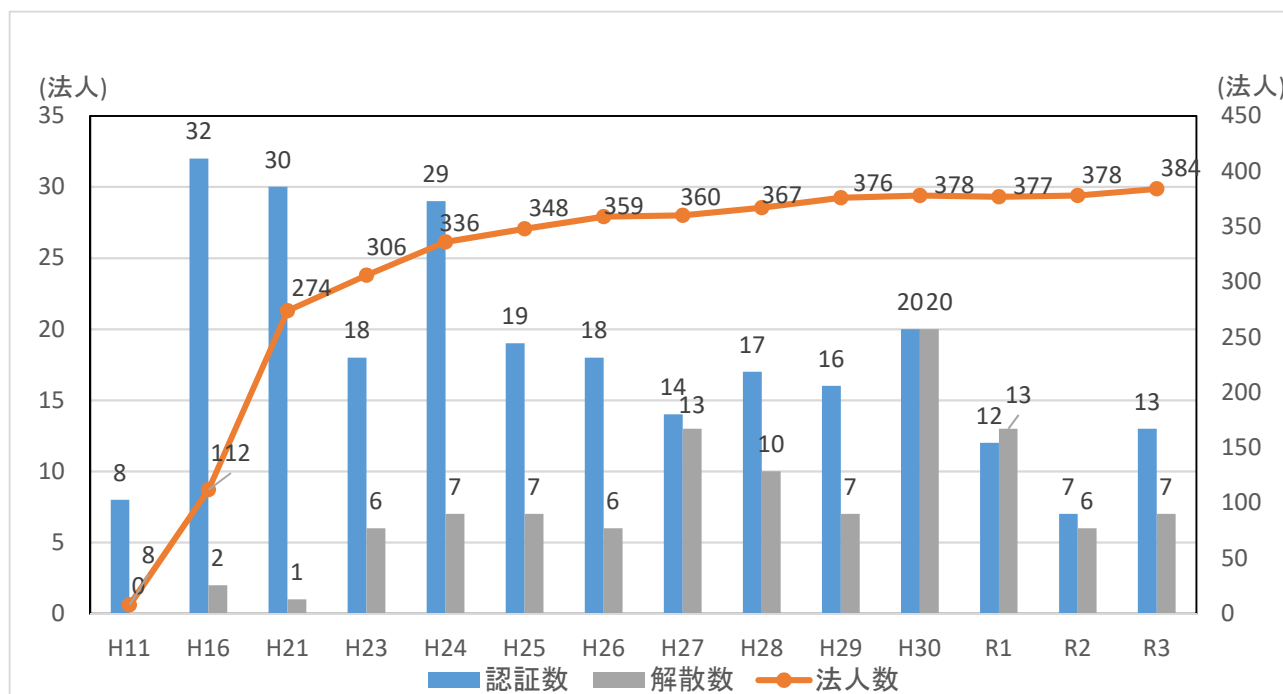


資料：県県民生活課

②NPO法人の推移

特定非営利活動法人（NPO法人）の数は、1999(平成11)年以降、毎年認証数は一定程度あるものの、役員の高齢化などの理由から、解散する法人も増加してきており、近年横ばいで推移しています。

表・グラフ 富山県内の特定非営利活動法人数の推移



資料：県民生活課

(7) 介護職員の必要数の推計

令和3年7月に公表された「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数」によると、富山県は、2025(令和7)年の必要数(21,060人)に対して、2019(令和元)年の職員数は19,060人であり、今後2,000人(約330人/年)の増加が必要です。

表・グラフ 第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数(抜粋)

(単位:人)

	2019年度 (令和元年度) の介護職員数	2023年度(令和5年度)			2025年度(令和7年度)			2040年度(令和22年度)		
		必要数	(参考)現状 推移シナリ オによる介 護職員数	充足率 (職員数/ 必要数)	必要数	(参考)現状 推移シナリ オによる介 護職員数	充足率 (職員数/ 必要数)	必要数	(参考)現状 推移シナリ オによる介 護職員数	充足率 (職員数/ 必要数)
富山県	19,060	20,645	19,742	95.63%	21,060	19,913	94.55%	22,922	18,718	81.66%
(参考)全国	2,105,885	2,328,460	2,182,387	93.73%	2,426,079	2,205,248	90.90%	2,802,578	2,153,892	76.85%

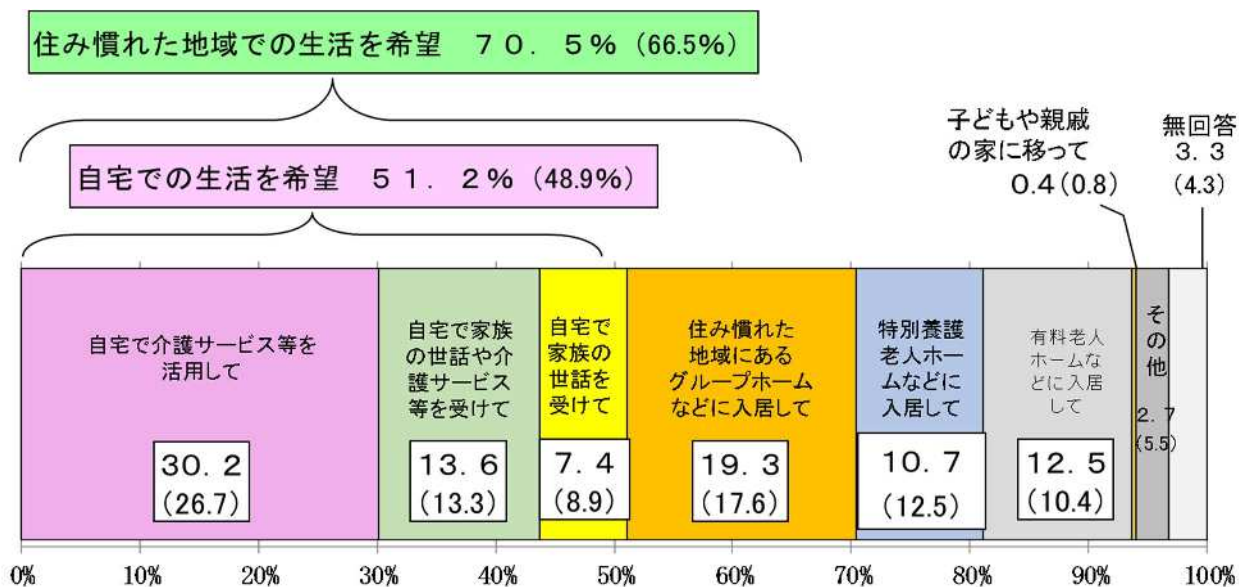
注) 現状推移シナリオによる介護職員数の値は、近年の入職、離職の動向、及び離職者のうち介護分野への再就職の動向が原則現状と同様に推移していると仮定し、生産年齢人口等の人口動態を加味して推計(令和3年度以降に追加的に取り組む新たな施策の効果は含んでいない)。

資料：厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課福祉人材確保対策室

(8) 福祉に対する県民の意識

2021(令和3)年度の「県政世論調査」によると、将来介護が必要になった場合でも、7割を超える人が、自宅や住み慣れた地域で生活を続けたいと希望しています。

表・グラフ 福祉に対する県民の意識 (富山県)



資料：県政世論調査 (令和3年度)

2 地域福祉をめぐる課題

(1) 包括的・重層的支援体制の整備（地域共生社会の実現）

地域の支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能も低下している一方、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など様々な分野の問題が複雑化・複合化し支援ニーズも多種多様化しています。

このため、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて地域を共に創っていく社会「地域共生社会」の実現を目指し、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する包括的・重層的な支援体制の整備に取り組む必要があります。

(2) 孤独・孤立対策

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失など、「孤独・孤立」の問題が顕在化・深刻化しています。

(3) 生活困窮者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響による失業や減収等で生活が困窮している世帯が増加しています。これまで、生活福祉資金貸付の特例措置や住居確保給付金の対象拡大・特例措置、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の創設等の支援策が講じられてきましたが、様々な課題を抱える借受人や生活困窮者に対して、自立相談支援事業による相談や就労支援など、個々の状況に応じた適切な支援を行い、生活再建・自立促進を図っていくことが必要です。

(4) 災害等への体制整備

平成25(2013)年度に作成が義務化された避難行動要支援者名簿は、全国の約99%の市町村において作成され普及が進んだものの、いまだ災害により多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題があります。

このため、令和3(2021)年5月の災害対策基本法の改正により、市町村の避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の策定が努力義務化されましたが、令和4(2022)年4月現在、県内の市町村の計画策定率は20.4%と低く、計画策定を促進していく必要があります。

また、災害時に要配慮者が避難できる県内市町村の福祉避難所の受入可能人数も限られているなど、災害等に対応した県内の体制整備が求められています。

(5) 福祉・介護人材の確保・定着

高齢化等の進展により福祉・介護ニーズが増大していく中、サービスを支える質の高い福祉・介護職員の確保が大きな課題となっています。本県においても、2025(令和7)年の介護職員必要数(21,060人)に対して、2019(令和元)年で19,060人であり、今後約2,000人(約330人/年)の増加が必要です。

また、介護福祉士養成施設の入学者数及び定員充足率については2019(平成31)年度の98人(61.3%)から2022(令和4)年度は88人(48.9%)と低下しており、若者等の福祉・介護分野への参入促進が重要な課題となっています。

さらに、中高生等の若年者に対する福祉・介護の仕事の魅力発信によるイメージアップが必

要です。

(6) 質の高い介護サービスの提供

介護職員の負担軽減や業務効率化による職場環境の改善を図っていくため、県内事業所への介護ロボット・ICT の導入を促進し、ひいては質の高い介護サービスの提供につなげていくことが必要です。

(7) 介護サービスの安定的・継続的提供

介護サービスは利用者の方々やそのご家族の生活に欠かすことができないものです。新型コロナウイルスのような感染症や地震、水害等の自然災害が発生すると、介護サービス事業所は、通常通りに業務を実施することが困難になります。

このため、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時の対応などをまとめた業務継続計画（BCP）の策定を促進し、利用者の方々に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

(8) 介護予防・高齢者のフレイル予防

高齢社会を明るく活力あるものとするためには、高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送ることが重要です。また、高齢者の生活機能の低下や高血圧、糖尿病などの重症化を予防し、要介護状態にならないよう、あるいは状態が悪化しないようにすることが大切です。

(9) 児童虐待の予防と対応

少子化や核家族化の進行など、児童を取り巻く環境の変化に伴い、児童や家庭に関する相談も多様化、複雑化しています。特に児童虐待については、県内児童相談所における児童虐待相談対応件数が高い水準で推移しており、児童虐待の発生予防や早期発見・対応が求められています。

(10) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があります。一方で、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。

(11) 医療的ケア児への支援

医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともに、実態が多様化しています。医療的ケア児とその家族が、個々の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが必要になっています。

(12) 障害者の就労、工賃向上

障害者就労継続支援B型事業所における2021（令和3）年度の平均工賃月額額は17,043円となり、目標月額16,500円を上回りましたが、障害者が地域で自立した生活を送るための基盤とし

て、工賃水準の向上は大変重要です。

(13) ひきこもり者等への支援

ひきこもりは病名ではなく、症状や状態を表す言葉です。ひきこもりの原因は様々であり、一つの原因でひきこもりが生じているわけではないことから、様々な支援ニーズがあるのが実情です。

ひきこもりの支援は通常、家族支援から当事者の個人的な支援へ、そして居場所のような中間的な集団の場への参加、さらに就学や就労等の社会参加へと、焦らずに段階を踏んで進める必要があります。当事者や家族が孤立した状態ではこの過程を全うすることは難しいため、孤立しないことが大切です。

(14) 自殺予防

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など、様々な要因が連鎖する中で起きているとされます。

国においては、2022(令和4)年10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。この中で、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」(過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等)を減らし、「生きることの促進要因」(自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等)を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることであるとされました。この基本理念の下、関連施策及び関係機関の有機的な連携を図り、総合的な対策を推進する必要があります。

3 福祉施策の制度改正

(1) 高齢者福祉施策

2014(平成26)年に制定された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により介護保険制度が改正され、地域包括ケアシステムを構築するため、在宅医療・介護連携の推進など地域支援事業の充実や、予防給付の一部を市町村が実施する地域支援事業に移行し、多様化することなどが盛り込まれるとともに、費用負担の公平化を図るため、低所得者の保険料の軽減割合の拡充や所得・資産のある人の利用者負担割合の見直しなどが行われました。

2017(平成29)年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、地域包括ケアシステムの深化・推進や、介護保険制度の持続可能性の確保の観点から、保険者機能の強化等による高齢者の自立支援・要介護状態の重度化防止等に向けた取り組みなどを推進するとともに、所得の高い層の利用者負担をさらに引き上げるなど、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、様々な仕組みが制度化されました。

2020(令和2年)には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が制定され、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進等、様々な措置が講じられました。

また、2025(令和7)年を見据え、2019(令和元)年6月に決定された認知症施策推進大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症となっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとされました。

(2) 障害者福祉施策

2012(平成24)年に制定された障害者総合支援法では、目的に「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記するとともに、障害福祉サービスに係る給付に地域生活支援事業を加えた総合的な支援により障害の有無に関わらず互いに尊重し合いながら共生できる社会を実現することが定められ、サービスの支給決定にあたり必要とされる支援の度合いを示す「障害支援区分」の創設や障害福祉サービス等の対象への難病等の追加のほか、地域生活支援事業が拡充されました。

2016(平成28)年の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正では、障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備のための新たなサービスの創設などが盛り込まれました。

2013(平成25)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されるとともに、2021(令和3)年の改正(施行は公布の日から3年以内)では、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化などが盛り込まれました(県ではすでに2014(平成26)年に、障害を理由とする不利益な取扱いの禁止や合理的な配慮の提供を県民の義務とした「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」を制定し、法律と同じく2016(平成28)年から施行しています)。

2016(平成28)年の発達障害者支援法の改正では、発達障害者支援の一層の充実を図るため、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援や発達障害者支援地域協議会の新設などが盛り込まれ

ました。

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理などの医療的ケアを受けることが不可欠な医療的ケア児及びその家族を支援するため、2021(令和3)年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立・施行され、国、地方公共団体、保育所設置者、学校の設置者等の責務や医療的ケア児支援センター等の設置が明確化されました。

2019(令和元)年に制定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」では、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備や情報通信技術の習得支援などが盛り込まれました。また、障害者が必要とする情報へのアクセシビリティの向上やコミュニケーションの手段の充実を図ることを目的として、2022(令和4)年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が成立・施行されました。

(3) 児童福祉施策

2012(平成24)年8月に「子ども・子育て支援法」が成立し、この法律と関連する法律に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が2015(平成27)年度から本格施行されました。

2014(平成26)年には、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

2016(平成28)年の児童福祉法等の改正では、児童の権利と最善の利益、保護者の育成責任と行政の保護者支援が規定され、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策について更なる強化を図るため、市町村や県(児童相談所)の役割が明確化されたほか、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職の配置や研修の義務化、児童相談所の専門職の増員などの体制強化、里親委託等の推進などが盛り込まれました。

さらに、2022(令和4)年には、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進するこども家庭庁を設置する「こども家庭庁設置法」や、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」が定められました。

(4) 地域福祉施策

①生活困窮者自立支援法や成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

高齢化の進展に加え地域経済や雇用情勢の低迷により、生活が不安定になり孤立しやすい人々や生活に困窮する人々が増加する中、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、2015(平成27)年4月、「生活困窮者自立支援法」が施行され、様々な困難を抱える生活困窮者の早期発見や包括的な支援を行う仕組み(第2のセーフティネット)が構築されました。

2018(平成30)年6月の改正(10月施行)により、生活困窮者の自立支援の基本理念(「生活困窮者の尊厳の保持」「就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立等生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援」「地域における関係機関等との緊密な連携等支援体制の整備」)・定義が明確化され、支援事業の一体的実施を促進するなど、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化が図られました。

また、認知症や知的障害等により判断能力が不十分な方の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図るため、2016(平成28)年4月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立(同年5月施行)するとともに、2017(平成29)年3月、本法律に基づき「成年後見制度利用促進計画」が策定され、成年後見制度の利用促進に向けた国や都道府県、市町村等の役割が示されました。

2022(令和4)年3月には、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、権利擁護支援関係者の地域連携ネットワークづくりの推進が掲げられました。

②社会福祉法人制度改革

社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とする非営利法人として、長年、福祉サービス供給の中心的役割を果たしてきましたが、多様な経営主体による福祉サービスへの参入が進んでいる現在、社会福祉法人は、他の経営主体では困難な福祉サービスの供給を含め、多様化・複雑化する福祉ニーズを充足するための取組みが求められています。

2016(平成28)年3月の社会福祉法の改正では、社会福祉法人について、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底するため、経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組(地域貢献)を実施する責務が規定されるなどの制度改革が行われました。

また、2020(令和2)年6月に公布(2022(令和4)年4月施行)された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の事業連携を推進する社会福祉連携推進法人制度が創設されました。

社会福祉法人は、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者や他の社会福祉法人とのネットワーク等を活かしながら、地域を支える拠点としての役割が期待されています。

③「地域共生社会」実現に向けた検討

2015(平成27)年9月、厚生労働省において、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組みについて「新たな時代に対応した福祉サービスの提供ビジョン」が策定され、「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築が示されるとともに、2016(平成28)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提示されました。

さらに、同年7月、厚生労働省内に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」の実現のための具体的な検討が行われ、2017(平成29)年2月、当面の改革工程として、①地域課題の解決力の強化、②地域を基盤とする包括的支援の強化、③地域丸ごとのつながりの強化、④専門人材の機能強化・最大活用により「地域共生社会」の実現を図ることが示されました。

その後、2019(令和元)年12月、厚生労働省において「本人や家族が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う」との方向性が示されました。それを受けた社会福祉法改正(2021(令和3)年4月施行)により、市町村において、既存

の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

第3章 計画策定の視点

「誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す とやま型地域共生社会」を実現するため、計画の改定に当たって、次の3つを施策展開の視点とします。

施策展開に当たっての3つの視点

(1) 自立と社会参加の機会の確保

ノーマライゼーションの理念のもと、県民一人ひとりが生涯にわたって、個人として尊重され、持てる力を十分に発揮し、その人なりに自立した生活を送ることができる社会を創造することが県政の基本です。その一方で、個人の責任や自助努力だけでは対応できない課題に対しては、すべての県民がお互いの存在を認め、共に支え合うことが重要です。併せて、社会から孤立し、社会的に疎外された人々を支え、社会参加を促す包容力のある社会を目指します。

(2) ふれあい・支え合いのしくみづくり

町内会や自治会などの地域コミュニティの機能が低下し、地域のつながりや支え合い機能が失われつつあることから、地域の絆を再構築し、近隣の助け合いやボランティア等のインフォーマルな相互扶助（「互助」）を再生することが必要となっています。このため、地域のふれあい・支え合いのしくみづくりを推進します。

また、地域の支え合いだけで解決することが難しい福祉ニーズに対しては、住民と行政、市町村社会福祉協議会、福祉サービス事業者、福祉関係団体、NPO・ボランティア団体などの多様な主体が協働して、必要な福祉サービスや支援を総合的に提供するなど、コミュニティ・ソーシャルワーカー等の専門職を中心に、多職種・多機関が連携して包括的に支援を行う体制づくりを推進します。

(3) 利用者本位のサービスの質と量の確保

利用者の視点に立った利用者本位の福祉サービスが質、量ともに十分確保、提供されるよう、福祉サービスに従事する介護職員等の資質向上を図ることはもちろん、福祉サービス事業者の適切なサービス提供体制の整備を支援します。また、利用者が自分に合ったサービスを適切に選択できるよう、福祉に関する情報に容易に接することができる体制の整備や、福祉サービスに関する苦情の解決体制の整備を推進します。

第2編 計画の内容

第1章 とともに支え合う「ひとづくり」

- I 生涯を通じた自立と支え合いの推進
- II 福祉を担う人づくり
- III 住民と行政の協働による地域福祉の推進

第2章 安心して暮らせる「地域づくり」

- I 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり
- II 福祉サービス基盤の充実
- III 生きがいと自立を育む地域社会の形成

第3章 地域で支え合う「しくみづくり」

- I 人権を尊重した福祉の仕組みづくり
- II 利用者本位のサービスの提供
- III 支え合いネットワークの形成

第1章 ともに支え合う「ひとづくり」

I 生涯を通じた自立と支え合いの推進

すべての県民が、住み慣れた地域で自立して生活し、共に支え合い、地域の構成員として包み込まれる社会を実現するためには、福祉を特定の人のための特別のサービスとして捉えるのではなく、ユニバーサルサービスとして感じる意識が広く県民に浸透していることが大切です。このため、人に寄り添い支え合う心の醸成と地域共生社会の実現に向けた意識啓発に努めます。

1 人に寄り添い支え合う心の醸成

(1) 県民の福祉意識の高揚

その人らしく生きる生活を支援する福祉・介護への理解を深め、誰もが地域社会を構成する一員であるとの意識を持つよう、福祉に関する啓発活動を推進するとともに、福祉活動に参加するきっかけづくりを行います。

- ・ インターネット等を活用した福祉に関する広報活動の推進や、「障害者週間」等のキャンペーン事業の実施などによる啓発・広報活動の推進
- ・ バリアフリー化などを通じた福祉のまちづくりに関する啓発活動の推進
- ・ 若い世代と高齢者の交流、障害者や社会福祉施設と地域住民との交流の場づくりの推進
- ・ 富山県福祉カレッジやとやま介護テクノロジー普及・推進センター、社会教育施設等における、福祉に関する学習機会の提供

(2) 学校教育における福祉教育の推進

学校教育において、家庭や地域社会と連携した奉仕活動を行ったり、福祉施設などを訪問したりする活動を通じて、他人を思いやる優しさ、他人に共感できる温かい心を持ち、共に支え合って生きようとする児童生徒を育成します。

- ・ 児童生徒が主体的に進める福祉・ボランティア活動の推進など、社会性や自立心、規範意識、公共心、感謝、思いやりの心など豊かな人間性を重視した学校教育の充実
- ・ 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」や「総合的な学習の時間」などを活用し、体験を通して児童生徒の福祉に対する意識啓発の推進
- ・ 高校生の保育・介護体験学習や、赤ちゃんふれあい体験の実施など少子・高齢社会に対する認識を深めるための実践活動の推進
- ・ ボランティア体験学習を指導する教員等に対する継続的な研修の推進
- ・ 福祉関係学科等における実践的な教育の充実
- ・ 特別支援学校と幼・保・小・中・高等学校等や地域社会、特別支援学級と通常の学級などとの交流及び共同学習の推進

(3) ボランティア意識の醸成

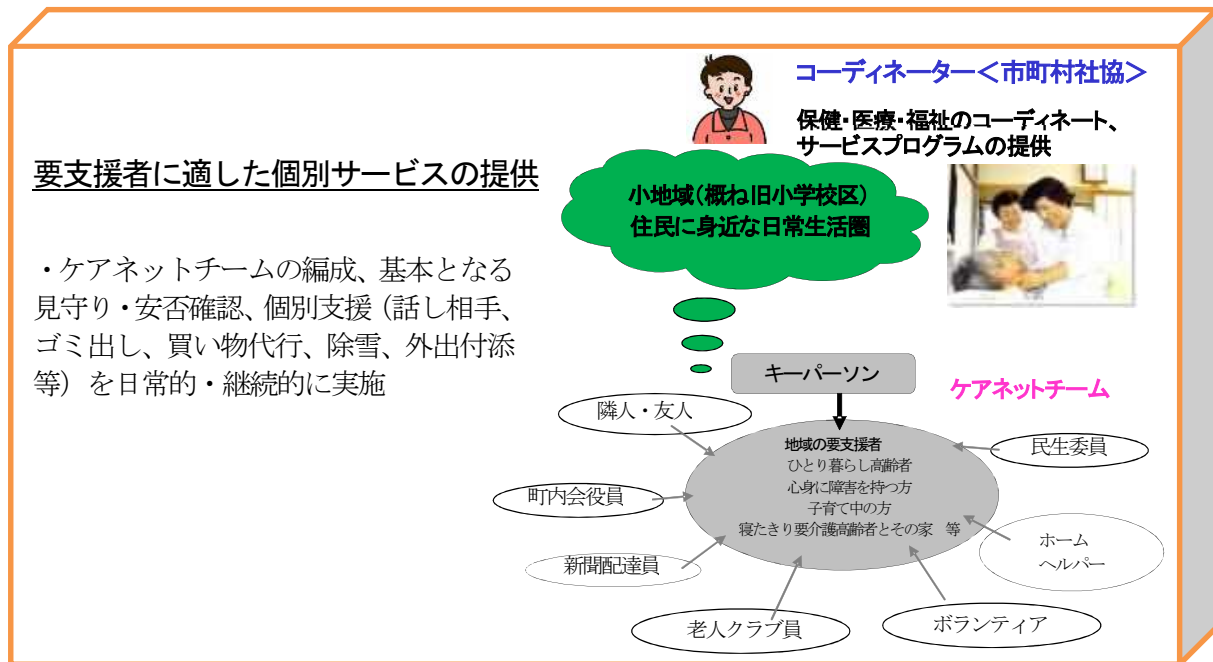
ボランティア活動への関心を高め、ライフスタイルとしてのボランティア活動が定着するようボランティア意識の啓発に努めます。

- ・ ボランティア活動強調月間推進キャンペーンや富山県民ボランティア・NPO大会の実施などによるボランティア・NPO活動の普及啓発
- ・ 県・市町村社会福祉協議会や県民ボランティア総合支援センターによるボランティア養

成講座等の開催や活動相談、ボランティア情報の提供などボランティア活動に関心のある県民への支援

- ・ 児童生徒や学生、勤労者、高齢者など幅広い県民のボランティア活動への参加促進

図 ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業のイメージ



2 地域共生社会の実現に向けた意識啓発

(1) 地域共生の社会づくりの普及啓発

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生き方ができる地域共生社会の実現に向け、県民の意識啓発に努めます。

- ・ ケアネット活動への地域住民の参加促進のための意識啓発
- ・ 富山型デイサービス（共生型サービス）や共生型グループホームに対する理解促進
- ・ 富山型デイサービス（共生型サービス）の理念普及のための講座の開催

(2) 地域共生社会を推進する主体の連携

地域共生社会を推進するため、地域住民、NPO・ボランティア、民生委員・児童委員・その他の委嘱委員、企業・協同組合、社会福祉法人・学校法人、社会福祉協議会、市町村など地域福祉の担い手となる主体相互の連携・協働を支援します。

- ・ 民生委員・児童委員や福祉に関するボランティア団体等の連携促進のための環境づくり
- ・ 社会福祉法人・社会福祉施設と地域社会とのつながり強化のための支援
- ・ 地域の様々な福祉サービス提供機関が連携した地域貢献のための取組みの促進
- ・ ケアネット活動の中心となる地域リーダー養成のための研修会の実施に対する支援
- ・ 「重層的支援体制整備事業」実施に向けた研修会の開催や情報提供の充実

本計画における『地域共生社会』の定義

年齢や障害等の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生き方ができ、共に支え合う地域社会

【事例1】学校とともに企画実施する福祉教育 社会福祉法人南砺市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域共生社会の実現のため、お互いを尊重しともに助け合う心を育むことを目的に学校や地域活動の中での福祉教育を推進しています。総合的な学習の時間や体育等の授業を利用した福祉教育に取り組んでいます。

【きっかけ】

令和4年5月、福光東部小学校6年生の学年主任より『『ふくし』を学ぶことで、児童たちが様々な人と出会い、たくさんの人生観に触れ自分たちの将来について考えてもらいたい。』と福祉教育の進め方や方法について相談を受けた。

【内容】

学校での福祉教育は、高齢者疑似体験や当事者の話を聞くことが多いが、福光東部小学校では、障害者や地域のボランティア活動者、福祉施設職員と出会い感じた児童の思いを取り入れながら学びを深めた。

導 入：『ふくし』や社会福祉協議会について出前講座（6月）

普段の暮らしのしあわせや、社会福祉協議会の役割について紹介。『ふくし』は、誰もが自分らしく日常生活を送れるような暮らしのことであり、高齢者や障害者に限られた考え方ではないことを伝える。

展 開：車いす生活者との出会い（7月）、視覚障害者との出会い（9月）

車いすでの1日学校生活（9月）、車いすで外出体験（9月）

ボッチャでの交流会（11月）

花と緑の銀行活動者や高齢者施設職員との出会いは学校が企画

同じ地域で生活している車いす利用者や視覚に障害のある方との出会いを調整。「車いす生活をしてみたい」「もっと交流したい」との児童の思いから、日直が順番に学校生活を車いすで過ごす取り組みやボッチャでの交流に展開した。

まとめ：学びの発表（12月）

児童たちが主体的に取り組むことで「これからも人とつながる人をつなげる 南砺市民になりたい」と発表し、この1年で出会った方から評価（コメント）を受けることで学びを深めた。



【工夫点】

- ・学年主任とは、こまめに連絡を取り合い児童たちの様子や反応を把握した。
- ・日常生活をイメージできるよう、生活圏が同じ方との出会いを調整した。
- ・花壇づくりや福祉施設の職員の方に関わる企画は学校がすでにつながっている地域やボランティア等に協力をいただき、学校と社協とが互いの強みを活かし役割分担して授業を組み立てた。

【成果】

- ・外出体験では保護者の協力を得ることで、些細な道路の傾斜が車いすに影響するなど、保護者の方にも車いす利用者の生活を知ってもらう機会になった。
- ・「車いすの人」ではなく、「〇〇さん」と個人として認識することが出来た。
- ・講師をお願いした方からは、児童へ「私の生活や活動について知ってもらい、何かできないか考え気にかけてもらえて嬉しい」と直接感謝を伝えられた。

Ⅱ 福祉を担う人づくり

今後ますます高齢化が進行し、介護・福祉サービスに対する需要が大きくなることから、介護・福祉を担う人材を質と量の両面から確保することが大切です。

このため、介護・福祉に対する若い頃からの理解促進と職業観の形成や中高年齢者など多様な介護人材の掘り起こし、処遇改善、キャリアパス導入等による魅力ある職場環境の整備により、専門知識と技術を持った質の高い人材を養成するとともに、これらの人材が職場に定着するよう支援します。また、身近な地域において、高齢者や障害者等の支援を必要とする人々を支える地域福祉活動の担い手を育成します。

1 質の高い介護・福祉サービス従業者の育成・確保

(1) 専門人材の育成・確保・定着・資質向上

県福祉人材確保対策会議を中心に関係団体や教育委員会と連携し、介護・福祉等の専門知識や技術を備え、利用者本位のサービスを提供できる質の高い専門人材の育成・確保・定着等に努めます。

① 若者等への介護・福祉の魅力のPRや多様な人材の参入促進

- ・ 社会に学ぶ『14歳の挑戦』での福祉職場体験や中高生への出前講座、高校生を対象としたインターンシップ等による、小中高校や介護福祉士養成校、福祉施設等と連携した若者の参入促進
- ・ パンフレットの配布やホームページでの情報発信などによる、子育て世代を対象とした介護の仕事への参入促進
- ・ 「介護の日」キャンペーンイベントの開催、SNS広告などによる介護の魅力PR
- ・ 介護事業所と元気高齢者とのマッチングなど、元気高齢者による介護助手制度の導入促進

② 介護・福祉サービスを担う人材の教育・養成の推進

- ・ 介護福祉士及び社会福祉士の資格取得を目指す学生に対する修学資金貸付の実施など、介護・福祉の担い手の育成
- ・ 介護職員の専門性を高める研修の実施や研修参加時の代替職員雇用への支援など、職員の資質向上の推進
- ・ 県内介護福祉士養成校における介護福祉士等育成への支援
- ・ 地域での介護の仕事の魅力アップや、介護福祉士養成校・事業所と地域住民との交流のための取組み
- ・ 外国人介護人材を雇用しようとする事業所と紹介事業者とのマッチングの支援
- ・ 外国人介護人材へのコミュニケーション支援や生活支援等を実施する介護施設と、留学生への教育の質向上を図る介護福祉士養成校への支援
- ・ 県福祉カレッジ等における介護支援専門員、障害福祉サービス事業所の相談支援従事者等の資質向上を図るための研修の充実
- ・ 障害児者の特性に配慮した適切な居宅介護サービスや同行援護サービスを提供するための研修の充実

③ 就業・相談支援

- ・ 県健康・福祉人材センター等における無料職業紹介、相談、情報提供等の就業援助やハローワークとの連携促進



福祉職場説明会

- ・ 県健康・福祉人材センターへの専門員配置によるマッチング強化や福祉職場説明会の開催等による、介護・福祉に従事又は再従事しようとする者への支援
- ・ 離職介護職員の再就職時の必要費用や他業種から介護分野等就職時の必要費用の貸付などによる再就職の促進

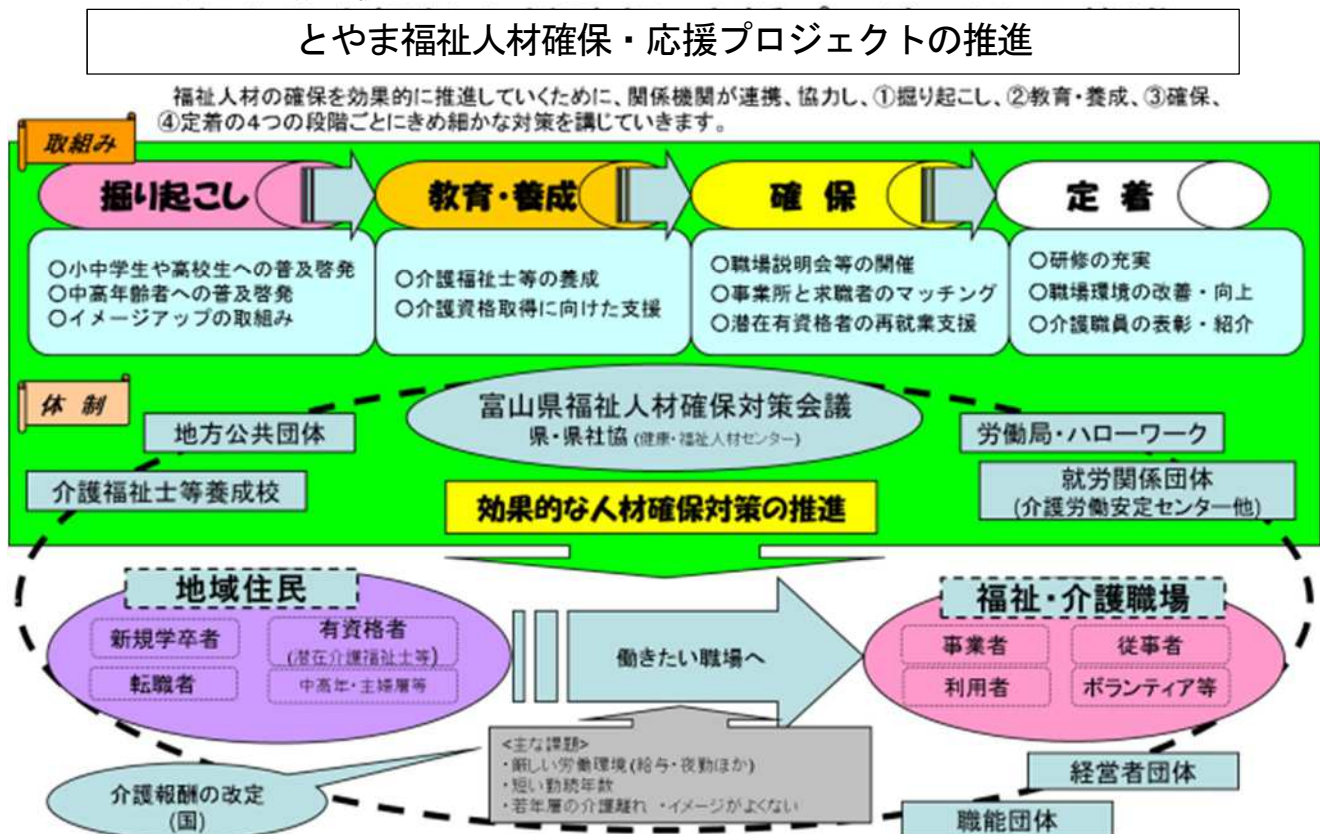
④処遇・職場環境の改善等による職場定着支援

- ・ 介護事業所等におけるキャリアパス整備の支援など、職員の処遇改善の促進
- ・ 介護ロボット・ICT等の導入支援などによる職員の負担軽減や職場の環境改善のほか、利用者の自立支援・生活の質の向上や雇用環境向上に取り組む事業所の表彰
- ・ 介護職場でがんばっている中堅職員表彰や新任職員の合同入職式等による職員の職場定着支援
- ・ 新任職員などの相談対応や実践的な指導ができる中堅リーダーの養成支援
- ・ 介護ロボット・ICTや福祉用具等を活用した介護職員等の腰痛予防など、身体的負担軽減による離職防止のための支援
- ・ 社会福祉法人の理事長や社会福祉施設の施設長に対する経営管理研修等の充実
- ・ 電子申請・届出システムの利用開始などデジタル化の推進

⑤保育士等の人材確保と就業継続の支援

- ・ 保育士等のキャリアアップのための研修の実施、職員の処遇改善の促進
- ・ 再就職準備金貸付等の再就職支援の充実や保育を取り巻く最新情報の提供など、潜在保育士の掘り起こしや就労支援による保育士等の確保
- ・ 保育士・保育所支援センターにおける現役保育士からの悩み事相談等の対応など、離職防止等定着対策の推進
- ・ 保育士の資格取得を目指す学生に対する修学資金貸付の実施、高校生へのバスツアー体験やリーフレット配布、養成校学生への情報発信等による保育の魅力PR

図 とやま福祉人材確保・応援プロジェクト



(2) 県福祉カレッジの研修システムの充実

福祉人材のキャリアアップを支援し、その質を高めるため、県福祉カレッジにおける研修内容を常に時代の要請に応じたものに見直すとともに、社会福祉施設や専門職団体等との連携・協力体制を構築します。

- ・ 県福祉カレッジにおける社会福祉事業従事者等に対する研修の充実
- ・ 県福祉カレッジと社会福祉施設や関係団体などとの適切な役割分担と協力体制の充実
- ・ 社会福祉事業従事者の階層に応じたキャリアパス構築や研修履歴の管理による支援

2 地域福祉活動やボランティア活動の担い手の育成

(1) 民生委員・児童委員の確保と資質の向上

地域住民にもっとも身近な福祉の担い手である民生委員・児童委員の確保やその資質の向上に努めるとともに、民生委員・児童委員と関係団体等との連携促進を図ります。

- ・ 民生委員・児童委員の活動に対する地域住民の理解促進
- ・ 働きながら民生委員・児童委員活動を行うための企業の理解促進
- ・ 民生委員・児童委員を対象とした研修内容の充実
- ・ 民生委員・児童委員と保健、医療、福祉関係者やボランティア等との連携促進
- ・ 児童の健全育成に関する活動などを行う主任児童委員に対する県民の理解促進と学校関係者等との連携促進

(2) ケアネット活動を支えるリーダーの育成等

地域住民自らが、地域の要支援者に対する見守り等の個別支援を行うケアネット活動が円滑に実施されるよう、活動の中心となるリーダーの育成を支援します。

- ・ 社会福祉協議会に配置される福祉活動指導員や福祉活動専門員の活動に対する支援
- ・ ケアネット活動への住民等の参加促進や関係機関等との連携・調整を行うケアネット活動コーディネーターの配置、資質向上に対する支援

(3) 福祉教育サポーターやボランティアコーディネーター等の育成

県民の自主的な参加による地域福祉を推進するため、地域福祉活動やボランティア活動において中心的な役割を果たす人材の育成を支援します。

- ・ 地域のボランティア活動を推進する福祉教育サポーターやボランティアコーディネーターの研修に対する支援
- ・ NPOやボランティア団体の中心となるリーダーの資質向上に対する支援

3 地域共生社会を支える人材の育成・確保

(1) 富山型デイサービス（共生型サービス）を担う人材の育成・確保

高齢者や障害児者を一緒にケアする富山型デイサービスは、多様な利用者が交流することの効用がある一方、事業者や職員の負担も大きいことから、富山型デイサービスの担う人材の育成・確保に努めます。

- ・ 富山型デイサービスの起業を目指す県民への研修等、富山型デイサービスを提供する人材の育成支援
- ・ 富山型デイサービス事業所で働く職員に対する研修の充実

- ・ 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、「小さな拠点」の整備促進

(2) コーディネート人材の養成

福祉ニーズが多様化・複雑化する中、地域において支援を必要とする方に対して、多様な専門職（医療や介護、福祉、就労等）とのネットワークを構築し、支援のためのコーディネーター役を務める専門職（コミュニティ・ソーシャルワーカー）の養成を図ります。

- ・ 市町村社会福祉協議会職員等を対象に、県社会福祉協議会で実施しているコミュニティ・ソーシャルワーカー養成研修等に対する支援

(3) 職種横断的な研修の実施

複雑化する福祉課題に対応するため、県福祉カレッジ等において、従来の福祉の枠を超えた職種横断的な研修を実施し、関係職員の資質向上や専門職間の連携強化を図ります。

- ・ 県福祉カレッジ等における、福祉、医療、司法等関係専門職を対象とした専門多職種連携・ソーシャルワーク実践研修等の実施
- ・ 重層的支援体制整備事業を実施する市町村のための、複数の専門多機関の連携による支援及びその他の研修の充実

【事例2】 外国人介護人材の活躍 社会福祉法人あかね会

社会福祉法人あかね会では、今後の介護職員人材の不足を見据え、2017(平成29)年度から、「外国人介護人材」の受入れを積極的に行っています。

【令和3年度「がんばる介護事業所表彰(雇用環境部門)」受賞】

(女性の積極的雇用、職場環境を整備し、えるぼし認定を取得)

【あかね会の取組み】

2017(平成29)年12月を皮切りに、毎年、外国人介護人材を受入れています。契約や入職に至るまでの手続き等については、書類上の手間はありますが、皆とても仕事熱心で、入職3年目ともなると、立派な介護職員に成長します。また、あかね会では、EPA・技能実習生・特定技能のほかにも、外国人永住者を雇用しています。入職後は、リーダーや外国人担当職員が中心となって密にコミュニケーションをとる等、外国人が不安なく仕事できるよう努めています。



【あかね会の受け入れ実績】

2017(平成29)年12月5日
EPA フィリピン介護福祉士候補者2名受入れ
2018(平成30)年12月12日
EPA フィリピン介護福祉士候補者3名受入れ
2019(令和元)年12月10日
EPA フィリピン介護福祉士候補者1名受入れ
2020(令和2)年1月14日
技能実習生(フィリピン)2名受入れ
2021(令和3)年10月1日
EPA フィリピン介護福祉士候補者1名受入れ
2022(令和4)年5月21日
特定技能(ミャンマー)2名受入れ
2022(令和4)年7月21日
技能実習生(モンゴル)2名受入れ

介護福祉士合格(EPA)
あかね会 第1号



日々の業務と資格取得のための勉強を両立させ、2022(令和4)年3月、介護福祉士試験に合格しました。2023(令和5)年も2名が試験に挑みます。

【工夫】 ※EPA 候補生の場合

〈生活のサポート〉

- ・家賃補助あり(法人より)
- ・Wi-Fi 環境の整備、パソコン・家電・自転車の支給
- ・定期的な面談・ミーティング 1回/月
(ヒアリングとヒアリング後の即時対応の積み重ね)

〈勉強のサポート〉

- ・1年目 法人職員による日本語教育
- ・2年目～ 外部講師による介護福祉士試験対策勉強

【成果】 先に入職した外国人の先輩が、新しい外国人に仕事内容を教えるという流れができたことで、1から10まで日本人職員が教える必要がなくなった。2023年度もEPAの受入れを予定しており、今後も外国人の受入れを継続していきたい。

Ⅲ 住民と行政の協働による地域福祉の推進

年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で誰もがともに暮らせる地域共生社会を構築するには、県、市町村、福祉サービス事業者、地域住民、企業等が互いに協力・連携し、自主的かつ積極的に地域福祉活動に取り組むことが大切です。

このため、高齢者、障害者、児童など、支援を要する人々を地域全体で支えるという意識を皆が共有し、自主的な福祉活動が行われている「福祉コミュニティ」の形成に努めます。また、社会福祉法人の地域貢献や企業等の社会貢献活動への参画促進、NPO等の活動基盤の強化を図ることにより、地域福祉の担い手育成に努めます。

1 地域における互助の推進

(1) 住民参加型福祉活動の振興

「互助」の精神で住民自らが積極的に参加する地域福祉活動が活発に展開されるよう、住民に対する意識啓発に努めるとともに、その活動が継続的に行われるよう支援します。

- ・ ケアネット活動を始めた、地域活動グループや地区社会福祉協議会の活動への支援
- ・ 地域包括ケア実践団体の募集・登録や、高齢者の介護予防、生活支援、在宅医療介護連携に資する先駆的な取組を行う団体を「地域包括ケア実践顕彰団体」として顕彰するなど、地域包括ケアシステムの普及啓発や地域包括ケア活動への参加意識の醸成
- ・ こどもたちの遊び場となる児童館の整備など地域における交流拠点づくりへの支援
- ・ 住民主体の通いの場等における効果的な介護予防活動への支援
- ・ 高齢者自身が自らの健康状態を知り、フレイル予防など必要となる日常生活の改善、介護予防の取組みを支援

(2) 地域における多様な人材の活動支援

福祉コミュニティにおける活動の中心となる人材を育成するとともに、多種多様なボランティア活動が活発に行われるよう支援します。

- ・ エイジレス社会リーダー養成塾の開催など、地域福祉活動等を推進するリーダーの養成
- ・ 地域の身近な存在として広範な福祉活動を行う民生委員・児童委員の資質向上や相談援助活動等に対する支援
- ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員、認知症サポーター、メンタルヘルスサポーター、子育て支援員、健康づくりボランティアなどによる地域福祉活動に対する支援
- ・ 認知症の人と家族が安心して暮らすための身近な支援者である認知症サポーターの養成

2 ボランティア、NPO活動等の基盤強化

(1) 参加しやすい環境づくり

普及啓発活動の推進や情報提供などを通じ、ボランティア活動に関心を持つ県民が気軽に参加できる環境づくりを推進します。

- ・ インターネットを活用したボランティア・NPO活動事例の紹介、広報誌の発行などによる情報提供の充実
- ・ 専門的技術や知識を有するボランティアの登録や活用の推進
- ・ ボランティア休暇制度の普及や企業、サラリーマン等に対する啓発活動の促進

(2) 活動基盤の強化

活動拠点の設置やボランティアセンターにおける相談体制の充実など、継続的なボランティア・NPO活動を展開するための基盤整備を支援します。

- ・ ボランティアコーディネーターの配置など県・市町村ボランティアセンターの活動に対する支援
- ・ ボランティア交流サロンやワークルールの整備充実など使いやすい活動拠点の設置等に対する支援
- ・ 県・市町村ボランティアセンター及び県民ボランティア総合支援センターによる相談機能の充実や、ボランティア活動のネットワーク化、交流活動の推進
- ・ NPO等の活動基盤強化を図るための、マネジメント力向上研修やNPO等の要望に応じた税理士等の専門相談員の派遣
- ・ 県民、企業、NPO、行政など多様な主体が連携した協働の取組みの推進

(3) 寄附文化の醸成

行政に加えて、多様な主体が参加し、共に支えあう地域共生社会を形成するため、その担い手となるNPO等の活動基盤の強化を図ります。

- ・ 相続や遺贈により取得した財産を寄附した場合の税制優遇措置など、社会福祉法人やNPO等を支援する寄附税制の周知や寄附意識の啓発
- ・ ボランティア・NPO団体を対象とした助成金説明会の実施

3 社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の促進

(1) 社会福祉法人の地域貢献活動の促進

令和2年の社会福祉法の一部改正により、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化を図るため、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組みを行う新たな法人制度として、社会福祉連携推進法人の制度が創設されました。

社会福祉法人には、経営基盤の強化とともに、複雑化・複合化する福祉ニーズへの対応や地域貢献活動に一層取り組むことが求められています。

- ・ 社会福祉法人経営者の地域貢献のための研修の充実
- ・ 社会福祉施設と地域住民との交流促進
- ・ 地域の福祉ニーズの共有や取組みの連携強化を図るための体制づくり
- ・ 地域の様々な福祉サービス提供機関が連携した地域貢献のための取組みの促進

(2) 社会福祉法人の経営基盤の強化

今後ますます地域に密着した福祉活動の展開が期待される社会福祉法人に対し、適正なサービス提供の基礎となる経営基盤が強化されるよう支援します。

- ・ 施設整備等に対する助成や運営資金貸付の充実
- ・ 苦情解決体制の整備やサービス評価、リスクマネジメントなどサービスの質の向上に向けた取組みに対する相談援助の充実

- ・ 財務、税務などの経営分析、相談や会計事務、人事、労務管理等の助言など運営管理全般にわたる適切なサービス提供に関する経営支援体制の充実
- ・ 県健康・福祉人材センターや県福祉カレッジとの連携強化などによる福祉人材の資質向上や適正な人材確保のための支援

(3) 企業等の地域福祉活動への参加促進

企業等の地域福祉活動が自主的かつ積極的に行われるよう、これらの法人も地域社会を構成する一員であるとの理解を促進し、地域住民との協力・協働を支援します。また、企業やその企業で働く勤労者などが、地域の福祉活動に参画するための環境整備に努めるとともに、その活動を支援します。

- ・ 企業等の社会貢献活動を促進するセミナー開催への支援
- ・ ボランティア活動に参画するための相談・紹介事業の充実
- ・ 障害福祉サービス事業所の商品の展示即売スペースの提供や電気設備の点検、住宅補修など企業、事業所がもつ資源・技術提供の促進
- ・ 企業が創設した福祉基金等の活用促進

4 多様な主体の参入支援

(1) 新規参入しやすい環境づくり

利用者が適切な福祉サービスを利用できるよう、新規参入や新たな分野の開拓を促すなど、福祉サービス事業に参入しやすい環境づくりを進めます。

- ・ 各種福祉団体の育成・振興のための支援
- ・ 新規開業までの助言、指導や地域のニーズに対応した福祉サービス事業の起業支援
- ・ 福祉サービス事業者の組織化による事業者相互の資質向上や情報交換への支援
- ・ 特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の不動産取得税などを優遇する支援税制の実施
- ・ 福祉サービスへの参入のための手続きの円滑化

(2) ボランティア団体やNPOによる福祉サービスの提供支援

柔軟で機動的な活動が期待できるボランティア団体やNPOの福祉サービス事業等への参入を支援します。

- ・ アドバイザーの設置や会計相談の実施などの運営基盤の強化支援
- ・ NPO法人制度の普及啓発の促進
- ・ 組織化を目指すボランティアグループに対する事業運営・管理等に関する情報提供、個別相談等の支援

【ともに支え合う「ひとつくり」指標】

指標名及び指標の説明	現況	2027(R9)年度、2032(R14)年度の姿			検証の スパン (※)
		2027(R9)年度	2032(R14)年度	(目標設定の考え方)	
障害のある人との交流や手助けをしたことのある人の割合	78.7% 2018(H30)	増加させる		各種のイベントの開催や啓発活動を通じて県民の福祉意識の一般化を目指す。	長期
介護職員数	19,349人 2020(R2)	21,300人	21,900人	本県の今後の介護需要に対応できるよう、多様な介護人材の掘り起こしや教育・養成、職場定着支援等により、必要となると見込まれる介護職員の確保を目指す。	1年
介護福祉士県内登録者数	17,515人 2021(R3)	19,100人	19,700人	より一層の高齢化が見込まれる中、より高い専門性を持った人材の育成を目指す。	1年
介護関連職種の有効求人倍率	4.16(R3) 全職種 1.37(R3)	全職種平均の倍率との差を縮小する		介護関連職種の有効求人倍率が全職種に比べ極端に高い現状をふまえ、現状の倍率が低くなるよう、人材確保等を積極的に進める。	1年
保育所等に勤務する保育士数	5,838人 2020(R2)	6,200人 (2026(R8)年度の 現行目標)	適正な需要と供給の バランスを考慮の 上、改めて検討	今後の多様な保育ニーズに対応できるよう、潜在保育士の掘り起こしなどにより、必要となると見込まれる保育士の確保を目指す。	1年
ボランティア活動者数 地域で継続的に活動している人口10万人あたりのボランティア数	人口10万人 あたり 5,695人 2021(R3)	人口10万人あたり 5,800人	人口10万人あたり 6,000人	ボランティアの普及啓発に努め、人口10万人あたりのボランティア活動者の増加を目指す。	1年
地域活動に参加している人の割合 県政世論調査において、自分の住んでいる地域の活動に「積極的に参加している」又は「ときどき参加している」と答えた人の割合	58.8% 2021(R3)	増加させる		児童生徒や学生、中高年世代、勤労者などの幅広い県民のボランティア活動を促進し、地域活動へ参加する人の増加を目指す。	長期
認知症サポーター数 認知症サポーターの養成数	142,392人 2021(R3)	170,000人	192,500人	近年の養成数を踏まえ、毎年4,500人の増加を目指す。	1年
NPO法人数	384法人 2021(R3)	408法人	428法人	近年のNPO法人認証数と解散数が同程度であることを踏まえ、毎年度4法人程度の増加を目指す。	1年
NPOと県との協働事業数	136事業 2021(R3)	増加させる		行政との協働事業の取り組みを推進し、着実な増加を目指す。	1年

※「検証のスパン」…指標の進捗状況について、毎年検証するものを「1年」、5年後を目途に検証するものを「長期」としています。

第2章 安心して暮らせる「地域づくり」

I 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり

高齢者や障害児者を含む県民誰もが住み慣れた地域で快適に暮らし続けるためには、物理的な障壁（バリア）だけでなく、社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去する必要があります。また、新たな障壁が生じないように、初めから誰にとっても利用しやすくデザインすることも大切です。

このため、これらの考え方をいう「ユニバーサルデザイン」及び「バリアフリー」を、ハード・ソフトの両面から進め、誰もが安全に安心して生活できる環境を整備します。

1 ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進

(1) ユニバーサルデザインの普及

県民誰もが快適に暮らせるよう、年齢や障害の有無にかかわらず最初から多くの人利用可能である“ユニバーサルデザイン”の理念を広く県民に浸透、普及させるための啓発活動を推進します。

- ・ 公共事業の実施やまちづくり計画等の策定に当たってのユニバーサルデザインの導入を広く取り入れていくことによる啓発の促進
- ・ 県内企業が開発したユニバーサルデザイン商品等の利用促進

(2) 住環境等のバリアフリーの推進

①生活関連施設

都市計画や交通など各分野との連携を図りながら、建築物、公共交通機関の施設、道路等のバリアフリーを推進します。

- ・ 庁舎、学校などの公共建築物、道路、公園などの公共施設のバリアフリー化、民間建築物等のバリアフリー化の支援
- ・ 土木、建設、交通などの関係者などに対する普及啓発活動の推進や、バリアフリー化に関する顕彰の実施
- ・ 大規模集会やイベント開催時の臨時保育室の設置促進
- ・ 県民福祉条例に定めるバリアフリー化した生活関連施設に対する不動産取得税の減免
- ・ 人が多く集まる景勝地、観光施設などでのバリアフリーの推進
- ・ 県内の主なバリアフリー施設の紹介を行う「とやまバリアフリーマップ」の充実

②中心市街地等

特定の建物などを単独でバリアフリー化するだけでなく、利用者の多い中心市街地などの面的なバリアフリーを推進します。

- ・ 都市機能の適正な配置や公共交通などの都市基盤整備に関する福祉の視点の導入促進
- ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称「バリアフリー法」）に基づく市町村による基本構想の策定支援
- ・ 高齢者、障害者、乳児を抱えた親子連れなどが自由にショッピングなどを楽しむための商店街等のバリアフリーの促進
- ・ 車いす・ベビーカー等の利用や視覚障害者誘導用ブロック整備、段差解消などバリアフリー

一化に配慮した店舗、歩道等の整備

- ・ ベンチの設置、多目的トイレ等の整備促進

③交通機関

移動に配慮が必要な高齢者や障害者等が、就業、買い物などの社会的活動を円滑に行うことができるよう、交通機関のバリアフリーを推進するとともに、生活の足である地域公共交通の維持・確保に努めます。

- ・ 鉄道駅や空港などの旅客施設及びその周辺の道路、駅前広場を中心としたバリアフリーの推進
- ・ 高齢者や障害者など誰もが安全に利用できる低床車両導入や、駅舎など交通結節点のバリアフリー化の取組みへの支援
- ・ 交通事業者が行う鉄軌道の安全性向上への取組みや、生活交通として必要不可欠な民営バス・コミュニティバスなどの運行維持等への支援
- ・ 福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入など、多様なニーズに対応した地域交通サービスの推進
- ・ 個人所有車両を活用した住民参加型の交通サービスへの支援
- ・ デジタル技術を活用した運行状況などの情報提供の推進



低床バス

④住宅等

住宅改修に対する支援などによる、高齢者や障害者等の在宅福祉の基礎となる住宅のバリアフリーを推進します。

- ・ 県ホームページへのバリアフリーリフォーム事例集の掲載による普及啓発の促進
- ・ サービス付き高齢者向け住宅など高齢者の居住に適した住宅整備の促進
- ・ 高齢者、障害者等が居住する住宅のバリアフリー改修のため設計・施工をアドバイスする体制の整備
- ・ 住宅のバリアフリー改修工事に対する融資制度、住宅改修等に対する助成などの活用促進

⑤安全で安心できる生活環境の実現

高齢者や障害者等はもとより、子どもや妊産婦にも配慮した安全で安心できる生活環境づくりを推進します。

- ・ 高齢者や障害者等が日常よく利用する建築物、駅舎、バス停などを一連のルートとしてとらえた計画的な社会資本の整備促進
- ・ 障害者等の安全かつ円滑な通行に配慮した段差解消や歩道幅員の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置、無電柱化など安全で快適な歩行空間の整備

- ・ 視覚障害者付加装置信号機等の整備など危険性の少ない交通環境の整備促進
- ・ 高齢者や障害者など誰もが気軽に出入りすることができるユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ・ 災害時の救助や避難についての防災計画上の配慮や積雪対策など高齢者等の要配慮者対策の充実
- ・ 耳や言葉の不自由な人々が事故等に巻き込まれた場合の携帯電話のメールやスマートフォンアプリ等を活用した緊急通報体制の効果的な運用

(3) 情報のバリアフリーの推進

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の制定も踏まえ、情報通信技術の活用や情報環境の整備により情報のバリアフリーを推進するとともに、高齢者や障害者のコミュニケーションを補助する情報通信ソフト等の普及や、コミュニケーションを助ける人材の育成を図ります。

- ・ 富山県手話言語条例制定を契機とした、手話によるコミュニケーション支援のさらなる充実や理解普及の促進
- ・ 各種会議やイベント等における手話通訳、要約筆記などの普及啓発促進
- ・ 在宅での手続を可能とするための電子申請や納付手続きの推進
- ・ 視覚障害者及び聴覚障害者の情報提供施設の運営への支援
- ・ 音声化、点字化などの機能を持った情報機器（パソコン）等の導入の促進
- ・ 視覚障害者のための音声入力ソフトや点字プリンターなど、情報機器の使用を促進するための支援
- ・ 障害者などのICT（情報通信技術）講習やパソコン教室の開催など情報リテラシー（操作能力）向上の推進
- ・ 障害者が点字、音声、手話、要約筆記、触手話、指点字、代読、代筆、その他のコミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、点訳奉仕員や朗読奉仕員、同行援護従業者等の養成、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の養成・派遣
- ・ 障害者のパソコン使用をサポートする指導者の育成支援や、情報機器に関する相談・援助を行う障害者IT推進員の派遣
- ・ 県立図書館における、アクセシブルな書籍及び電子書籍等の充実、拡大読書器等の読書支援機器の整備促進、郵送貸し出しサービスの拡充や、電子書籍システム及び視覚障害者等用データ送信サービス（国立国会図書館）の提供と利用方法についての周知
- ・ 富山県視覚障害者福祉センターとの連携による、視覚障害者等の円滑な図書館利用の促進や、特定書籍及び特定電子書籍等の製作のノウハウ、製作された書籍等に関する情報交換の実施
- ・ 視覚障害者等の読書環境整備や支援方法の資質向上、読書支援機器の使用方法の習熟を図るための、県内図書館等職員を対象とした研修の実施
- ・ 地域で継続してサポートするボランティアの養成など、スマートフォンの操作に不慣れた高齢者等の支援

(4) 心のバリアフリーの推進

こどものころからの人権教育や子育て、家族の絆の大切さに対する意識啓発、障害者等に対する誤解や先入観の排除など、心のバリアフリーを推進します。

- ・ 学校等における幼児、児童生徒に対する意識啓発の促進や、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の推進
- ・ 女性、こども、高齢者、障害者、外国人、性的少数者等様々な人権課題に対する啓発活動の推進
- ・ 様々な福祉サービスを気軽に利用するための県民意識の醸成
- ・ テレビやラジオ、インターネット等を活用した育児や家族の大切さなどに関する意識啓発

2 地域共生社会の実現に向けた拠点づくり

(1) 地域共生型福祉拠点の拡充

高齢者や障害児者等が住み慣れた地域で快適に暮らし続けられるよう、多様な主体により富山型デイサービス（共生型サービス）をはじめとした地域共生型福祉拠点の設置が促進されるよう努めます。

- ・ 年齢や障害の有無にかかわらずサービスを提供する富山型デイサービスの設置促進のための支援
- ・ 通常のデイサービス等から富山型デイサービスへ転換を図る際の施設整備等への支援
- ・ 民家等の既存施設を改修することにより、富山型デイサービスを新設整備する際の支援
- ・ 富山型デイサービス事業所における相談機能の充実とケアネット活動との連携
- ・ 共生型グループホーム等の設置支援や共生型サービス事業の推進

(2) 地域包括支援センターの機能強化

地域住民の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターの機能充実に向け、市町村の取組みを支援します。

- ・ 地域住民から多様な相談を制度横断的な支援につなぎ、重層的支援体制整備事業の相談支援機能の中核を担う地域包括支援センターの総合相談機能の充実
- ・ 地域包括支援センターによる支援を必要とする高齢者や社会的に孤立している者等とその家族の把握や支援、見守りを行うための地域の関係者等のネットワーク構築の推進
- ・ 多職種協働による地域ケア会議を通じた、高齢者の自立支援・介護予防に資するケアマネジメントの推進と地域資源開発の促進
- ・ 公的な介護・保健・福祉・医療サービスとボランティア活動、インフォーマルサービス等を有機的に結びつけ、包括的・継続的なサービスを提供するコーディネート機能の強化

【事例3】 富山型デイサービス 特定非営利活動法人ひらすま

赤ちゃんからお年寄りまで一つ屋根の下で過ごす「富山型デイサービス」として、平成16(2004)年に開設しました。温かな雰囲気の家を活用し、地域の多様な人々の居場所となっています。

【設立の経緯】

介護療養型病院の看護師だった頃、病院で長い間暮らし、病院で最期を迎える高齢者をたくさん見てきた。認知症や寝たきりになれば、それは仕方のないことだと思っていた。そんな時に富山型デイサービスに出会い、「誰も排除せず、共に生きる」という考えに感銘し、富山型デイサービス「ひらすま」を設立した。

【活動内容】

2つの富山型施設の運営を中心に、地域の様々な人たちのニーズに合わせた柔軟なサービスを提供している。日中の通いを中心に泊まり機能もある。医療依存度が高い人・児、認知症状の重い人、多動児、終末期の人など、どのような状態であろうと、地域生活をとことん支援している。

地域づくりとして、広報を発行し町内に回覧し、避難訓練やイベントを地域住民と協働で行っている。地域の困りごとを、住民と共に話し合う場も設けている。

【特徴】

- ・近くで… 地域住民が暮らす住宅地の中にある。近くにはお店や神社、公園があり、生活に密着した環境。
- ・小さくて… 1日10名～15名の利用。利用者、職員共に馴染みの関係。お互いを理解しやすい。
- ・なごめて… 外観も内装も普通の民家。自宅でくつろぐように過ごせる。
- ・誰でも利用できる…赤ちゃんからお年寄りまで誰でも利用できる。年齢も障害もバラバラゆえに、個性が生き、自然と助け合いが生まれる。

【効用効果】

<ひらすまを利用することで>

- ・違う世代や異なった特徴のある人と共に過ごすことで、思いやりや優しさが身につく。
- ・よく似た状況の人と共に過ごすことで、仲間意識が芽生える。
- ・多様な人と共に過ごし、役割を見つける。
- ・役割を果たすことで、機能が向上・促進する。
- ・役割があることで、自己肯定感が高まる。
- ・共に生き、認め合う仲間ができることで、心が安定する。



<ひらすまが地域にあることで>

- ・地域を知る福祉・医療の専門職が近くにいる。
- ・いつでも何でも相談できる。
- ・協働して地域をつくる。



Ⅱ 福祉サービス基盤の充実

子育て世帯や障害児者など、地域の要支援世帯が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、子育て支援の充実や在宅・施設サービスを相互に活用できる介護・自立支援基盤の整備を推進します。

1 こどもや子育て家庭への支援等の充実

(1) こどもの権利の保障と最善の利益の尊重

こどもの権利が保障され、その最善の利益が尊重されることが基本であり、すべてのこどもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境づくりに取り組みます。

- ・ 児童相談所等の機能強化と相談体制の整備
- ・ 市町村や関係機関との役割分担と連携強化

(2) こどもや子育て家庭への支援の気運の醸成

家族のふれあいの大切さを啓発する活動を促進するとともに、こどもの成長や子育てを社会全体で支援する意識づくりを推進します。

- ・ 社会全体でこどもや子育てを支援する意識づくりのための広報・啓発等の推進
- ・ 「とやま県民家庭の日」などを契機とする家族のふれあいを促進する啓発活動の推進
- ・ 「とやま子育て応援団」の情報提供などによる制度の普及と利用の促進

(3) 地域における子育て家庭に対する支援

こどもの成長や子育てを地域全体で支援するため、子育てに関する相談体制の強化や子育てを支援する人材の育成等により、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

- ・ 地域子育て支援センター等の設置促進、子育て支援ホームページの充実など、子育て支援情報の提供や相談機能の充実
- ・ 延長保育や病児・病後児保育等の保育サービス、放課後の居場所づくりなど、多様な保育・子育てサービスの充実
- ・ 「とやまっ子さんさん広場」など異年齢のこどもや親子が集う居場所の設置促進
- ・ 子育て支援員など地域の子育てを支援するボランティア人材の育成
- ・ 市町村（子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センター）によるこどもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の運営に対する支援
- ・ こども食堂等のこどもの居場所づくり活動を行う民間団体に対する支援

(4) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立に向けた職場環境の整備や、働き方の見直しを進めるため、事業者等に対する啓発を促進します。

- ・ 一般事業主行動計画の策定及び取組みへの支援
- ・ 経営トップの子育て応援宣言や行動計画等の公表による、企業における両立支援の実効性ある取組みの促進
- ・ 企業や団体へのワークライフバランスの推進などに関する専門講師の派遣によるセミナーやワークショップの開催支援

- ・ 両立支援や男性の育児休業取得促進に積極的な取り組みを実施する企業の取り組み事例の紹介による他企業への普及啓発
- ・ 「イクボス企業同盟とやま」の加盟促進による仕事と家庭の両立支援
- ・ 男性の育児休業取得促進補助金による支援や家事・育児参画に関する普及啓発の推進

(5) ひとり親家庭等への支援

ひとり親等が抱える困難は複雑に重なり合っていることが多く、ひとり親の就業支援や子育て支援など総合的な支援が求められています。ひとり親等が、家庭生活と職業生活において安定した暮らしを築くとともに、安心して子育てをすることができるよう、各種の取り組みを進めます。そのため、国や市町村、ひとり親支援団体のほか、福祉や教育、雇用など幅広い分野において、支援を行う関係機関、経済団体など関係団体が相互に連携して、施策を推進します。

- ・ 母子・父子自立支援員等による相談や富山県ひとり親支援ナビ（ひとり親向けウェブサイト）を活用した情報提供機能の充実強化
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等による就業支援の積極的推進
- ・ ひとり親家庭の児童への学習支援等による子育て・生活支援策の充実強化
- ・ 弁護士等による特別相談の実施等による養育費確保及び面会交流の支援
- ・ 児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援の推進
- ・ ひとり親家庭に対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料の助成

(6) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーが抱える不安やケア負担を軽減・解消し、本来、こどもが有している権利を守るため、関係機関等が連携して早期発見し、適切な支援につなげる取り組みを進めます。

- ・ ヤングケアラー支援ネットワーク会議の開催
- ・ 関係機関職員向けの研修の実施
- ・ ヤングケアラー・コーディネーターの配置

【事例4】 こどもの居場所づくり NPO法人大空へ飛べ

「子どもたちのすこやかな成長と平和な未来のために みんなが手をつなぐ場を」をスローガンに、昭和61(1986)年より様々な活動に取り組んでいます。

【令和4年度「県民ふるさと大賞」受賞】

【設立の経緯】

昭和61(1986)年、「子どもたちのすこやかな成長と平和な未来のために みんなが手をつなぐ場を」をスローガンにして、歌や劇のステージ活動を中心に活動を始めた。ステージ活動のほか、学校や保育園、福祉施設、地震被災地などへの訪問活動も積極的に行ってきた。

平成30(2018)年10月からNPO法人となり、新たに、学習支援活動や居場所づくり、教育相談活動なども行い、子どもたちの「居場所や出番」を創る活動の充実に取り組んでいる。

【活動内容】

① 文化事業

- ・歌やダンス、手話などの練習会
- ・コンサート：年に1回以上



② 福祉事業

- ・東日本大震災復興支援（募金、宮城でのコンサート&交流）
- ・学校や保育園などでの親子活動支援 ・病院や福祉施設でのミニコンサート実施

③ 居場所事業（無料）

- ・不登校児童生徒のための居場所の提供 ・「大空こどもひろば」（こども食堂）の運営

④ 学習支援事業（無料）

- ・小矢部市（毎週木曜日、市民交流プラザ） ・高岡市（毎週火曜日、博労公民館）

⑤ 相談事業（無料）

- ・「大空子育てカフェ」の運営（3カ月に1回） ・子育ての悩み相談（随時）

【活動の成果】

- ・37年間実施してきた子どもたちの「居場所や出番」をつくる活動の中で、自信を取り戻し、友だちをつくっていきいきと活動を始めるこどもが多くいる。
- ・2歳～80歳代まで、多様なメンバー（障害のある方、ない方、地域の方や会社員など）100名～300名が毎年参加し、交流を深めている。
- ・不登校の子どもたちに居場所を提供し、社会的な自立に向けた支援を行っている。
- ・こども食堂を運営し、こども同士や地域の方との交流や文化の普及に努めている。毎月1回80～100名程度が参加し、無料提供の食事に大いに好評を得ている。
- ・ひとり親や生活困窮家庭の子どもたちのため、小矢部市と高岡市で無料の学習支援を毎週行っている。不登校でも大空の学習会には、喜んで参加するこどもたちもいる。
- ・保護者が気軽にこどものことを相談できる機会として、「大空子育てカフェ」を開催している。様々な方が集い、体験交流や相談、癒やしの場にもなっている。
- ・東北の復興支援を通じ、未来を担う宮城と富山の若者たちの交流も生まれてきている。

【事例5】 こどもをより産み育てやすい社会へ (株)セブン-イレブン・ジャパン

(株)セブン-イレブン・ジャパンでは、(公社)日本青年会議所が提唱する「ベビーファースト運動」に参画し、活動の趣旨に賛同する富山県内の多くの店舗で、子ども・子育てに温かい社会づくりに取り組んでいます。

【経緯】

(株)セブン-イレブン・ジャパンと富山県は、平成28年3月に包括連携協定を締結し、地域社会への貢献活動に取り組んでいる。県内の店舗のオーナーを務める(公社)日本青年会議所の会員からベビーファースト運動を紹介されたことをきっかけに、子育て世代のお客様に喜んでいただくために何かできることはないかと検討を重ね、令和3年12月、ベビーファースト運動活動に参画した。

＜ベビーファースト運動＞

(公社)日本青年会議所が提唱する、令和3年6月から開始した、こどもをより産み育てやすい社会の実現に向けた運動。企業も行政も個人もみんなで赤ちゃんを育む優しい社会を目指すもの。



【活動内容】

ベビーファースト運動の趣旨に賛同する県内のセブン-イレブン各店舗で、以下のような取組みを実践している。

＜取組み例＞

- ・紙おむつの小単位販売の実施
- ・妊産婦さんも使いやすい優先駐車場
- ・妊産婦さんのレジ優先取組
- ・店舗トイレにおむつ交換台の設置



【活動の成果】

お客様から以下のような声をいただいている。

- ・外出時におむつを忘れてしまっても、小単位でのおむつが販売されているからとても助かる。
- ・急なおむつの取替えも、車内で行っていたが、安定した場所でおむつ交換ができ、とても安心できる。
- ・以前よりも外出がとてもしやすくなった。

また、セブン-イレブン加盟店のオーナー・従業員にも子育てをされている方が多く、取組みへの理解をいただいている。



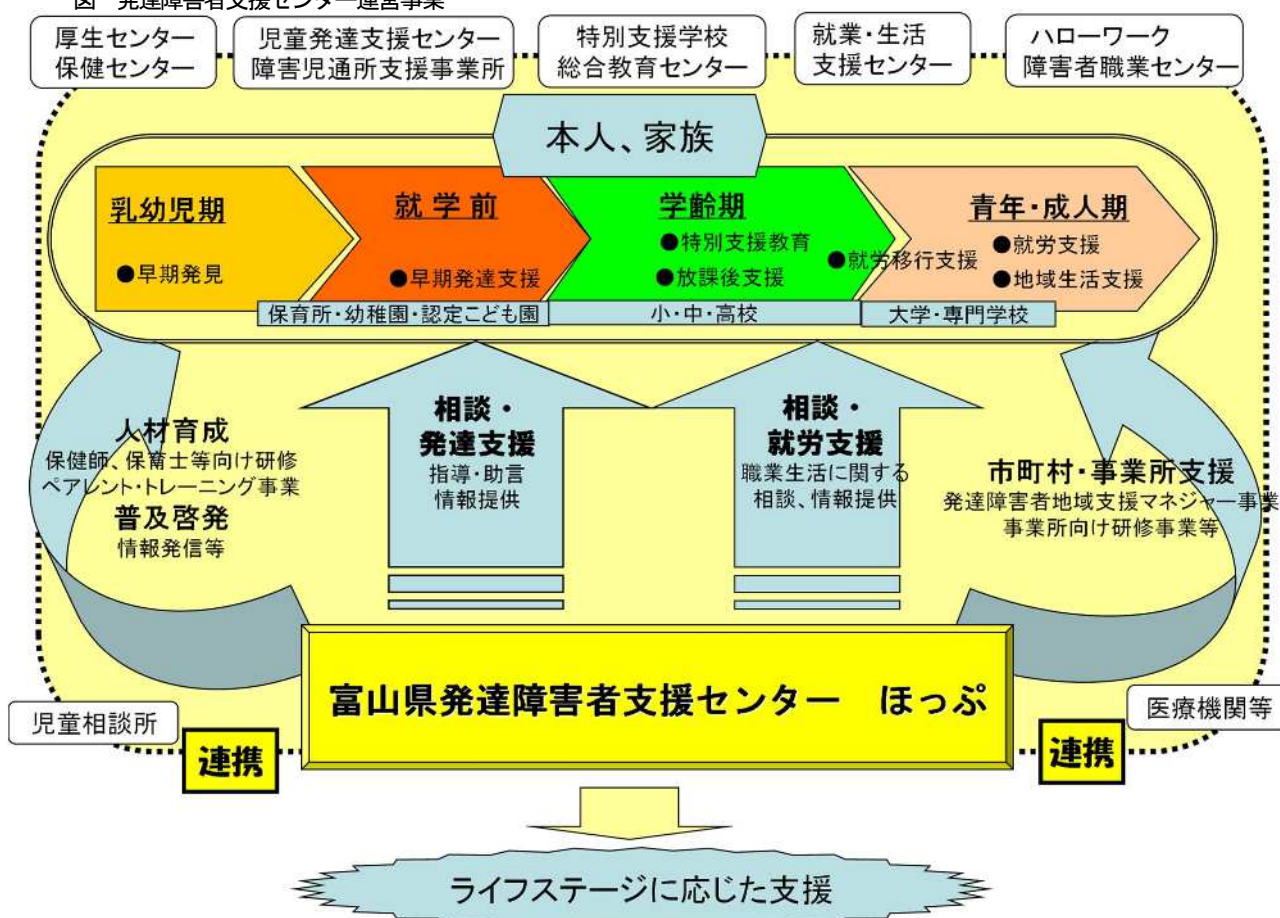
2 障害児者の療育及び教育の充実

(1) 療育の充実

地域における適切な療育相談、指導の支援体制の充実を図り、障害児者の生活を支援します。

- ・ 身近な地域で障害児者とその家族が、継続的かつ適切な療育相談、療育指導が受けられるよう、県厚生センター、市町村保健センター、児童相談所、保育所、障害児施設（障害児入所施設、児童発達支援センター等）及び医療機関等の連携による総合的な支援体制の整備
- ・ 発達障害者支援センターにおける関係機関と連携したきめ細かな相談・支援機能の強化
- ・ 県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける重症心身障害児者等の受入体制の強化
- ・ 医療的ケアの必要な重症心身障害児者などの相談支援等を行う体制の構築
- ・ 在宅の重症心身障害児者の家庭への訪問指導や訪問診査の充実
- ・ 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」等に基づく難聴児支援のための中核的機能を有する体制の整備

図 発達障害者支援センター運営事業



(2) 教育の充実

インクルーシブ教育システムの充実に向け、発達障害を含む障害のあるこどもが就学前から卒業後に至るまで切れ目のない指導・支援が受けられるよう教育支援体制を整備し、自立と社会参加を支援します。

- ・ 医療、保健、福祉、教育等関係機関の連携による、障害のあるこどもに対する乳幼児期からの教育相談、就学相談・支援等の充実
- ・ 幼・保・小・中・高等学校等や地域社会との交流及び共同学習と地域に開かれた教育の推進

- ・ 専門家等の指導助言による、一人一人の教育的ニーズに応じた質の高い適切な合理的配慮の提供
- ・ 特別支援学校において、医療的ケアを必要とするこどもの教育の充実を図るため、看護職員等を配置
- ・ 高等特別支援学校等における障害の状態に応じたキャリア教育及び就労支援の充実
- ・ 家庭や地域、専門家や支援団体等の関係機関との連携による、障害者の生涯学習の推進
- ・ 特別支援学校教諭免許状の取得促進を含め、特別支援教育に関する教員研修の充実
- ・ 特別支援教育就学奨励費による、特別支援学校等に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担への支援

3 在宅・施設サービスを相互に活用できる介護・自立支援基盤の整備

(1) 在宅サービス機能の拡充強化

県民のニーズにあった各種在宅サービスの基盤整備を進めるとともに、質の高い在宅サービスを提供するための機能向上を図ります。

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及や障害児者に対する居宅介護従業者、同行援護従業者、強度行動障害支援者等の育成など、必要な介護や看護サービスの提供体制の確立
- ・ 高齢者や障害者の居宅介護、短期入所等の充実
- ・ 高齢者の自立支援・介護予防に取り組む地域包括支援センター機能の充実強化
- ・ 障害者の日中活動の場（生活介護事業所、就労継続支援事業所等）と住まいの場（グループホーム）の整備促進
- ・ 居住機能に地域支援機能を集約・付加した拠点（地域生活支援拠点）等の整備促進・機能充実による障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築
- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など、障害児サービスの充実
- ・ 重症心身障害児者等の受入施設への支援の充実

(2) 在宅と施設のバランスのとれたサービスの提供

施設においても、利用者の思いが尊重され、本人の生活リズムに合わせたサービス提供がなされるよう支援するとともに、施設と在宅サービスが相互に補完して提供される体制の構築を目指します。

- ・ プライバシーを確保するための個室化の促進や小集団単位によるユニットケアの推進など、高齢者や障害者等の「生活の質」（QOL）を重視した施設サービスの推進
- ・ 生活の場としての認知症高齢者や障害者のグループホームなどの整備促進
- ・ 在宅生活への復帰を図るための介護老人保健施設等のリハビリテーション機能の充実
- ・ 施設による実習生やボランティアの受入れなど福祉人材の育成の場としての機能促進
- ・ 介護保険施設や障害福祉サービス事業所等の計画的な整備を促進するための支援
- ・ 施設からの退所等、在宅支援に関する情報提供
- ・ 保護を要するこどもをできる限り家庭的な環境の下で養育するための、里親又はファミリーホームへの委託の推進
- ・ 里親制度の普及啓発や里親登録者に対する研修の実施等による里親の育成
- ・ 児童養護施設等における、より家庭的な環境での小規模グループケア化、地域分散化に対する支援やグループホーム整備への支援

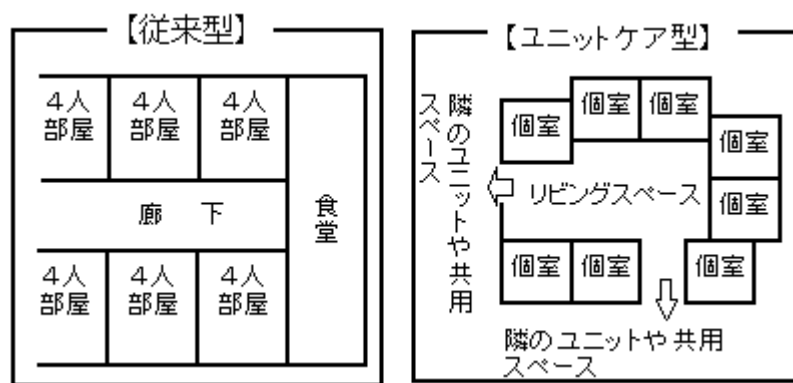
- ・ 児童養護施設等職員の研修参加促進等、職員の専門性向上のための支援
- ・ 児童の年齢が18歳を超えた場合においても、里親や児童養護施設、自立援助ホームにおいて、最長22歳まで必要な支援の継続
- ・ 富山型デイサービス（共生型サービス）導入への支援

図 ユニットケア化

ユニットケアとは？

個室を10室程度ずつのグループに分けて各グループを一つの生活単位（ユニット）とし、各ユニットごとに食堂や談話スペースなどの共用部分を設けて、施設内に独立した社会・家庭的な環境を形成し、少人数の家庭的な雰囲気の中で、個人の暮らしを尊重しながら、自律的な日常生活を営めるよう介護を行う手法。

ユニットケアは、従来の集団的なケアと異なり、入所者一人ひとりに着目した個別ケアを行うものであることから、スタッフには、より高い意識と技術が求められます。



4 在宅福祉・医療サービスの充実

(1) 地域に密着した在宅福祉サービスの充実

高齢者や障害者等が地域で安心して暮らしていけるよう、多様な在宅サービスの展開を支援するとともに、必要な在宅サービスが利用者本人の希望に応じて提供される体制の構築を目指します。

- ・ 富山型デイサービス（共生型サービス）の整備に対する支援や、新たな起業家の育成
- ・ 訪問介護事業所の整備促進
- ・ 県民の多様なニーズに対応可能な訪問看護ステーションの整備促進
- ・ ケアマネジメントの質の向上や口腔機能など生活機能の維持・向上を図るサービスの充実
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の整備促進
- ・ 通所や訪問、宿泊サービスを提供する小規模多機能型居宅介護事業所や看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備促進
- ・ 居宅介護や重度訪問介護など障害者の在宅サービスの提供体制の整備促進
- ・ 関係機関の連携による相談支援体制の充実など、障害者に対する地域でのサービス提供体制の充実
- ・ 地域移行の受け皿となる障害者グループホームなどの整備促進
- ・ 認知症高齢者グループホームと障害者グループホームとを併設した富山型共生グループホームなど、多様な併設型グループホームの整備支援

(2) 地域における日常的な支え合い体制の構築

高齢者や障害者、子育て家庭等が、身近な地域において不安のない自立した生活を継続できるよう、生活支援サービスの充実等に努めます。

- ・ 市町村が行う介護予防・生活支援サービス事業の促進
- ・ 地域住民の複合化・複雑化したニーズに対し、地域の実情に応じて、市町村が取り組む外出支援、配食、買い物サービスなど福祉コミュニティにおける日常生活支援サービスの導入に対する伴走的な支援の充実
- ・ ふれあい・いきいきサロン活動などひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者や障害者、子育て中の親等の支え合い活動に対する支援
- ・ 身体障害者相談員や知的障害者相談員、母子・父子自立支援員、生活支援コーディネーター等の養成や活用促進など地域生活を支援するための相談援助体制の充実
- ・ 地域子育て支援センターにおける育児不安等についての相談指導等の充実
- ・ 発達障害に関する悩み等を持つ当事者同士や発達障害児者を持つ保護者同士等の集まる場の提供
- ・ 保健・医療・福祉分野の従事者のほか、メンタルヘルスサポーター、ピアフレンズなど、精神障害者の地域生活を支援する人材の育成や資質の向上を行い、地域における受入れ基盤の拡充を促進
- ・ 精神障害者の相互の交流を促進するとともに、精神障害者家族への相談支援のための事業を推進
- ・ 医療的ケア児コーディネーターによる地域での相談支援体制の充実や医療的ケア児者を持つ保護者同士の交流に対する支援

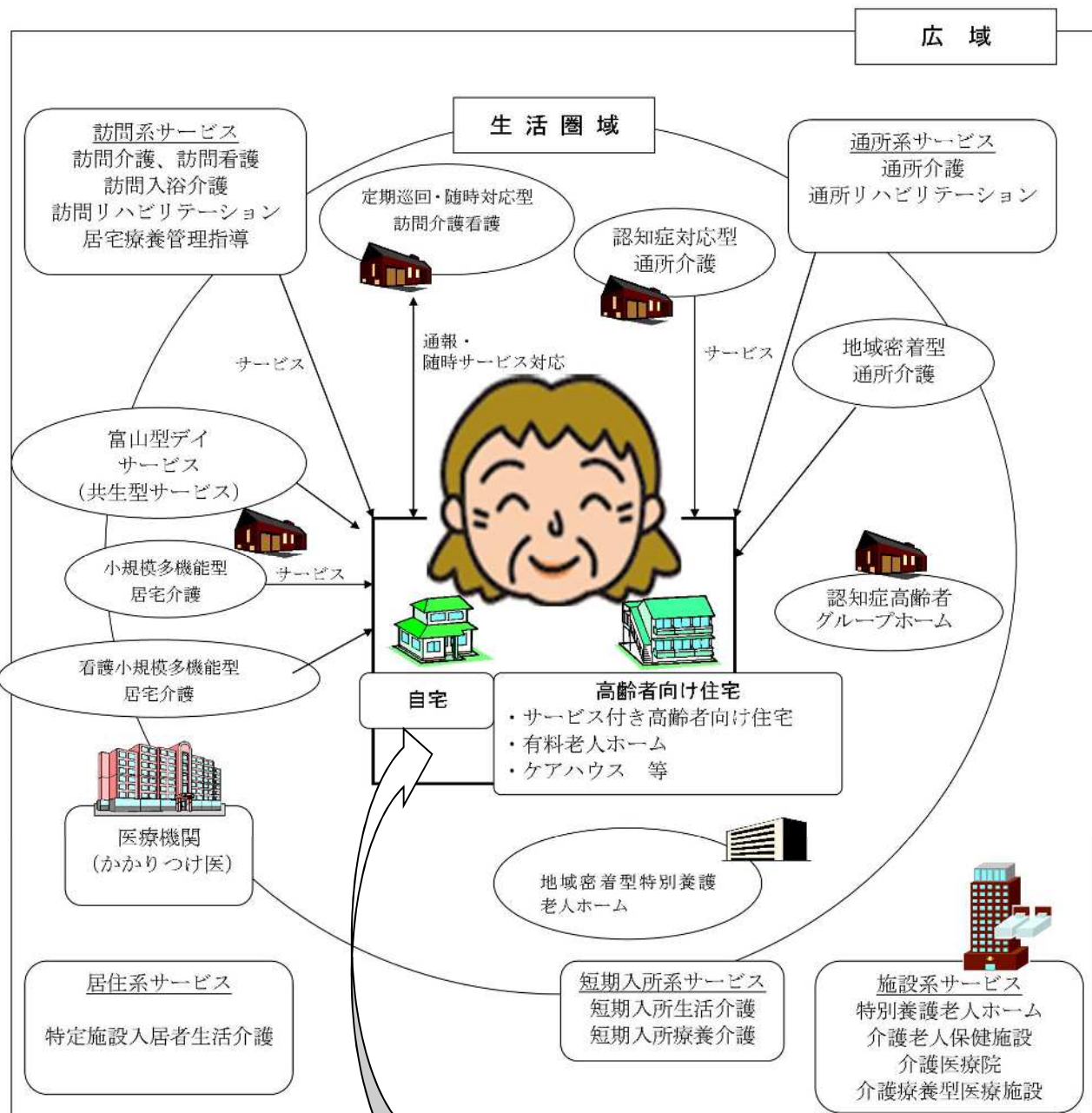
(3) 在宅医療の充実

高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、身近な地域において、必要な医療が適時適切に受けられる体制の整備を支援します。

- ・ 県在宅医療支援センターによる在宅医療に取り組む医師の参入促進や在宅医療に関する教育・研修の充実
- ・ 郡市医師会の在宅医療支援センターによる広域的な普及活動や開業医の連携・グループ化の支援
- ・ 身近な地域における訪問看護ステーションの整備促進と大規模化の推進
- ・ 県訪問看護総合支援センターによる訪問看護ステーションの人材確保、質の向上、経営の安定化支援
- ・ 医師、看護師、介護支援専門員等在宅医療を担う多職種連携の強化
- ・ 認知症疾患医療センター、認知症ほっと電話相談などによる認知症の早期発見
- ・ かかりつけ医や歯科医師、薬剤師、看護師等への認知症対応力向上研修や認知症サポート医の養成
- ・ 認知症の早期発見、早期治療のための認知症初期集中支援チームの機能の強化
- ・ 多職種（医師・看護師・保健師・相談支援専門員・ピアフレンズなど）チームによる訪問支援により、必要な精神医療・福祉サービスにつなげ、精神障害者本人や家族が安心して地域生活が継続できる支援体制を整備

- ・ 精神障害者が地域で安心して生活ができるよう、精神科医療に関する緊急の相談に 24 時間、365 日対応する精神科救急医療体制の維持・充実
- ・ 人生の最終段階における治療とケアの内容に関する本人の意思決定を多職種連携により支援する取組みの充実
- ・ 「生前に終活情報を事前登録し、本人の意思の実現を支援する事業」の市町村への普及啓発

図 地域における在宅サービスのイメージ



自治体が実施する保険外の在宅福祉サービス

- 家族介護の支援
 - ・ 家族介護教室、介護用品の支給、認知症高齢者見守り 等
 - ・ 家族介護者交流(元気回復)事業、家族介護慰労事業、介護相談 等
- 高齢者の生活支援
 - ・ 配食サービス、除雪支援、おむつ支給、ミドルステイ 等
- 高齢者の住みよい住宅改善に対する支援
 - ・ 高齢者の在宅での自立支援及び家族介護者の負担軽減を図るための住宅改修の支援
- 低所得者の介護サービス利用に対する支援
 - ・ 社会福祉法人等利用者負担減免事業 等

5 認知症の支援体制の整備

(1) 早期発見・早期対応の推進

認知症への理解を深めるための普及・啓発と早期発見・早期対応のための相談支援体制の充実を図ります。

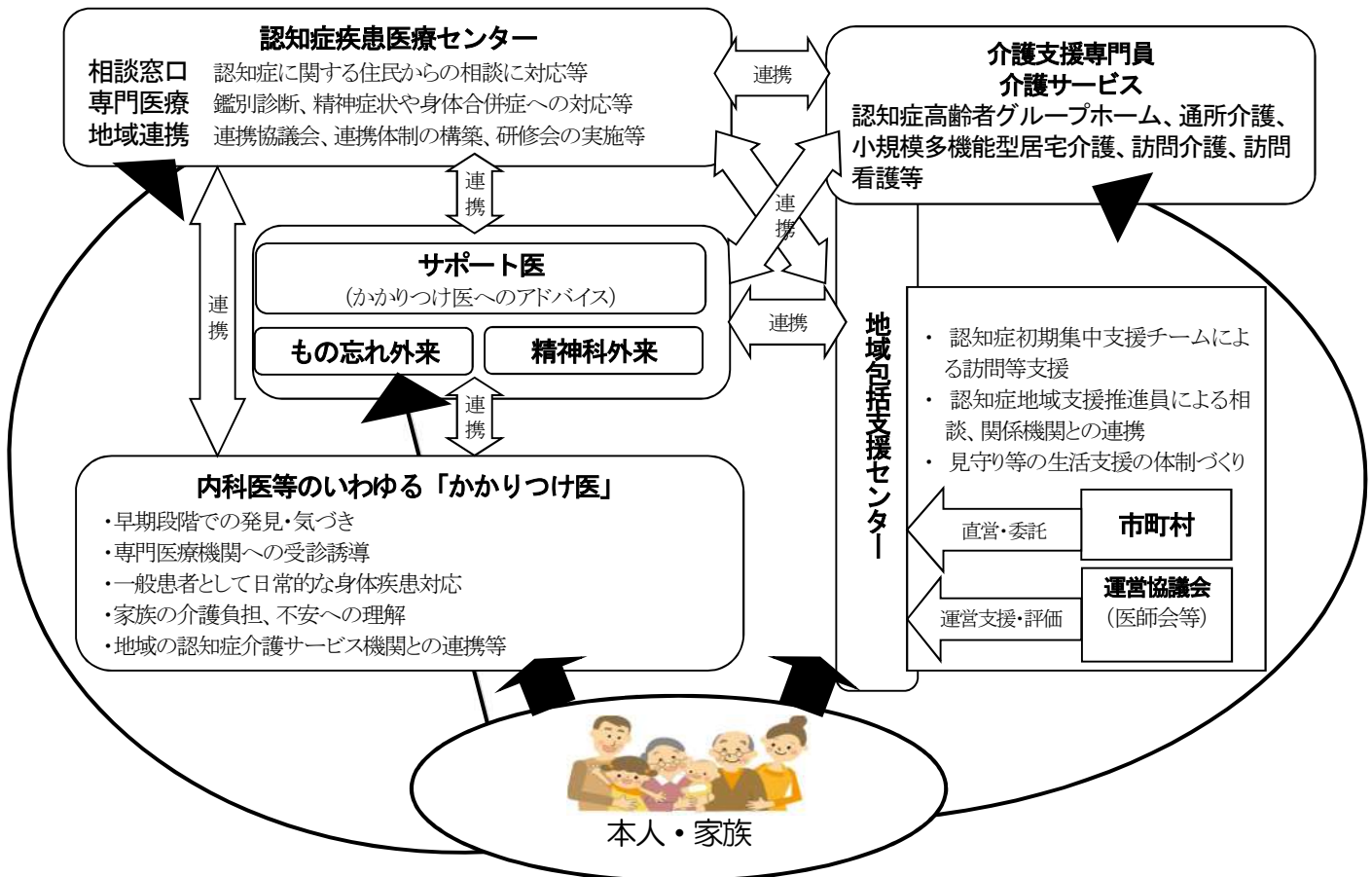
- ・ 認知症への理解促進、地域の見守り支援体制の強化に向けたキャンペーン等の実施
- ・ 認知症地域支援推進員の養成など地域生活を支援するための相談援助体制の充実
- ・ 認知症疾患医療センター、認知症ほっと電話相談などによる認知症の早期発見
- ・ かかりつけ医や歯科医師、薬剤師、看護師等への認知症対応力向上研修や認知症サポート医の養成
- ・ 認知症の早期発見、早期治療のための認知症初期集中支援チームの機能の強化
- ・ 認知症に対応可能な医療機関に関する情報提供（とやま医療情報ガイド）

(2) 医療・介護体制の整備

医療・介護が有機的に連携し、認知症の容態に応じて適時・適切に切れ目なく提供される医療・介護体制の整備を支援します。

- ・ 認知症疾患医療センターによる鑑別診断や地域の医療・介護機関の有機的な連携等への支援
- ・ 小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型通所介護等の訪問・通所系サービス、認知症高齢者グループホームなどの整備促進
- ・ 認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業者管理者研修、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修などの実施

図 認知症高齢者支援体制



6 福祉関連産業、生活支援関連サービス業の振興

(1) 福祉関連サービス業等の育成・振興

福祉サービスの充実と地域経済活性化の観点から、福祉関連の多様なサービス業の育成、振興を図ります。

- ・ 中小企業者、NPO法人等への融資制度など、経営基盤の強化や創業のための支援

(2) 高齢者、障害者等を対象とした関連産業の振興

高齢者や障害者等のライフスタイルや多様なニーズに対応した、新しい分野での事業創出を支援します。

- ・ 宿泊、観光施設のバリアフリー化の促進
- ・ 良質な住宅ストックの形成及び既存住宅の流通・活用の促進
- ・ 高齢者、障害者等の居住の安定を確保するため、公営住宅等の住宅セーフティネットの充実

(3) 介護テクノロジー（介護ロボット・ICT・福祉用具等）の普及啓発及び活用促進

介護職員の身体的負担の軽減と業務の効率化を図るため、介護テクノロジー（介護ロボット・ICT・福祉用具等）の導入・活用を推進します。

また、介護テクノロジーの研究・開発に向けた各種情報や、介護施設等に対する利用促進、県内製品のPR等について、とやま介護テクノロジー普及・推進センターを中心とした情報提供や普及体制の整備を推進します。

- ・ 介護施設等における介護ロボット及びICTの導入支援、Wi-Fiなど通信環境の整備支援
- ・ 介護サービス事業者を対象とした介護ロボット・ICT導入先進事業所見学会の開催
- ・ 現場ニーズ把握のための企業、研究機関等による福祉施設見学会の開催
- ・ 産学官連携によるヘルスケア分野での新技術・新製品に関する研究開発を支援するとやまヘルスケア商品化サンドボックスの実施
- ・ とやま介護テクノロジー普及・推進センターにおける、介護テクノロジーの相談対応、展示・体験事業の実施、介護施設職員や一般県民を対象とした各種研修と導入検討施設への伴走支援の実施、先進事例の紹介等による介護テクノロジーの普及啓発及び活用促進
- ・ 開発企業等を対象とした福祉施設等との意見交換会の開催
- ・ とやま介護テクノロジー普及・推進センターにおける、開発された介護テクノロジーの展示などによる情報提供
- ・ 福祉関係部局と、デジタル化関係部局、県内関係団体・大学等との連携による普及啓発及び活用促進

(4) 買物代行、配食、移送サービス等の生活支援サービスの充実

買い物などの日常生活に不便を感じている高齢者等への生活支援サービスを行う事業者の育成、振興を図ります。

- ・ 買い物代行や配達サービスなどの促進
- ・ 福祉有償運送等の移送サービスの充実支援
- ・ 各種生活支援サービスの充実による在宅福祉の向上
- ・ 生活支援サービスを行う事業者と地域住民、地域福祉活動を行う団体等との連携促進

【事例6】地区住民の交流の場づくり ボランティア団体「雄神楽天塾」

雄神楽天塾（砺波市雄神地区の女性住民ボランティア団体）では、地域コミュニティの充実と地域の活性化を図るため、主に高齢者を中心とした地区住民が集まる各種教室や「カフェおがみ」を運営し、地区住民が育てた野菜や加工品の販売などを行っています。

【令和3年度「富山県地域包括ケア実践顕彰」受賞】

【経緯】

平成25年、「地域を元気に！自らも楽しもう！」をモットーに雄神楽天塾を結成し、地域のイベント等に参加・協力してきた。平成27年に雄神地区自治振興会が策定した「モアハピネスおがみプラン」の趣旨に賛同し、2つのプランの企画と運営に携わる。

＜モアハピネス **おがみ** プラン＞

趣旨：地域力を活かし、更なる地域コミュニティの充実と地域の活性化を図る。

お→「おらっちゃ元気で安心やちゃ」プラン（雄神楽天塾が企画、運営）

講座や教室、レクリエーション等を通じ、人を元気にする。

が→「がってん！“おらがふるさと”」プラン

雄神の歴史、史跡、名勝、遺跡を見つめ直し、郷土の魅力を発信する。

み→「みんなの幸せ仕掛人」プラン（雄神楽天塾が企画、運営）

多世代の交流の場、にぎわいの場を提供する。

地域の特産品を商品化し、生産者を応援する。



【活動の内容】

- ・健康マージャン教室（毎週金曜日）
- ・臨床美術教室（毎月第4火曜日）
- ・カフェおがみ（平日10時から12時、事前予約で時間外利用が可能）

地元の各種団体だけでなく、地区外からの来訪者も多数。

＜提供＞ コーヒー、抹茶、おがみりんごジュース（有料）
スタッフ手作りお菓子（無料）

＜年間行事＞麻雀大会2回

ランチ会3回

（対象：各地区の高齢者サロンの参加者）

- ・雄神の里農産物直売所（平日午前、生産者は70歳以上の女性）
- ・地域の特産品の商品開発と販売

場所：直売所、庄川道の駅、東京都有楽町の富山県アンテナショップなど

商品：ゆず味噌、ゆずコンフィチュール、アップルパイ、きゅうりの粕漬けなど

- ・令和4年度から、新たに、なごみスペースづくり（公園を整備し、花壇を作成）と多世代交流会を企画、運営をしている。



【事例7】在宅医療の多職種連携 高岡市医師会在宅医療連携会「かたかごグループ」

高岡市医師会在宅医療連携会「かたかごグループ」では、訪問診療を行う医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャーなどの多職種連携による在宅医療の充実に取り組んでいます。

【平成29年度「富山県地域包括ケア実践顕彰」受賞】

【経緯】

平成23年、在宅医療を行うにあたり医師個人の力だけでは限界があったので、看取りや在宅患者の受入れ、不在時の対応や治療内容など相談をできる医師グループを、医師5人で発足させた。活動を進めていく中で、歯科医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャー・保健師との連携が必要となったため、グループに参加してもらい在宅医療の充実に取り組んでいる。

【活動内容】

- ・実際に患者の状態が急変した場合に、24時間365日対応可能とするために医師同士が連携している。

現在、在宅医8人を4人ずつの2グループに分けてグループ診療を行っている。

月1回各主治医の在宅患者についてグループ内で情報共有を図っている。

主治医不在時には前もって状態の悪い患者情報を共有し、緊急対応が必要となった時にはグループLINEで対応できる医師を募り往診を依頼している。

- ・高岡多職種ネットに在宅患者を登録し、患者情報や状態を多職種間で共有している。

高岡多職種ネットとは

- ・一般社団法人高岡市医師会が主導
- ・バイタルリンクというクラウド型サービスシステムにより、在宅療養患者のバイタル、診療および介護情報、画像等の情報を、タブレット端末等でリアルタイムに多職種間で共有できる。
- ・導入地域：高岡市内

- ・多職種による定例会の開催（月1回 第1火曜日）
- ・各主治医の在宅患者の状況報告
新規登録患者・対象外患者について報告や問題のある患者についての検討。
- ・医師・看護師・薬剤師・ケアマネジャーからの意見や提案
在宅医療、介護の現場での悩みや問題点を協議し対応を検討。
- ・在宅における問題点や在宅保険請求の問題点についての検討
在宅医療、介護の分野での診療報酬の算定方法や条件について協議。
- ・不定期に胃腸や中心静脈栄養管理等の在宅医療の現場に必要な知識や技術習得のための勉強会を開催。

【活動の成果】

- ・定例会については、令和4年度は年間で10回、通算で125回開催した。令和2年からは会場参加とZoomを併用したハイブリッド開催としている。
- ・令和5年2月現在、かたかご会に登録しているのは、医師は病院医師1人を含む9人、歯科医師4人、薬剤師13人、訪問看護師46人、地域包括支援センターおよびケアマネジャー7人の合計79人である。
- ・在宅医療、介護の現場で多職種間の顔の見える関係と緊密な連携が構築できた。
- ・議論や協議した内容を迅速に医師会の在宅事業に反映できている。

【事例8】介護ロボットや ICT 機器の活用 地域密着型特別養護老人ホームささづ苑

地域密着型特別養護老人ホームささづ苑（社会福祉法人宣長康久会）では、介護ロボット等を効果的に活用することで、夜間事故の6割削減、誤嚥性肺炎による入院者の2年間ゼロを実現するなど、高齢者の自立支援・重度化防止や介護サービスの質のさらなる向上に寄与しました。

【令和3年度がんばる介護事業所表彰（自立支援部門）受賞】

【概要】

施設において、一人夜勤時の職員の身体的・精神的負担が大きくなっていった。見守り支援ロボットの導入により、入居者の状態把握や優先順位を考えながら対応することはできないかと考え、介護ロボットの導入・活用を始めた。

取組の結果、夜間事故が6割減、2年間入院者ゼロを達成したほか、利用者の状態に応じた食事環境を提供することで、食事時のむせ込み等のトラブルを回避し、誤嚥性肺炎の予防にもつながった。

【介護ロボット等を活用した取り組みの具体例】

- ① 夜間の睡眠の質や量のアセスメント、状態を予測したケアの実践
- ② 入居者の主訴の分析（排泄、途中覚醒、その他）
- ③ 入居者の覚醒時間をデータ化
- ④ 入居者一人一人の食事姿勢、食具、食事形態、福祉用具等について多職種によるアセスメントの実施
- ⑤ 自助食具の試用や食事形態の再確認を行い、可能な限り自力での摂取を支援
- ⑥ 入居者の状態や自己選択に応じた食事量、時間、場所を提供

【工夫】

- ・ 見守り支援機器や移乗支援機器等を導入し、メーカーの実演説明会、施設内の講習、腰痛予防・ADL向上委員会で定期的な技術チェックを実施
- ・ 機能訓練指導員を配置し、介護ロボットを使用可能な入居者の残存機能をアセスメントするとともに、限られた場所（空間）での安全な操作方法の確認を実施
- ・ 夜間の睡眠状態を分析し眠りが浅い入居者について、日中の運動量を増やすことで熟睡できるようにするなど、生活リズムの改善に努めてもらった

【見守り支援システムの活用】



<PC画面>

<職員携帯時>

【成果】

- ・ 介護ロボットの活用により、立位困難な方がトイレでの排泄が可能となり、入居者の表情が明るくなった
- ・ 見守りロボットのリアルタイムの状況確認により、転倒・転落事故が減少した（R1.9：44件→R3.9：17件）
- ・ 入居者が覚醒したタイミングでの食事提供により、食事時のむせ込みが少なくなった
（誤嚥性肺炎による入院者：2年間で0名）
- ・ 入居者に合わせたタイミングでケアを実践することにより、入居者の良い目覚めの実現や満足度の上昇、自立支援に繋がった

【移乗支援介護ロボットの活用】



Ⅲ 生きがいと自立を育む地域社会の形成

高齢者や障害者等が社会で自立し、誰もが元気に活躍するための環境づくりを進め、活力ある明るい地域社会の実現を目指します。このため、高齢者や障害者等がそれぞれの意欲と能力に応じた就労、社会参加、日常生活ができるよう、その支援に努めます。

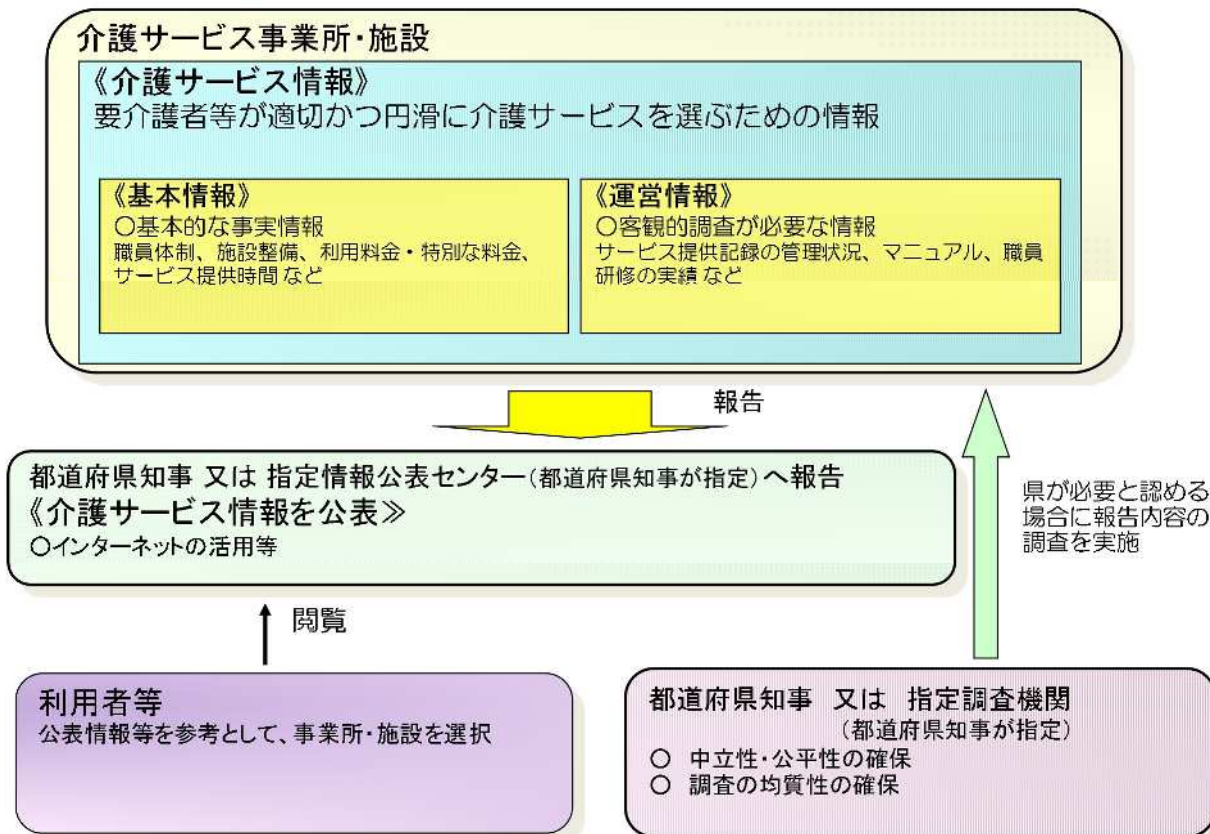
1 総合的な情報提供や相談機関の充実

(1) 福祉情報の提供体制の充実

福祉サービスの利用者等に対し、必要な情報が適時適切に提供される体制を整備し、制度・サービス内容への理解を促進します。

- ・ 社会福祉協議会や地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターなどにおける保健・福祉サービスや利用方法等の情報提供の推進
- ・ 介護サービス情報公表制度による情報提供及び当該制度の利用の促進
- ・ 富山県福祉情報システムを通じた、利用者がサービスに関する情報を気軽に入手できる体制整備の促進

図 介護サービス情報の公表制度



(2) 専門相談機関の充実・連携

地域包括支援センターなどの各機関が、それぞれ分野の専門的な相談に対応できるよう機能向上を図るとともに、他の分野の相談があった場合にも、迅速な対応ができるよう、各機関の連携に努めます。

- ・ 市町村等が行う高齢者虐待防止対策への相談支援体制の充実強化
- ・ 県難病相談・支援センター、県がん総合相談支援センター、県若年性認知症相談・支援

センター等における相談支援体制の充実と相談機関間の連携促進

- ・ 社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、障害者相談支援事業所等の連携促進
- ・ 地域包括支援センター職員や身体障害者相談員、知的障害者相談員の資質を向上させるための研修会等の実施
- ・ 地域自立支援協議会を中心とした障害者の相談支援体制の充実強化

2 自然災害や感染症に備えた取組の促進

(1) 避難行動要支援者の支援体制の強化

災害が発生した際、周囲の助けが必要な高齢者や障害者等への速やかな避難支援や安否確認が行える体制の確立など、市町村が行う災害時における避難行動要支援者支援体制づくりを支援します。

- ・ 災害時における高齢者・障害者等の避難行動要支援者名簿の作成の促進
- ・ 避難行動要支援者の情報を市町村と消防、警察、地域の自主防災組織など災害時の避難支援等関係者に平常時から提供し、災害時の情報伝達や避難支援、安否確認等に活用できる体制の整備
- ・ 避難行動要支援者の一人ひとりの具体的な避難方法等を定めた、個別避難計画策定の促進

(2) 救援・救護体制の強化

自然災害や感染症が発生した時に備え、平常時から関係者とのネットワークの構築や要配慮者の避難支援体制づくりに努め、災害時における救援・救護体制の充実・強化を図ります。

- ・ 災害発生時における高齢者や障害者等の特別な配慮が必要な避難者の受入先となる福祉避難所の指定の促進、医療救護体制の整備など、救援・救護体制の整備
- ・ 災害救援ボランティアコーディネーターの養成研修や実地訓練の実施など災害救援ボランティア活動の強化
- ・ 災害発生後、専門職がソーシャルワークを展開し、要配慮者のニーズに合わせた効果的な支援を行うことができる体制を整備するための支援
- ・ 他都道府県、関係機関との連携強化など、広域的な災害応援体制の充実
- ・ 福祉専門職による災害派遣福祉チーム員（富山DWA Tチーム員）の養成及び登録による派遣体制の整備充実
- ・ 介護事業所における必要なサービスの継続的な提供に重要な業務継続計画（BCP）等の策定や実地訓練の実施への支援
- ・ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策への支援
- ・ 感染症発生時における介護職員の応援派遣に関する協定に基づく介護サービスの安定的・継続的提供

3 生きがいくりと社会参加活動の機会の充実

(1) 生涯学習の振興

高齢者の学習ニーズの多様化や障害者の学習意欲の高まりに対応した自発的、自主的な生涯学習活動を支援します。

- ・ いきいき長寿大学や富山県民生涯学習カレッジの講座の開催、シニアサークル活動への支援
- ・ ICTを活用した在宅学習機会の充実への支援
- ・ 障害者が地域の人々とともに各種教養講座、講演会等に参加しやすいよう、点字広報や声の広報等様々な情報提供手段によるイベント開催情報の提供
- ・ 祭り・行事など伝統文化を伝承する活動や地域等におけるふるさと学習の推進
- ・ 身体障害者を対象とする図書館の郵送貸出制度の周知や点字図書館の点字図書や録音図書、聴覚障害者情報提供施設の字幕（手話）入りDVDの充実

(2) 文化活動の振興

豊かで潤いのある生活をもたらす、自己実現の契機となる文化活動を推進し、文化を活かした心豊かな生活を支援します。

- ・ 高齢者や障害者の教養、趣味等の文化活動の促進
- ・ 社会福祉施設や障害者団体等が主体的に行う文化活動の促進
- ・ アール・ブリュットなど障害者芸術文化活動のさらなる振興
- ・ 老人クラブ等が実施する趣味・教養文化活動や仲間づくりへの支援
- ・ 県社会福祉協議会・いきいき長寿センターが行う「富山ねんりん美術展」等の開催支援



高齢者の生きがいくり（マンドリン教室）

(3) スポーツ活動の推進

健康の保持増進や生きがいくりを促進するため、高齢者や障害者が、それぞれの体力に応じて気軽にスポーツ活動に親しむことができる環境づくりを推進します。

- ・ 高齢者や障害者など、それぞれの体力や健康状態に応じたスポーツ活動の促進や指導ができる指導者の育成
- ・ 高齢者や障害者の利用に配慮したスポーツ施設設備の充実
- ・ 県民の健康づくりを推進するウォーキングイベントや富山マラソン、富山湾岸サイクリングなど、年齢や障害の有無等に関わらず気軽にスポーツ活動に参加できる機会づくりの推進

- ・ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への派遣による高齢者のスポーツ・健康づくりの機運の醸成
- ・ 老人クラブ等が実施する健康づくりやスポーツの推進
- ・ 障害者スポーツ大会や障害者スポーツ教室の開催など障害者スポーツの普及促進
- ・ 民間団体が主催する障害者のためのスポーツ大会等の開催支援
- ・ 世界を目指す障害者スポーツ選手の活動支援



ねんりんピック



障害者スポーツ大会

4 高齢者、障害者等の就労支援

(1) 多様な就業環境づくりの推進

女性や高齢者・障害者を含むすべての県民の働き方に対する希望に応え、その能力を十分発揮することができるよう、多様な働き方のための環境整備を進めます。

- ・ 従来の雇用慣行や制度の見直し、仕事に応じた公正な処遇の推進、労働時間管理の適正化など多様な働き方を選択できる雇用就業環境づくりの促進
- ・ 男女の均等な雇用機会及び待遇の確保、育児休業、介護休業制度の普及促進と労働者のニーズに即した再就職支援
- ・ 高齢者や障害者の就労についての情報提供や相談援助体制の整備
- ・ テレワークや短時間勤務、フレックスタイム制度の導入等の多様な働き方の普及促進や、介護ロボット技術など最先端技術の導入や生産性を上げる工夫による高齢者が働きやすい環境の整備
- ・ 子育てなどに男女が共同で参画する意識の醸成、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの設置促進、低年齢保育の受入拡大、延長保育、一時預かりなどの多様な保育サービスの充実
- ・ 職業生涯を通じたキャリア形成支援の充実

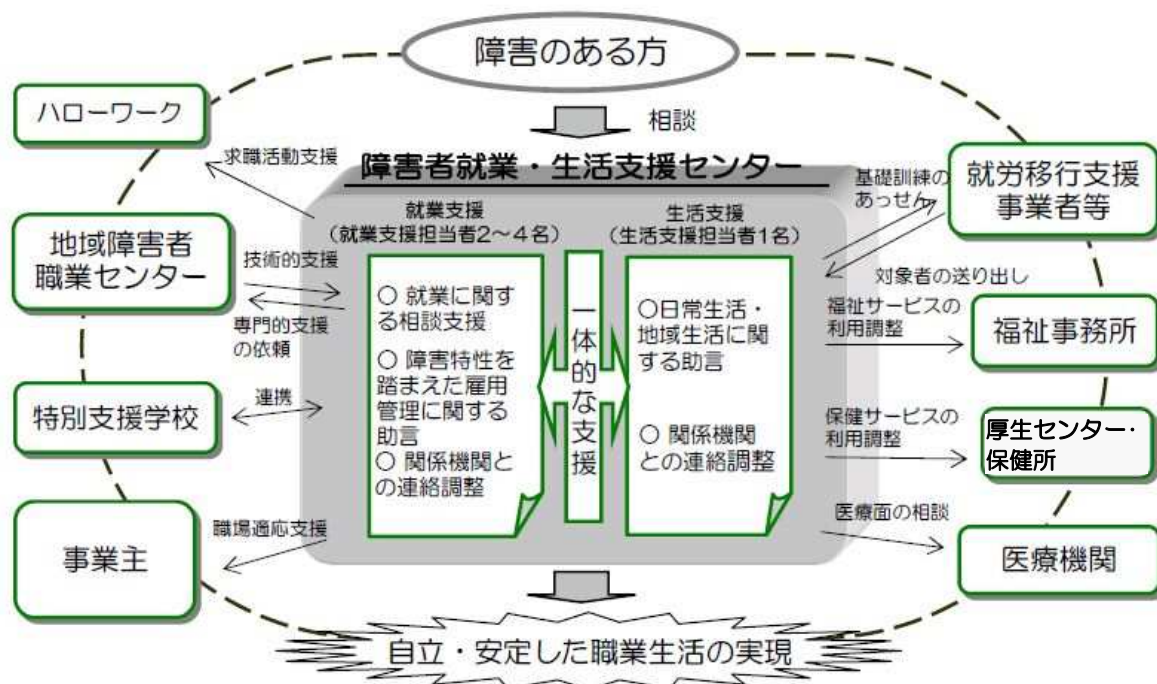
(2) 雇用・就業支援

高齢者や障害者の経済的自立、社会的自立を促進するため、本人の能力や希望、適性に応じた働き方ができるよう、雇用・就業環境の整備に努めます。

- ・ 高齢者の就業や起業を支援する仕組みづくりなど高齢者人材の活用促進
- ・ 定年延長や継続雇用などによる高齢者の安定した雇用の確保
- ・ シルバー人材センター事業の充実など臨時的・短期的な就業を希望する高齢者の就業機会の提供
- ・ とやまシニア専門人材バンクによる、専門的知識・技術・経験を有する高齢求職者と企業の就職マッチングの促進

- ・ 障害者就業・生活支援センター事業の推進による障害者の就業面及び生活面に関する一体的な支援の推進
- ・ 障害の特性に応じた、きめ細やかな雇用支援や福祉施設から一般就労への移行促進
- ・ 一般就業が困難な障害者の就労の場の確保のための就労継続支援事業所等の整備促進
- ・ 公共職業能力開発施設における障害の態様に応じた職業訓練の実施
- ・ 企業の障害者雇用担当者に対する一貫した個別支援の実施
- ・ 障害者雇用に積極的な企業の取組み事例の紹介や見学会の開催等を実施
- ・ 高齢者や障害者の雇用に関する各種助成金制度や給付金制度の効率的な活用促進
- ・ 富山県工賃向上支援計画に基づく障害者の工賃向上に取り組む就労継続支援事業所の支援
- ・ 障害福祉サービス事業所等と農家・農業法人等とのマッチング支援など、農福連携の推進
- ・ 障害者優先調達推進法に基づく調達方針の作成及び障害者就労施設等からの優先的発注の推進
- ・ 就業体験や就職の受入企業の確保や障害のある生徒への理解を促すため、特別支援学校就労応援コーディネーターを配置
- ・ 特別支援学校の生徒の理解を県内企業団体等に働きかけ、企業就職を啓発するため特別支援学校就労応援団を結成
- ・ 卒業生の就労先等への助言や就労定着に関する好事例等の情報をキャリア教育・就労支援に生かすため、障害者就労定着サポーターを配置

図 障害者就業・生活支援センター事業
雇用と福祉のネットワーク



5 高齢者・障害者等の社会活動への支援

(1) 高齢者や障害者等が主体となった団体や企業等の活動への支援

高齢者や障害者が自分らしい生き方を主体的に選択することができるよう、高齢者や障害者

が主体となった団体や企業等の活動を支援します。

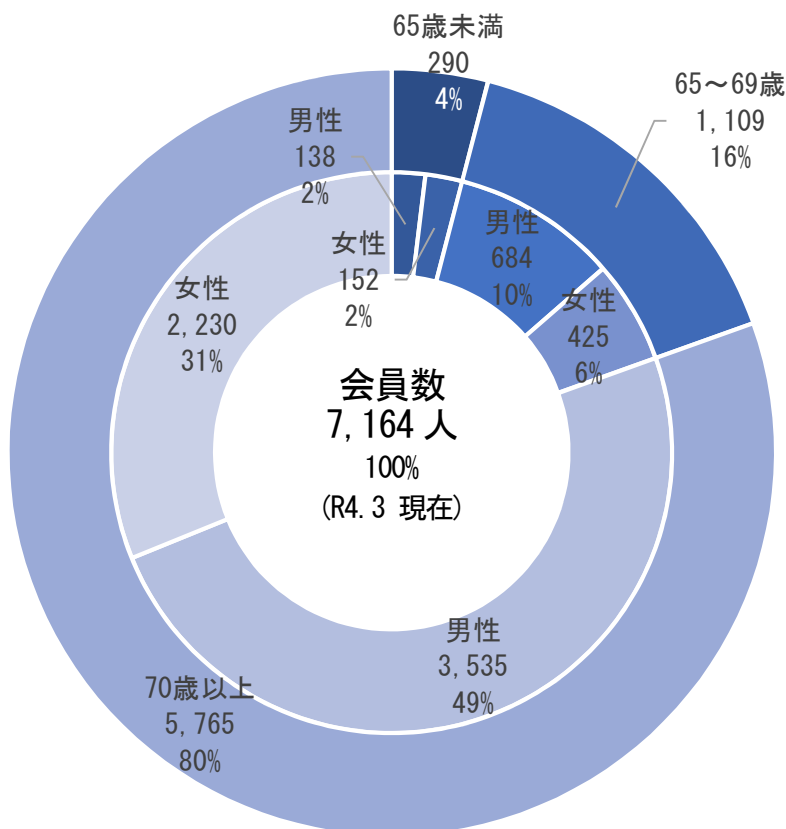
- ・ シルバー人材センター、高齢者や障害者の雇用企業、就労継続支援事業所などの取組みに対する支援

(2) 高齢者、障害者等が自ら行う社会活動への支援

「人生 100 年時代」を迎え 65 歳以上の高齢者も社会の担い手として、これまでの人生経験を活かし、また障害者の生きがいを増進するため、高齢者や障害者又はその家族等が自ら行う福祉サービスやボランティア活動に対して支援します。

- ・ 一人暮らし高齢者宅の訪問活動など、地域において社会参加活動や社会貢献活動等に取り組む老人クラブ等に対する支援
- ・ ボランティア・NPO活動などの身近な地域活動への参加促進
- ・ シニアタレントによる社会貢献活動など、地域におけるボランティア活動等の促進

図 シルバー人材センター年齢別・男女別会員構成（人）



【事例9】 障害者の工賃向上支援 社会福祉法人マーシ園 「マーシ園八乙女」

社会福祉法人マーシ園「マーシ園八乙女」は、井波の伝統工芸である木彫りや洋裁、編物、陶芸などの「ものづくり技術」を強みとして、障害のある人に対し、工賃向上に重きを置いた就労継続支援B型を提供しています。

【沿革】

社会福祉法人マーシ園は、昭和34年に富山県内で最も早く身体障害者授産施設を開設。障害者自立支援法によるサービス体系の移行に伴い、平成23年度からは、身体障害者授産施設を「マーシ園八乙女（介護給付）」と「マーシ園すてっぷ（訓練等給付）」に分けて運営。令和5年4月からは、「マーシ園すてっぷ」は「マーシ園八乙女」に統合し再び1つの施設として、障害福祉サービスの「就労継続支援B型」と「生活介護」を提供する多機能型事業所として運営し、工賃向上に重点を置いた付加価値の高い作業の確保に努めている。

【事業内容】

マーシ園は、従来から「ものづくり」を作業の基本としており、利用者が幅広く就労内容を選択できるように、洋裁・編物・木彫刻・陶芸の各作業と軽作業を組み合わせた複数の作業コースを提供している。

また、近年は、食品部門を新たに立ち上げ、地元産タマネギを使用した2種類のレトルトカレーを販売するとともに、新たな販売委託先の開拓にも力を入れている。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応にも「ものづくり技術」の強みを活かし、洋裁作業では多種多様な型や素材の新型マスクの縫製、木彫刻では飛沫感染防止アクリル板の商品開発を行った。特に、アクリル板については、台座に木材を加工して使用する改良を行うことで新たな需要を創出している。このような取組みにより、コロナ禍前の好調だった前年度並みの売上げを確保することができた。

【活動の成果】

利用者の多様な障害特性に配慮するため、関係機関や地元企業と連携した支援体制を構築している。利用者の高齢化や障害の重度化、新型コロナウイルス感染症の影響で、工賃は横ばい状況であるが、「ものづくり」作業をベースとした支援で利用者の就業能力の向上や社会的自立を実現している。

国指定の伝統工芸である「井波彫刻」の担い手として、寺社の装飾や欄間の彫刻を制作しており、障害のある人と地域が繋がる場所として今後も更なる発展が期待される。



木彫刻 社寺彫刻作業



軽作業 レトルトカレー包装作業

【事例10】 農福連携 社会福祉法人海望福祉会 「ぶどうの森」

社会福祉法人海望福祉会「ぶどうの森」では、地域で暮らす障害者や高齢者等が、農業の新しい担い手として働けるように支援することで、農業と福祉の分野、双方の課題解決の一助となるような活動（地域貢献）を目指して「農福連携」に取り組んでいます。

【経緯】

本事業を実施する魚津市小川寺地域は、古くから西布施ぶどう等に代表される果樹や畑作物の栽培が行われてきた地域であるが、高齢化や農業の担い手不足により遊休化した農地が増加傾向にある。

株式会社天空^{かなた}が高齢農家のぶどう園の栽培を受け継いだことをきっかけに、株式会社天空より社会福祉法人海望福祉会へ農福連携の提案があり、ぶどう産地内に就労継続支援B型事業所「ぶどうの森」を設立。株式会社天空との取り組みが始まった。

【農福連携の具体例】

○株式会社天空から農作業業務を一部受託。同社より農業技術指導を受け、栽培から加工・販売までの6次産業化を実現。

ぶどう栽培・加工・販売（カップぶどう）

さつまいもの栽培・加工・販売（焼いも、干しいも等）

【農福連携のポイント】

○農閑期に焼いもや干しいもの加工・販売をすることで、障害者が年間を通して働くことができる環境づくりを進めている

○農作業を分解・見える化・標準化することで、一人ひとりの障害や特性に合わせて、作業をマッチングしている

株式会社天空・・・農業の専門知識・技術を指導する

ぶどうの森・・・栽培技術を分解・見える化・標準化し障害者等に作業を教える

利用者（障害者）・・・指導を受けながら、自分ができることをつくりだす

【活動の成果】

農作業や加工には、様々な作業工程が存在し、障害の特性や障害程度に応じた作業が数多くある。多くの人手を要する作業もあり、障害者の就労機会を確保することができる。また、自分たちの手で栽培した農作物を加工・販売してお客様に喜んでいただいたときの感動やうれしさを仲間と分かち合うことは、障害者にとって、働くことに対するやりがいや生きる喜び・生きがいを感じるきっかけともなる。

令和5年3月1日現在、ぶどうの森の利用者は毎日平均17.4名（定員20名）で、利用者からステップアップして一般雇用に至った方も3名いる。また、作業能力評価により、工賃単価が最低賃金に達した事例もあった。

付加価値の高い商品の加工・販売に取り組むことにより、収益性を高め、売上増加を通じて工賃向上へも繋げていきたい。



【安心して暮らせる「地域づくり」 指標】

指標名及び指標の説明	現況	2027(R9)年度、2032(R14)年度の姿 (目標設定の考え方)			検証の スパン
		2027(R9)年度	2032(R14)年度		
低床バス導入割合 民営乗合ノンステップ バスの導入割合	75.3% 2020(R2)	80%	80%以上	高齢者や障害者にとって利用し やすい低床バスについて交通事 業者の計画的な導入を支援し、導 入割合の向上を目指す。	1年
高齢者が居住する住 宅のバリアフリー化 率 65歳以上の者が居住す る住宅のうち、2か所以 上の手すりの設置又は 屋内の段差解消に該当 するものの割合	48% 2018(H30)	60%	75%	啓発活動等の強化及び必要な支 援により、高齢者が居住する住宅 のバリアフリー化率の向上を目 指す。	長期
富山型デイサービス 施設設置数	128箇所 2021(R3)	180箇所	180箇所	全ての小学校区での整備を目標 とする。	1年
小規模多機能型居宅 介護事業所数 通所、訪問、宿泊を組み 合わせたサービスを提 供する事業所の数	83箇所 2022(R4)	160箇所	160箇所	高齢者の日常生活圏域(中学校区 など)ごとに概ね2箇所の設置を 目指す。	1年
こども食堂の設置数 県子どもほっとサロン ネットワークに加入し たこども食堂の数	26箇所 2021(R3)	増加させる		こども食堂の設置支援を通じ、 増加を目指す。	1年
ひとり親(母子世帯・ 父子世帯の親)の正 規就業率	母子世帯 53.9% 父子世帯 71.3% 2018(H30)	増加させる		資格取得促進や就労支援を 通じ増加を目指す。	長期
障害者のグループホ ーム利用者数 1か月あたりのグルー プホームを利用した人 数	992人 2021(R3)	1,200人 以上	1,360人 以上	第6期障害福祉計画における目 標値を踏まえ、設定。	1年
里親委託率 乳児院、児童養護施設、 里親等に措置(委託)さ れている児童のうち、里 親等へ養育を委託され ている児童の割合	22.9% 2020(R2)	37.4%	42.3%以上	富山県社会的養育推進計画にお ける目標値を踏まえ設定	1年

指標名及び指標の説明	現況	2027(R9)年度、2032(R14)年度の姿 (目標設定の考え方)			検証の スパン
		2027(R9)年度	2032(R14)年度		
訪問看護ステーション数 高齢者の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うため、訪問看護サービスを提供するステーションの数(人口10万人当たり)	8.49箇所 2022(R4)	現況の8.49箇所以上	現況の8.49箇所以上	県の将来推計人口で、75歳以上が2030年頃まで増加することから、在宅医療の需要が増加することが見込まれるため、現況以上を目指す。	1年
介護施設等におけるロボット及びICTの導入の支援件数(累計) 県が介護ロボット・ICT導入を支援した事業所数	425事業所 2022(R4)	675事業所	925事業所	年間約50事業所への支援を行い、県内介護サービス事業所の約4割への導入を目指す。	1年
障害者スポーツ指導員養成数 障害者スポーツの指導員養成研修受講者数	780人 2021(R3)	923人	1,073人	第6期障害福祉計画を踏まえ、養成研修の周知を図り、障害者のスポーツ活動を支援する指導員の増加を目指す。	1年
障害者雇用率達成企業割合 法律で義務付けられた障害者雇用率を達成した企業の割合	55.9% 2022(R4)	現況の55.9%以上	現況の55.9%以上	障害者雇用施策の積極的推進により、現況以上を目指す。	長期
障害者の工賃月額平均額 県内の就労継続支援B型事業所における工賃実績	17,043円 2021(R3)	20,500円以上	23,500円以上	第5期工賃向上支援計画を踏まえ、設定。	1年
災害派遣福祉チーム員養成者数(累計) 災害派遣福祉チーム員登録研修修了者数	125人 2022(R4)	275人	425人	災害時の福祉的支援体制を強化するため、毎年30人程度の増加を目指す。	1年

※「検証のスパン」…指標の進捗状況について、毎年検証するものを「1年」、5年後を目途に検証するものを「長期」としています。

第3章 地域で支え合う「しくみづくり」

I 人権を尊重した福祉の仕組みづくり

成年被後見人や社会的に配慮が必要な人々の人権が尊重されるような福祉の仕組みづくりを推進します。また、高齢者や障害者、児童への虐待を防止するための総合的な取組みを推進します。

1 権利擁護の推進

(1) 日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及促進

判断能力が不十分な高齢者や障害者などが、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助事業（日常生活自立支援事業）や、本人に代わって重要な法律行為等を行う成年後見制度の利用を促進します。

- ・ 認知症高齢者や知的障害者など判断能力が十分でない者に対し、福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業の普及啓発
- ・ 認知症高齢者や知的障害者などの日常的金銭管理等を行う生活支援員の研修、資質向上等に対する支援
- ・ 県及び市町村社会福祉審議会の事業実施に対する支援
- ・ 市町村や地域包括支援センターによる成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や成年後見制度利用支援事業に対する支援
- ・ 「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく、市町村・関係団体等と連携した利用促進のための支援
- ・ 成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携を図るための助言、相談
- ・ 被後見人の終末期及び死後対応事務等の生活支援サービスの必要性とその理解について市町村担当者等を対象とする研修会の実施

図 成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係

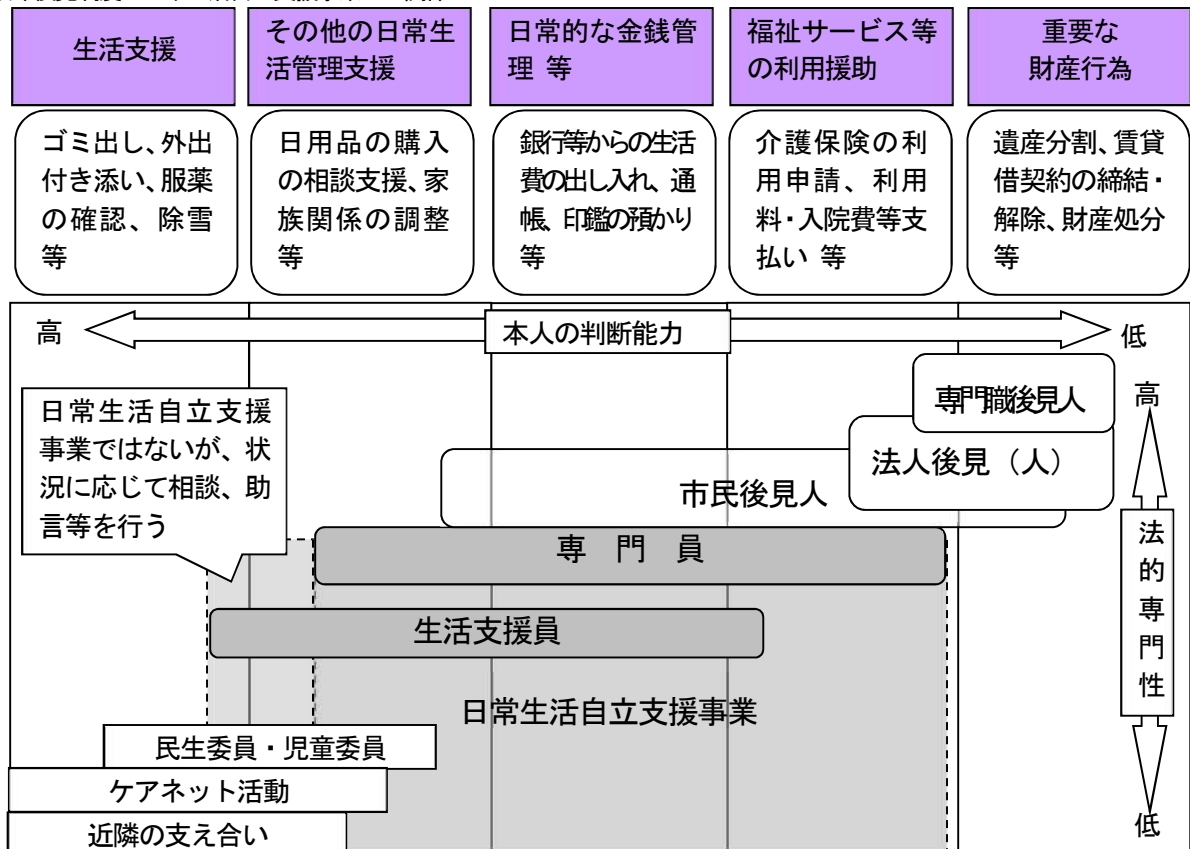


図 成年後見制度と日常生活自立支援事業の対照表

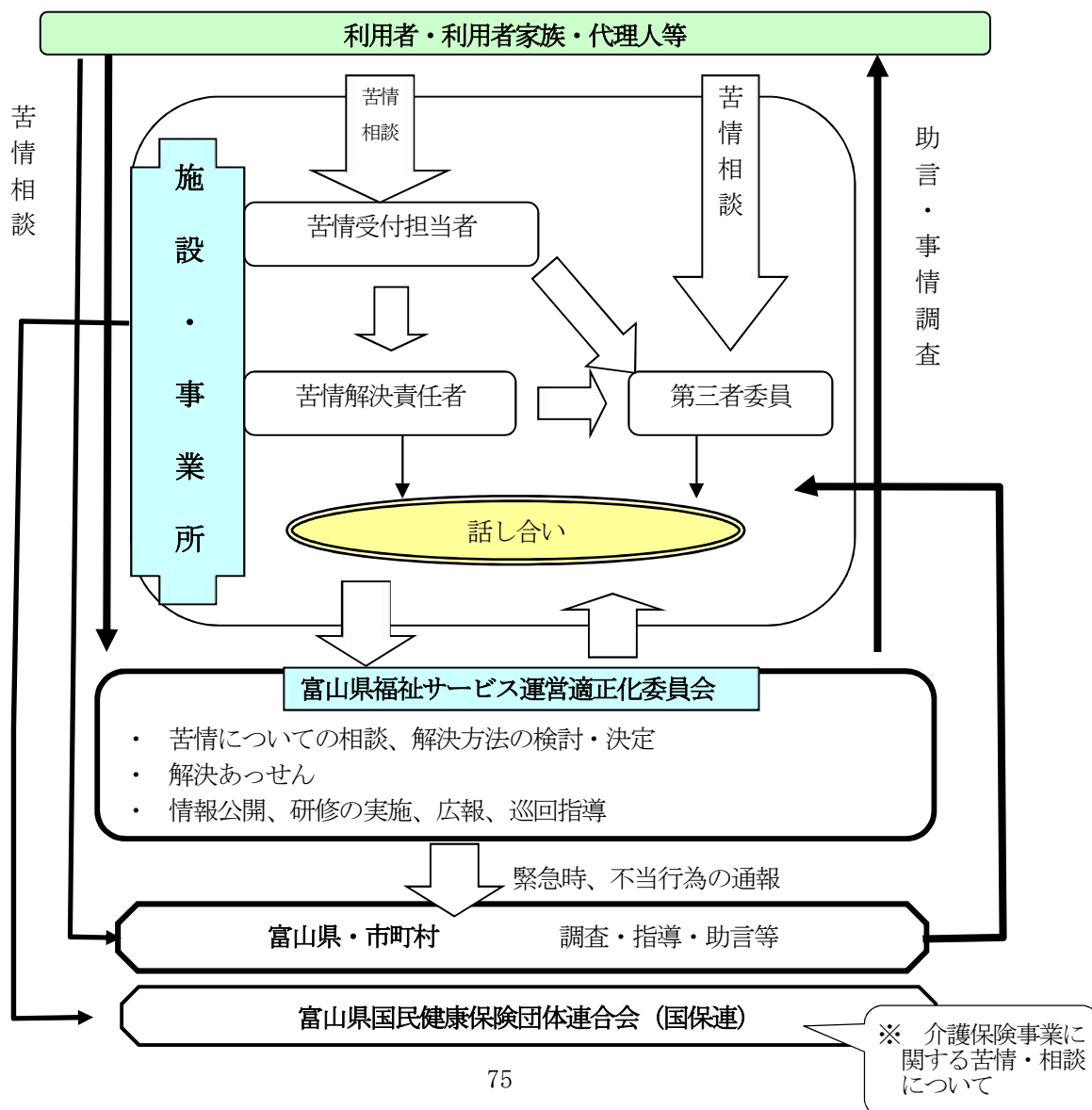
	法定後見制度	任意後見制度	日常生活自立支援事業
対象者	精神上の障害等により事理を弁識する能力について ・不十分な者（補助） ・著しく不十分な者（保佐） ・欠く常況にある者（後見）	判断能力のあるもの	判断能力が不十分であり、契約能力がある ・認知症高齢者 ・知的障害者、精神障害者 等
鑑定の可否	原則として鑑定必要 （「補助」の場合は不要）	不要	不要
事業内容（目的）	判断能力が不十分であるため契約等の法律行為の意思決定が困難なものに、後見人等の機関がその判断能力を補うことで、身上監護、財産管理を行う。	本人が判断能力のあるうちに、財産管理、身上監護の事務について代理権を与える契約を公正証書により締結する	判断能力が不十分な者が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行うことにより、権利擁護に資する。
援助の内容	財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為 ①不動産、重要な動産の処分、預金の管理、借財、遺産分割 ②介護サービス利用契約、施設入所契約等、訴訟行為等	同 左	・福祉サービス利用援助及びそれに伴う定期訪問・日常的な金銭管理サービス ・預金通帳など財産関係書類等の預かりサービス ・定期的な訪問による生活変化の察知
請求権者・申立人等	本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人など、成年後見監督人など、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長	援助を受ける者（本人・委任者）が援助を行う者（受任者）に事務処理を委任する契約（公正証書）により成立	本人
援助者	成年後見人、保佐人、補助人	任意後見人	市町村社会福祉協議会生活支援員
開始手続の本人同意	補助は必要、保佐・後見は不要	必要	必要
根拠法令等	民法	任意後見契約に関する法律	社会福祉法 日常生活自立支援事業実施要領
監督機関	成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人	任意後見監督人	富山県福祉サービス運営適正化委員会運営監視部会
費用	報酬は家庭裁判所が決定する。（本人負担）	任意後見人の報酬は民法の委任の規定による。（本人負担） 任意後見監督人の報酬は家庭裁判所が決定する。（本人負担）	サービスごとの利用料等は、社会福祉協議会が設定する。（本人負担） ※公費助成あり
登記の有無	登記	登記（公証人が嘱託登記）	なし

(2) 利用者保護の推進と指導監査の充実

福祉サービス利用者の意見等を事業運営に反映させるため、事業者側の説明責任の明確化や苦情解決体制の整備を進めるとともに、県等が行う指導監査の充実を図る。

- ・ 体験入所等の機会の提供や利用契約書の記載事項、契約の際の事前説明、広告内容の正確性など事業者側の説明責任に対する意識の啓発
- ・ 事業者による自主的な解決を促す体制づくりの推進と、富山県福祉サービス運営適正化委員会が行う苦情解決事業に対する支援
- ・ 利用者本位の適正な介護サービスの提供を確保するため、介護保険者が行う介護サービス相談員の派遣に対する支援
- ・ 国民健康保険団体連合会における苦情処理への支援等介護保険制度における苦情処理体制の充実
- ・ 認知症高齢者グループホーム等が行うサービスの質を改善するための第三者による外部評価の実施
- ・ 利用者に対する質の高いサービスと、入居者に対する安定した住まいが提供されるよう、介護サービス事業者や有料老人ホーム設置者等に対する指導監査の充実

図 福祉サービスに関する苦情解決の仕組み



2 虐待防止への総合的な取組み

(1) 高齢者の虐待防止と早期発見・早期対応

家庭や施設等における高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄等を防止するとともに、虐待を早期発見・早期対応するための取組みを支援します。

- ・ 市町村や地域包括支援センターによる総合相談、早期発見・早期対応の支援
- ・ 県や市町村のホームページ等を活用した通報窓口の周知
- ・ 介護サービス事業者や市町村職員等に対する高齢者虐待防止のための研修会の開催
- ・ 保健医療、民生委員・児童委員など関係機関の連携強化と広域的な調整支援
- ・ 介護保険法に基づく虐待防止や身体拘束廃止等に向けた事業者等の取組みに対する実地指導等の実施

(2) 障害者の虐待防止と早期発見・早期対応

家庭や施設等における障害者に対する身体的・心理的虐待や経済的虐待等を防止するとともに、虐待を早期発見・早期対応するための取組みを支援します。

- ・ 富山県障害者権利擁護センターや市町村障害者虐待防止センター等の相談体制の強化
- ・ 障害福祉サービス事業者や市町村担当職員等を対象とした研修の実施
- ・ 教育、保健医療、民生委員・児童委員など関係機関の連携強化

(3) 児童の虐待防止と早期発見・早期対応

児童の安全と生命を守るため、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応するための取組みを推進します。

- ・ 児童相談所の職員体制の強化及び富山児童相談所の移転改築を含む機能強化
- ・ 市町村、保育所、教育、保健医療、民生委員・児童委員、警察など関連機関の連携強化
- ・ 児童福祉司任用後研修や市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職に対する研修の実施などによる市町村、児童相談所及び児童養護施設等職員の資質向上の取組みの強化

3 障害等を理由とする差別の解消

障害者に対する差別意識をなくし、差別行為が行われないよう、県民や事業者等に対し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害や障害者に対する正しい理解が浸透するよう広報活動に取り組むとともに、共生社会の理念を普及するなどの意識啓発に努めます。

(1) 障害を理由とする差別の解消に向けた体制の強化

- ・ 広報紙、ホームページ等による法や条例、紛争解決機関の周知
- ・ ガイドライン等を活用した事業所等向け研修の実施
- ・ 地域相談員及び広域専門相談員による相談機能の充実
- ・ 障害者団体、教育、企業、市町村など関係機関の連携強化

(2) 障害及び障害のある人への理解の促進

- ・ 「障害者週間」におけるキャンペーン事業の実施等による意識啓発
- ・ 外見からは障害のあることが分からない場合や自ら意思表示することが困難な人など、

障害特性に対する理解の普及啓発

- ・ 専用ホームページによる障害者理解のための各種情報の提供
- ・ 障害者差別を解消するための教育の推進
- ・ 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入支援や県民の理解促進

4 生活困窮者等を支援する体制の整備

(1) 生活困窮者等に対する包括的な支援

様々な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行うため、生活困窮者自立支援法に基づく支援をはじめ、関係機関や他制度による支援を活用し、生活困窮者の自立の促進を図ります。

- ・ 市に対して、自立相談支援事業などの必須事業の円滑な運営が図られ、関係機関との連携・協働による取組み等が促進されるよう必要な助言や情報の提供、任意事業の取組みについて地域の実情に応じた充実が図られるための働きかけ
- ・ 県が実施主体となる、町村における町村や関係機関との連携・協働による地域の実情に応じた支援体制の整備
- ・ 就労準備支援、家計改善支援、ハローワークでの求職活動など、個々の状況に応じた生活再建・自立促進を図るための相談支援体制の充実
- ・ 緊急小口資金等の特例貸付の償還免除の承認を受けた方や償還が困難であると相談があった方など、特に支援が必要な借受人に対するフォローアップ支援
- ・ 生活困窮者自立相談支援機関による電話や訪問等によるアウトリーチの実施
- ・ 就労訓練事業を行う事業所の認定を促進するため、制度の周知や広報等の実施
- ・ 判断能力が不十分な方に対する日常生活自立支援事業の活用などによる、地域で自立した生活を送ることができるための支援

(2) 市町村、社会福祉協議会等との連携協力した生活支援

生活困窮者を支援するため、市町村や社会福祉協議会等と連携した支援に努めます。

- ・ 生活困窮者自立相談支援機関が、生活福祉資金の貸付相談等を行う市町村社会福祉協議会、就労相談・職業紹介を行うハローワーク、生活保護の実施機関である市福祉事務所等の関係機関との緊密な連携を強化することにより、地域における生活困窮者を適切かつ確実に支援へつなげる体制づくりを整備
- ・ 生活保護制度の適正な運営（支援が必要な方に対する適切な保護の実施と不正受給対策の徹底）
- ・ 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施など、福祉事務所とハローワークが連携した、生活保護受給者等に対する積極的な就労支援の実施
- ・ 生活福祉資金貸付の適正な運用と社会福祉協議会による自立支援の促進
- ・ こどもの貧困についての市町村における実態把握や支援体制整備に対する支援

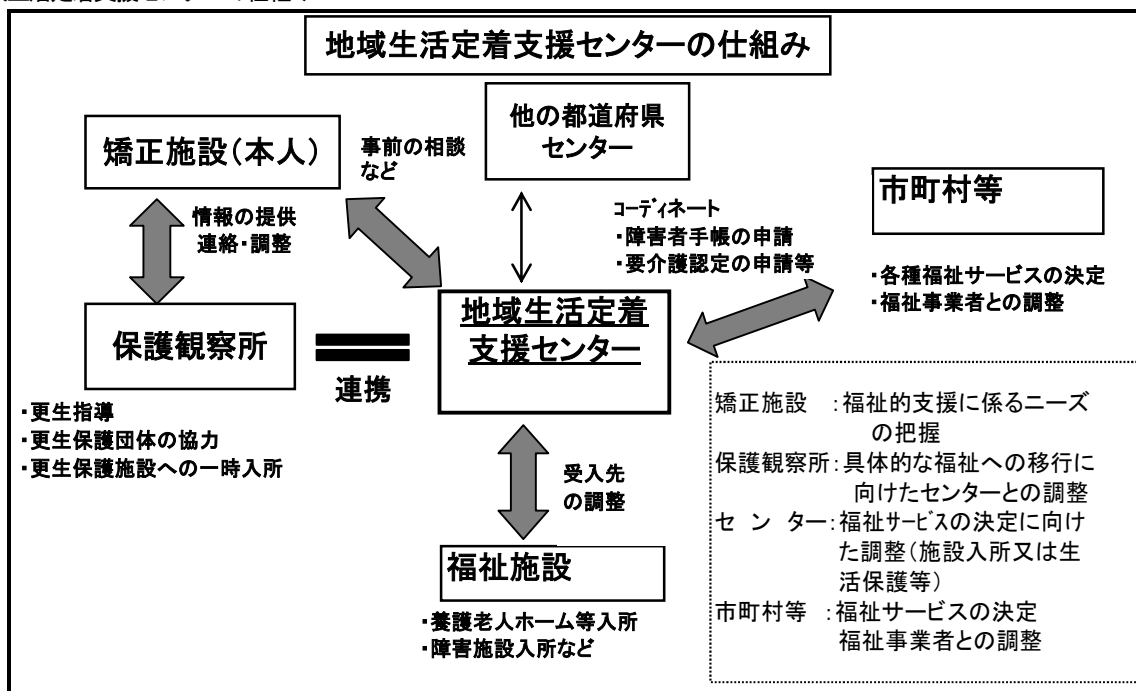
5 社会的に配慮が必要な人々への対応（ソーシャルインクルージョンの理念に基づく施策の推進）

(1) 地域支え合いの体制づくり

貧困・低所得のため社会から疎外された方々や矯正施設退所者、犯罪被害者など社会的に配慮が必要な人々を、地域全体で支え合う、ソーシャルインクルージョンの理念を重視した体制づくりを推進します。

- ・ 民生委員・児童委員による地域の見守り活動への支援
- ・ ケアネット活動によるひとり暮らし高齢者や母子家庭・父子家庭などへの見守り、声かけの推進
- ・ 刑務所等の矯正施設退所者のうち、福祉的サービスが必要な高齢者、障害者を支援する地域生活定着支援センターの運営支援
- ・ 刑務所等の矯正施設退所者の再犯防止に向けた、国や市町村、関係団体（保護司会など）等と連携した支援の実施
- ・ 国や市町村、関係機関等と連携した犯罪被害者等に対する適切な支援の実施
- ・ 県女性相談センター等を中心とした、ドメスティック・バイオレンスに対応した相談・支援体制の強化
- ・ 性的少数者（LGBTなど）の人たちに対する偏見や差別をなくし、理解を深めるための県民への啓発

図 地域生活定着支援センターの仕組み



ソーシャルインクルージョンの理念

「ソーシャルインクルージョン」は通常「社会的包摂」と訳され、その理念は「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」こと（出典：厚生省「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書平成12年12月）であるとされています。

元々はヨーロッパで移民等の公的な制度からこぼれ落ちる人々を対象にした概念であり、権利を剥奪され社会から疎外された人々をどうやって社会に統合するかといった課題に対し提起された概念です。

(2) 外国人住民に対する支援

県外国人材活躍・多文化共生プランに基づき、多言語による情報提供や相談体制の充実、日本語の学習支援、多文化共生についての普及啓発等により、日本人にも外国人にも暮らしやすい地域づくりを推進します。

- ・ 多言語による生活情報の提供及び生活相談の充実
- ・ 外国人住民のニーズに対応した日本語の学習支援
- ・ 外国人児童生徒の教育・進学の実施に関する支援
- ・ 多文化共生について理解を深めるための意識啓発の展開
- ・ 災害時における外国人住民に対する支援体制の整備



外国人住民向け初期日本語教室の授業風景

(3) 自殺対策の推進

市町村や相談機関、関係団体と連携した普及啓発や相談支援体制の充実、高リスク者への支援など、総合的な自殺防止対策を推進します。

- ・ 生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるための普及啓発
- ・ 市町村による地域の実態を踏まえたところの健康づくりに関する施策の推進
- ・ 「富山県こころの電話」による相談対応
- ・ 民間団体による相談支援体制の充実など、きめ細やかなところの健康づくりに関する施策の推進と自殺対策に理解をもつ人材（ゲートキーパー）の養成

Ⅱ 利用者本位のサービスの提供

個人としての尊厳が尊重され、利用者が自分に適した福祉サービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスに関する情報提供や利用者を保護する体制づくりを推進します。また、家族等の介護者への支援や地域に存在する社会資源を有効に活用することなどにより、利用者本位で効率的な福祉サービスが提供されるよう努めます。

1 利用者の立場に立った質の高いサービスの提供

(1) 個人の尊厳を尊重し、自己決定を重視した福祉サービスの提供

福祉サービスの利用者が人間としての尊厳を維持しながら、その人らしい生活を送ることができるよう、自己決定を重視した福祉サービスの提供を推進します。

- ・ 施設管理者やサービス従事者の意識改革の推進と適切な利用者本位のサービス実施体制の整備
- ・ 社会的孤立や排除など地域の福祉問題を発見・解決する取組みを重視した地域福祉サービスの推進
- ・ 個人情報適切な管理や事業所でのプライバシー保護の推進
- ・ 認知症高齢者や障害者等に対する身体拘束が行われないサービス提供体制の確立
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度や相談・援助の充実などひとり親家庭等への支援
- ・ 生活保護や生活困窮者自立支援制度、生活福祉資金貸付制度の適正な運用など、低所得者等に対する福祉の充実

(2) 質の高い福祉サービスの提供

個々の利用者のニーズに応じた総合的かつ専門性の高い福祉サービスの柔軟な提供を推進します。

- ・ 必要とされるサービスが適時に提供されるよう、サービス提供の迅速性及び手続きの簡便性の促進
- ・ 福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAM NET)や県福祉情報システムを通じ、利用者が福祉サービスに関する情報を気軽に入手できる環境の整備とわかりやすい情報提供の促進
- ・ 医師等によるカウンセリングやリハビリテーションの実施など保健、医療などの連携による個別ケア体制の充実
- ・ 介護保険制度運営の要である介護支援専門員が、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントを実践するための専門知識・技術を修得する研修の実施
- ・ 障害者の多様なニーズにきめ細かく対応する相談支援従事者の養成及び研修事業の実施
- ・ 介護や障害等の幅広い福祉職員を対象とした研修の実施
- ・ 介護ロボット・ICTや福祉用具等の活用による質の高い介護サービスの提供支援
- ・ とやま介護テクノロジー普及・推進センターにおける、介護テクノロジーの相談対応、展示・体験事業の実施、介護施設職員や一般県民を対象とした各種研修と導入検討施設への伴走支援の実施、先進事例の紹介等による介護テクノロジーの普及啓発及び活用促進
- ・ 要介護者の自立支援や生活の質の向上に取り組む介護事業所を表彰し、当該事業所の取組みを周知するなど、介護サービスの質の向上の推進

(3) 生活の継続性を尊重した福祉サービスの提供

福祉サービスの利用者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を維持できるよう、これまでの生活の継続性を重視した福祉サービスの提供を推進します。

- ・ 外出支援など地域住民の相互扶助による継続的な組織的活動に対する支援
- ・ 住み慣れた地域において生活を送ることができるよう、日中活動の場（生活介護事業所、就労継続支援事業所等）の整備促進
- ・ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備促進
- ・ 市町村が行う介護予防・生活支援サービス事業の促進
- ・ 精神障害者の地域生活への移行を促進するための取組みの充実
- ・ 地域活動支援センターにおける日常生活の支援、相談への対応や厚生センターが実施する日常生活指導など、地域で生活する精神障害者の社会復帰のための指導、援助の充実
- ・ 地域住民等による認知症高齢者見守りネットワークづくりへの支援や、認知症疾患医療センターなど認知症高齢者の家族等に対する専門相談体制の充実
- ・ 在宅の障害児者やその家族の地域生活を支援する障害児等療育支援事業の充実、居宅介護や短期入所、日常生活用具の給付制度の利用促進
- ・ 在宅の高齢者や障害児者及びその家族を支援するための介護ロボット・ICT や福祉用具等の活用に関する情報提供や体験展示、障害に応じた個別援助などの相談体制の充実
- ・ 補聴器を装用して低下した機能を補うことによる、うつ・社会的孤立・認知症のリスク低下の周知

(4) 家族等の介護者への支援

核家族化や地域における人間関係の希薄化が進展するなかで、高齢者や障害者等をもつとも身近で支える家族等の介護者に対する支援を充実します。

- ・ 介護を担う家族を支援するための家族介護教室や介護用品の支給や、介護ロボット・ICT や福祉用具等の情報提供等による支援
- ・ 家族の介護の悩みに対応するための相談体制の充実
- ・ ケアネット活動による高齢者、障害者を支える家族等への支援
- ・ 認知症カフェの設置促進や初期集中支援チームによる家族等への支援
- ・ 若年性認知症相談・支援センターによる若年性認知症の人の家族等への支援
- ・ 障害のあるこどもを持つ親の高齢化を踏まえた社会的支援の促進
- ・ 育児・介護休業法に基づく介護休業制度や短時間勤務制度、フレックスタイム制等の普及啓発や企業の経営者や人事労務担当者等を対象としたセミナーの開催など、仕事と介護を両立しやすい職場環境づくりの推進
- ・ 介護者への身体的、精神的負担軽減を図るため、短期入所・日中一時支援事業の推進
- ・ 障害のあるこどもを持つ親の就労支援、負担軽減のための放課後児童クラブにおける障害児受け入れ体制の充実
- ・ 放課後や長期休暇中に利用できる放課後等デイサービスの推進
- ・ 重症心身障害児者の家族の負担軽減のため、レスパイトサービスの促進

(5) 利用者の視点を反映する仕組みづくり

利用者ニーズに応えた質の高い福祉サービスを提供するため、各種計画づくりや施策の推進

などに、利用者の意見を反映させる体制を整備します。

- ・ 利用者家族との定期的な意見交換の場の設定など、福祉施設等の運営に利用者やその家族の意見が反映される仕組みづくりの促進
- ・ 社会福祉法人や福祉サービス事業者に「利用者本位」の意識を醸成するための啓発促進
- ・ パブリックコメントの実施など、福祉に関連する計画策定の際の住民参画の促進
- ・ 公共交通などの都市基盤整備に関する計画や中心市街地活性化基本計画などのまちづくり計画策定時における住民参画の促進

2 サービスの効率化と評価システムの活用

(1) サービス供給への競争の導入

福祉サービスの質の向上を図るため、多様な福祉サービス提供主体の参入による事業者間の競争を促進するとともに、福祉サービス事業者に関する情報等の提供体制の充実に努めます。

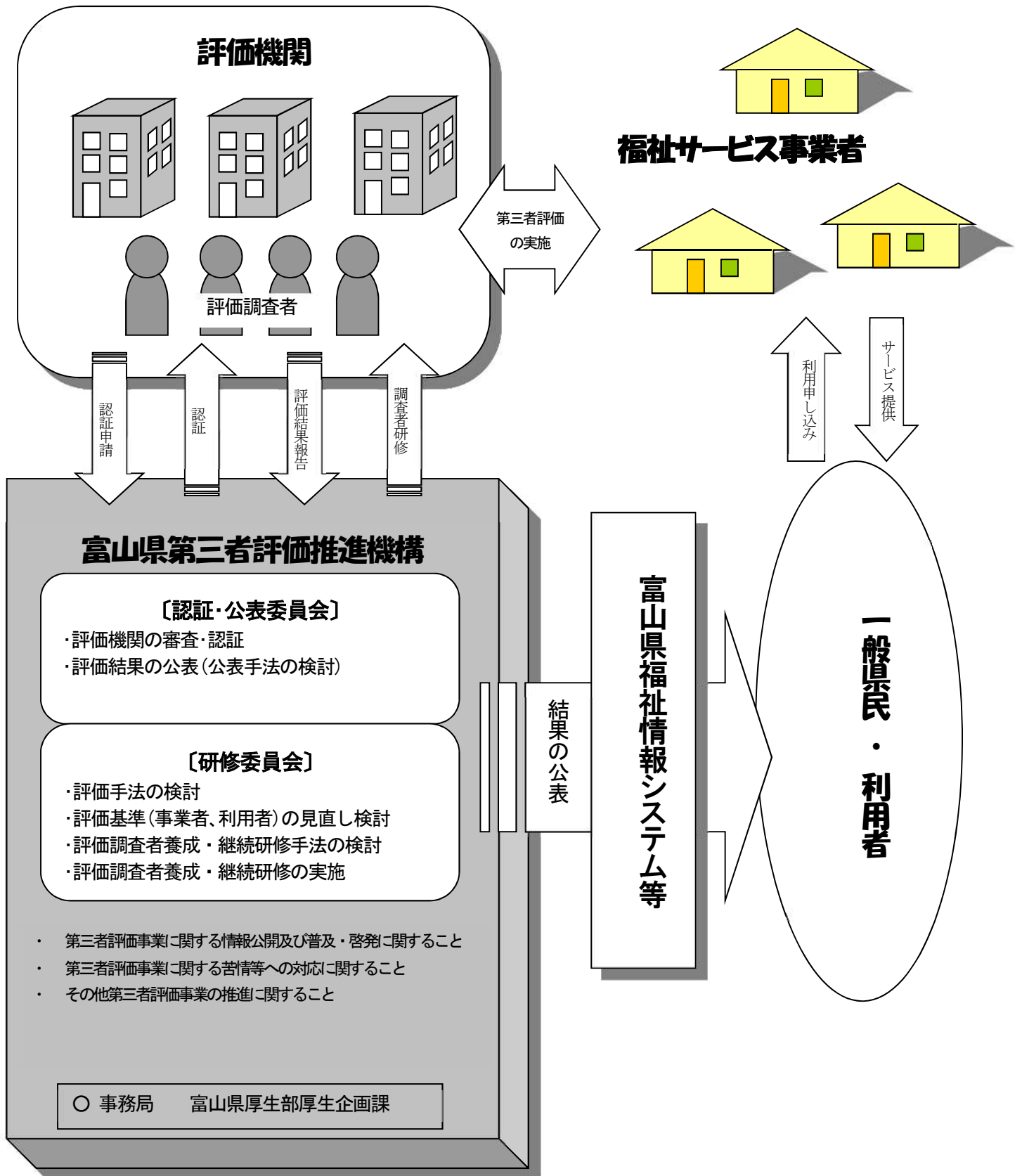
- ・ サービスの実施体制、福祉サービス第三者評価の結果、財務諸表などの事業者による情報開示の促進
- ・ 利用者がサービスに関する情報を気軽に入手できる体制整備の促進
- ・ 福祉事業経営のための人材育成や専門的な経営診断・指導の促進
- ・ 民間企業、NPO法人など多様なサービス提供主体の参入を促進

(2) 福祉サービス提供に関する評価等の推進

利用者の自己決定権や自己選択権を尊重するため、福祉サービス事業の透明性の確保とサービス提供に関する評価体制の整備を推進します。

- ・ 福祉に対する信頼性を高めるための社会福祉法人等の情報開示など、事業運営の透明性の確保に向けた啓発促進
- ・ 事業者自らが、事業の運営方法やサービスの提供方法などにおける問題を把握するための自己評価の実施に向けた啓発促進
- ・ 公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスを評価する福祉サービス第三者評価制度の運営支援と受審の促進
- ・ 福祉サービス第三者評価結果の適切な情報公開と利用者が情報を容易に入手することができる体制づくりの促進

図 福祉サービス第三者評価



3 地域包括ケアシステムの深化

(1) 住み慣れた地域での生活支援の提供

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、日常生活を支援する仕組みの充実に努めます。

- ・ 市町村が行う地域の実情に応じた「介護予防・日常生活支援総合事業」の適切な提供に向けた支援
- ・ ケアネット活動による地域の要支援者への買物代行や除雪支援
- ・ 買物代行や配達サービスなどの促進
- ・ 福祉有償運送等の移送サービスの充実支援
- ・ サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の普及、整備推進

(2) ケアマネジメント機能の充実

地域住民が、住み慣れた地域で安心して暮らすため、医療・介護をはじめとした適切なサービスが利用できるよう、ケアマネジメント機能の充実強化に取り組みます。

- ・ 利用者の意向に配慮した福祉・保健・医療・教育・就労などのサービスを総合的に提供するケアマネジメント手法の普及促進
- ・ 市町村や市町村社会福祉協議会を核に、障害者やひきこもり、生活困窮者などを取り巻く複雑化・複合化した生活課題に対する包括的な相談支援体制の整備充実
- ・ 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域ケア会議へのアドバイザー派遣等を通じた地域包括支援センターのケアマネジメント機能の充実
- ・ インフォーマルサービスを提供する民間事業者やボランティア団体などと市町村社会福祉協議会等との連携の強化
- ・ 地域包括支援センターを核とした、複雑化・複合化した生活課題に対応するワンストップサービスの相談支援体制の充実

(3) 各種サービス機能間の連携と一体的提供

在宅サービス、保健・医療サービス、施設サービス、ボランティア活動等の有機的な連携が図られるよう、そのネットワークづくりを推進します。

- ・ 市町村が行う「在宅医療・介護連携推進事業」の取組みを支援するための関係機関との調整や広域的連携の促進
- ・ 地域包括支援センターの機能充実に向けた取組みに対する支援
- ・ 厚生センターに設置された保健福祉サービス調整推進会議を通じた福祉サービス事業者と保健・リハビリテーション・医療の連携促進
- ・ 事業者の組織化等を通じた福祉サービス事業者間、福祉サービス事業者と保健、医療機関との連携の促進
- ・ 地域住民がチームとなって見守りや声かけなどの個別支援を行うケアネット活動との連携の促進
- ・ 住民の自主的な活動と福祉サービス事業者との協働、連携の促進
- ・ 防災、救急の視点からの保健・医療・福祉の連携促進
- ・ 市町村における保健福祉総合センターの設置など、組織や機能の複合化の促進
- ・ 在宅サービスと施設サービスの移行の円滑化など、在宅サービスを支えるための施設機

能の充実

4 保健・医療・福祉の連携によるサービスの一体化

(1) 保健・医療・福祉サービスの一体化に向けた基盤づくり

高齢者や障害者、これらの家族等が地域で自立した生活を営めるよう、保健・医療・福祉サービスや生活支援サービスが切れ目なく提供される体制の整備を進めます。

① 保健・医療・福祉の連携

- ・ 市町村保健センターや県厚生センター、市町村社会福祉協議会と福祉サービス事業者との連携促進
- ・ 地域における保健・医療・福祉サービスの中心となる市町村や市町村社会福祉協議会への専門的・技術的支援
- ・ 厚生センターを中心とした保健・医療・福祉の連携と一体化に向けた機能強化
- ・ 県ホームページによる保健・医療・福祉情報システムの充実
- ・ 郡市医師会の在宅医療支援センターによる多職種連携の取組みへの支援

② リハビリテーション関係

- ・ 県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける、高度・専門的なりハビリ医療の提供と県リハビリテーション支援センターとしての機能の充実
- ・ 地域リハビリテーション広域支援センター（6病院）等によるリハビリテーション実施機関に対する技術的支援やリハビリテーション従事者の研修など地域リハビリテーション支援体制の推進
- ・ それぞれの状態に応じ、身近な地域において適切なりハビリテーションが受けられるための体制整備の促進
- ・ 市町村保健センターや地域包括支援センター等で行うリハビリ教室や訪問指導の充実

③ 認知症関係

- ・ 認知症疾患医療センターの保健・医療・介護等関係機関との連携の強化や機能強化への支援
- ・ 認知症初期集中支援チーム等による医療と介護が連携したチーム員会議の開催
- ・ 地域包括支援センター職員等に対する医療とケアの連携推進等研修の実施
- ・ 行方不明者の早期発見・保護のための広域的な連携や地域ネットワークの構築など見守り体制の整備
- ・ 若年性認知症相談・支援センターを中心とした医療・介護・福祉・就労等の連携強化

④ 発達障害関係

- ・ 発達障害者支援センターにおける相談支援や情報提供、普及啓発の充実
- ・ 発達障害に関する医療・福祉・教育等関係機関による連携体制の強化
- ・ 医師や障害福祉サービス事業所等の発達障害への対応力向上を図るための研修の充実

⑤ 高次脳機能障害関係

- ・ 高次脳機能障害支援センターにおける相談支援・普及啓発、関係機関との連携体制の整備など、高次脳機能障害者及びその家族への支援体制の充実

⑥ 重症心身障害及び医療的ケア児者関係

- ・ 重症心身障害児者支援に関する医療・福祉等の関係機関による連携体制の整備
- ・ 医療的ケア児等支援センターによる、市町村、医療、福祉、教育関係等機関の連携体制の構築支援

- ・ 重症心身障害児者等に対して必要な医療的ケアを提供できる人材やコーディネーターの育成推進
- ・ 重度心身障害者等への医療費助成制度による経済的負担の軽減

⑦ 依存症関係

- ・ 富山県心の健康センターにおけるアルコール、薬物、ギャンブル依存症の相談対応や研修会、家族教室等による継続的な支援の実施
- ・ 富山県依存症相談支援センター（心の健康センター内に開設）と医療機関、厚生センター、市町村、民間団体・回復施設等との相互連携

⑧ ひきこもり関係

- ・ 総合的な相談窓口の設置や、支援機関に対するきめ細かな指導・協力など、ひきこもり対策の強化
- ・ ひきこもり地域支援センター（心の健康センター内に開設）による、支援機関への専門性の高い助言及び支援困難事例についての調整

(2) 生涯にわたる健康づくり

栄養・食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の改善により、すべての県民が健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点をおいた生涯を通じた健康づくりを推進します。

- ・ 県民が心身の健康に関する正しい知識をもち、自主的に健康づくりに取り組むことができるよう、イベントの開催やキャンペーンの実施など県民の健康意識の高揚のための普及啓発
- ・ こどもたちの望ましい食習慣形成に向けた、保育所・学校等における指導や家庭と連携した普及・啓発
- ・ 地域や家庭、職場等における健康的な生活習慣の定着普及や健康に関する情報提供の推進
- ・ 国際健康プラザを中心とした市町村や他の健康増進施設等とのネットワークづくりの支援
- ・ 生活習慣病、寝たきり及び認知症の予防などライフステージに応じた健康づくりの推進
- ・ 健康づくりに関する市町村への支援や学校、企業、市町村保健センター、県厚生センター等との連携など地域や職域での取組みを重視した健康づくりの推進
- ・ 市町村保健センター等での健康教育・健康相談の実施による、肥満、高血圧、高血糖、脂質異常、喫煙など危険因子の減少による生活習慣病の減少
- ・ がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、歯科疾患など主要な生活習慣病予防の推進
- ・ 生活習慣行動、社会・生活環境等の把握と評価による、個人の健康状態に応じた適切なサービス利用の促進
- ・ メタボリックシンドロームや脳卒中、心疾患や糖尿病などを予防するための健康診査の事後指導や健康相談の充実
- ・ 生涯を通じた歯科疾患の予防等による歯科口腔の健康づくりと在宅歯科診療の推進

(3) 予防活動等の推進

赤ちゃんからお年寄りまで、誰もが元気で明るく、いきいきとした生活を送ることができるよう、ライフステージの各時期に応じた様々な生活課題に対応する予防、準備活動を総合的に推進します。

- ・ 妊娠・出産や乳幼児の健康などに関する情報提供、専門相談などの充実

- ・ 県立中央病院を核とした NICU の整備など、周産期医療体制の充実及び、これらの周産期医療関連施設と母子保健事業等を行う厚生センター（保健所）や市町村との連携の推進
- ・ マスクリーニング検査（新生児の血液検査や聴覚検査など、先天的な疾患を早期に発見し、重症化する前に対処することを目的とした検査）の実施や、予防接種の促進などによる乳幼児期の疾病予防の推進
- ・ 妊産婦・乳幼児等への医療費助成による子育て家庭に対する支援
- ・ 疾病等の早期発見のための市町村における母子保健サービスの提供や発達に問題を抱えるこどもへの支援強化
- ・ ライフステージの各時期において母子保健や成人保健をはじめとした予防、早期発見、早期治療、根本的治療のための適切な体制の整備
- ・ こどもの健やかな成長のための、母乳育児や乳幼児の身体と心の健康づくりの推進
- ・ 夜間のこどもの急病についての相談体制や実情に応じた小児救急体制の充実及び小児科医の人材確保
- ・ 高齢期における健康保持増進など老後に備えるための県民の自助努力を促す啓発普及
- ・ 健康教育や健康診査、歯周疾患検診実施の拡大などの健康増進事業の推進、寝たきり、要介護を生む原因となる転倒や骨折の予防講習や住宅改善等に対する支援
- ・ 生活習慣病や難聴等の認知症の危険因子を減らす、運動、栄養改善、社会交流などの認知症予防の取組みと認知症の早期診断・早期対応の推進
- ・ 高齢期及び退職後の生活設計に向けての準備を行うための情報提供
- ・ 高齢期からのロコモティブシンドロームの予防・改善のための適切な運動の重要性の啓発
- ・ 高齢期からのフレイルの予防・改善のためのエネルギー摂取の重要性の啓発や「いきいき百歳体操」、「e スポーツ体験会」などの適度な筋肉負荷を伴う運動の普及・啓発及び社会参加の推進
- ・ 地域リハビリテーション地域包括ケアサポートセンターの運営・普及
- ・ 低栄養やフレイル予防のため、高齢期に不足しがちなタンパク質や脂質などの多様な食品を摂取するなど正しい食生活の普及
- ・ 高齢期からの口腔ケアなどによる誤嚥性肺炎の防止の推進
- ・ 生涯を通じた歯科疾患の予防等による歯科口腔の健康づくり
- ・ 心の健康センターや厚生センターにおける精神科医や専門職員による相談、指導の実施
- ・ 心の健康や精神障害に関する正しい知識の普及啓発の促進
- ・ 心の健康に関する研修の充実など、うつ病対策の推進

(4) 健康な生活を支える環境づくり

地域や職場をはじめ様々な場において県民の健康意識を高め、健康づくりの実践を支援するため、社会資源の活用や健康づくりの拠点整備など、健康に配慮した環境づくりを推進します。

- ・ 公共施設や公共交通機関、飲食店などでの受動喫煙防止の推進や飲食店における栄養成分表示や健康に配慮したメニューの提供の推進
- ・ 県民の健康づくりを推進するウォーキングイベントの開催等による運動習慣の定着
- ・ 地域におけるウォーキングコースなど健康づくりに関する既存資源の活用や開発の推進
- ・ 建材等に使用されている化学物質等による室内汚染の防止や高断熱化等による良質な室内空気環境の整備など、健康的な住まいを維持・確保するための正しい知識の普及・啓発等

- ・ とやまの米、野菜、魚などを豊富に用いた伝統的な郷土料理を活かした健康づくりの推進
- ・ 県民一人ひとりが自分にあった健康づくりを実行できるよう、適切かつ正しい健康づくりに関する情報提供の推進と障害者への情報提供の配慮
- ・ 住民に身近な保健サービスを提供する市町村保健センターなどの拠点施設の充実
- ・ 総合型地域スポーツクラブ等、住民の身近なスポーツ環境を活用した効果的・効率的な健康づくりの推進
- ・ 健康づくりに関する専門知識や技術を持つ指導者の養成・確保及び資質の向上
- ・ ヘルスボランティア、食生活改善推進員、総合型地域スポーツクラブマネージャーなど健康づくりやスポーツ活動を支えるリーダーの育成や自主活動への支援

【事例 11】社会参加などを促進する e スポーツの取組み 高岡市老人クラブ連合会

高岡市老人クラブ連合会では、一人でも多くの仲間と一緒に健康で楽しい毎日を送れるように、高齢者の認知症予防や、世代間交流の新たな手段として e スポーツの普及定着に取り組んでいます。

【経緯】

過去、1,500 人規模で高齢者体育祭を開催していたが、新型コロナウイルス問題の発生により令和 2 年から中止した。新たなイベントを企画したいという機運が高まったときに e スポーツを知り、令和 4 年、まずは市内の老人クラブ連合会地区会長を対象に体験会を開催、引き続き単位老人クラブ会長を対象に体験会を開催した。体験会を通じ、老人クラブの会員のみならず、広く地区住民と一緒に楽しめる機会となることを実感できたことから、市内での e スポーツの普及と定着に取り組んでいる。

【単位老人クラブ会長を対象とした、地区別体験会の概要】

- ・開催回数 23 回（1 回あたり 5～20 名参加）
- ・参加人数 280 名（参加率 91%）
- ・使用した e スポーツソフト
「太鼓の達人」「インベーダーゲーム」
「グランツーリスモ」
- ・所用時間 1 回平均 90 分
- ・場所 「T a k a o k a e p a r k」
（市内の e スポーツ特設会場）



【体験会参加者の感想】

- ・季節や天候に関係なく楽しめてよい。
- ・体験している中で、少しでも上手になりたい、他の人に負けたくないという意識が働き、時間の経つのを忘れた。
- ・より身近に e スポーツを楽しめる場があれば、老人クラブの仲間だけでなく、子供やその親などの他世代で交流できると感じた。

【今後の予定】

令和 5 年度は、e スポーツのモデル地区（※）を 6 つ選定する他、e スポーツ大会を 2 回開催することで、定着を図る。

※モデル地区は、高齢者の認知症予防や世代間交流促進という目的に共感して地区公民館で e スポーツに取り組む地区を選定。将来は地区対抗戦の開催を視野に入れている。

【特徴】

- ・モデル地区には、高岡市老人クラブ連合会が機材、ソフトを無償提供する。
- ・機材等の利用は老人クラブの会員に限定しない。

Ⅲ 支え合いネットワークの形成

総合的、継続的なサービスを地域レベルで提供できるよう、地域単位での福祉コミュニティを形成するとともに、利用者への個別ケアを提供するための連携とこれを支援する広域的・専門的なネットワークの形成を推進します。

1 身近な地域での包括的な支援体制の整備

(1) 包括的支援体制の整備

複合的な課題や狭間の課題への対応には、分野ごとの縦割りを排するとともに、課題の困難性に応じて身近な圏域からより広い圏域へと、情報と支援が複層的につながっていく仕組みの整備が必要であることから、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など、属性・世代を問わない地域住民等からの相談に包括的に対応できる体制の整備を支援します。

① 市町村等が行う包括的支援体制の整備への支援

- ・ 「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」に一体的に取り組む重層的支援体制整備事業の実施に向けた研修会の開催や情報提供の充実
- ・ 多機関の協働をコーディネートし、支援プランを作成する取組みや社会参加にあたっての支援、専門職のアウトリーチによる伴走的な支援の取組みの促進
- ・ 市町村社会福祉協議会等におけるコミュニティ・ソーシャルワーカー等専門職員の配置に対する支援
- ・ ケアネット活動と連携した、複雑化・複合化した生活課題（孤独・孤立、ひきこもり、生活困窮、ヤングケアラー、8050問題、親亡き後問題など）に対応できる包括的支援体制の整備

② 孤独・孤立対策

- ・ 総合的な相談窓口の設置や、支援機関に対するきめ細かな指導・協力など、ひきこもり対策の強化
- ・ ひきこもり地域支援センター（心の健康センター内に開設）による、支援機関への専門性の高い助言及び支援困難事例についての調整
- ・ 「富山県こころの電話」による相談対応
- ・ 孤独・孤立に至りやすい刑務所出所者やその家族等に対する、地域における継続的な相談支援体制の整備を促進
- ・ ヤングケアラーの早期発見・適切な支援につなげるための体制を整備
- ・ 不登校や非行など様々な困難を抱える子どもが、フリースクールなど学校以外の居場所で安心して過ごせるよう、民間団体による居場所の開設や特色ある取組みを支援

③ 地域での相談体制の充実

- ・ 安否確認や訪問、交流会の開催や日常生活の支援などを通じた地域住民の相互扶助による相談援助活動の実施
- ・ 民生委員・児童委員、地域福祉活動リーダー、ボランティアリーダーなど地域において福祉活動に関わる人材の活用による相談援助活動の促進

- ・ 地域における相談活動と厚生センター、市町村保健センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会等の相談機関との連携の促進
- ・ 市町村や地域包括支援センター等に設置する「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム」による認知症に関する相談支援体制の充実
- ・ 潜在化しているニーズの発見、把握や問題解決までの一連の流れを重視した市町村社会福祉協議会等における総合的な相談体制の充実

④ ふれあいコミュニティ・ケアネット21(ケアネット活動)の推進

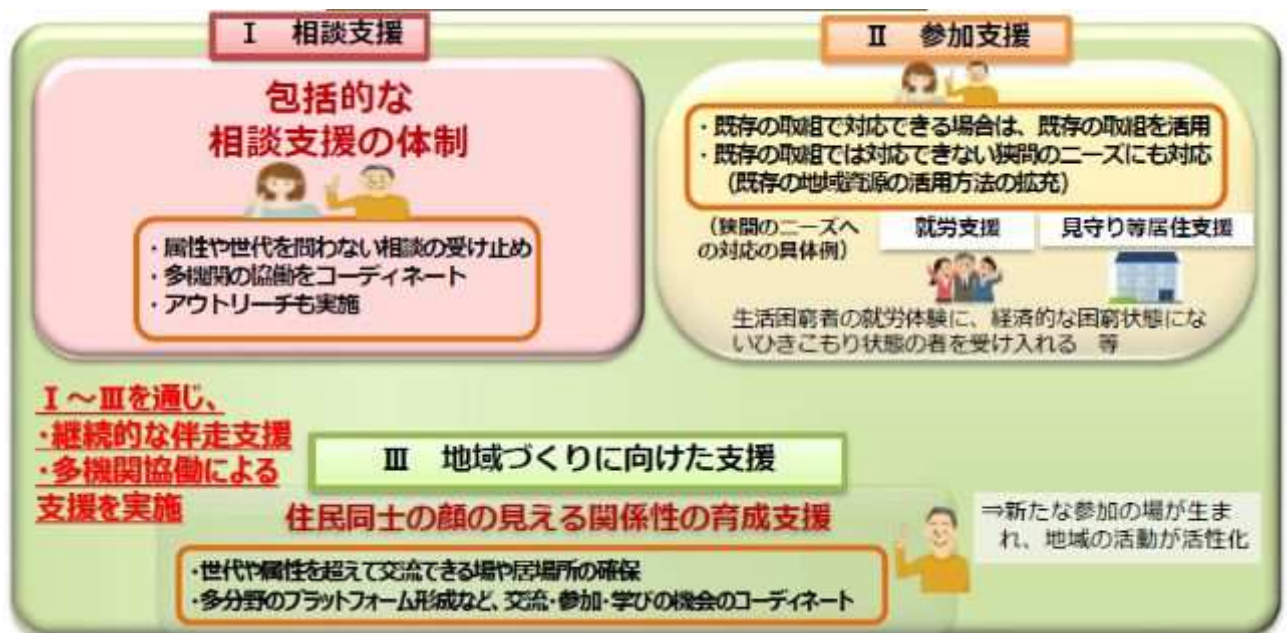
- ・ ひとり暮らし高齢者や子育て中の親などの支援を要する人一人ひとりに、見守り、話し相手、買物代行、除雪などの公的制度にはないサービスを提供するケアネット活動の推進
- ・ 意見交換の場の設定や懇談会の開催などにより、個人の問題を地域の問題として受け止め、課題解決に当たる福祉コミュニティづくりに向けた支援
- ・ 安否確認、見守り活動など、福祉ニーズの把握を目的とした活動や問題解決に向けた個別支援活動に対する支援
- ・ ケアネット活動未実施地区での実施に向けた支援
- ・ 地域福祉活動を行っている各種団体等とのネットワーク化による要支援者援護体制の充実

図 重層的支援体制整備事業の全体像

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難→新たな事業(重層的支援体制整備事業)の創設

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050 世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯が孤立している状態(ごみ屋敷など)

○市町村において、既存の相談支援塔の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ相談支援」「Ⅱ参加支援」「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業を創設(Ⅰ～Ⅲの支援事業は必須)



厚生労働省資料より抜粋

(2) 市町村（地区）社会福祉協議会の機能強化

職員の資質向上等を図るための研修の充実などにより、地域福祉推進の中核的役割を担う市町村社会福祉協議会の機能を向上させ、地域住民に対する生活支援サービスの充実等を図ります。

- ・ 小学校区単位などで組織される地区社会福祉協議会における福祉活動推進員などの活動促進や相談、情報提供事業に対する支援
- ・ 既存の制度だけでは充足しきれない様々なニーズに対応したサービスの開発や住民組織等との協働・連携事業など、先駆的・開拓的事業への取組みに対する支援
- ・ 福祉サービス等の供給や住民参加型福祉活動、ボランティア活動などの実施に当たっての総合調整機能の強化
- ・ 役職員への階層別研修の体系化と実施による資質向上の促進
- ・ 福祉サービスの担い手となる地域リーダーの育成支援
- ・ 小地域や山間地域を対象としたホームヘルプサービスやデイサービスなど介護サービス事業者としての活動促進
- ・ 食事サービス、外出支援事業やミニデイサービス、子育てサロンなど利用者ニーズに対応した福祉サービスの企画・実施や地域の実情に応じた独自のサービス開発に対する活動支援
- ・ 多様なサービス提供主体や民生委員・児童委員、民生委員児童委員協議会との調整、連携機能の強化促進
- ・ 市町村社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）や、介護保険法の地域支援事業における生活支援コーディネーター、生活困窮者対策の相談支援員、障害者の相談支援専門員等の人材を活用した、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施できる包括的支援体制の構築

2 重層的な福祉圏域の設定

(1) 小学校区圏域、日常生活圏域（中学校区域等）、市町村圏域、広域圏域、県域における役割分担

具体的な福祉サービスの提供は、小学校区圏域、日常生活圏域又は市町村圏域において、その補完を広域圏域において、地域間の総合的調整については県域において行うなど、それぞれの圏域が役割を分担し、重層的に機能を発揮しながら、相互の機能連携を図ることにより、効果的に県全体の福祉力が向上することを目指します。

特に、住民参加によるケアネット活動が展開されている小学校区圏域と専門多機関の連携による地域福祉活動を推進する日常生活圏域（中学校区域等）を結び付けることが重要です。

【各福祉圏域に期待される主な機能】

① 小学校区圏域

- ・ 身近な地域（概ね旧小学校区）を単位として、地域住民がチームとなって、ひとり暮らし高齢者や子育て中の親などの支援を要する人一人ひとりに、見守り、声かけ、ゴミ出し、買物代行、除雪などの公的制度にはないきめ細かな個別支援サービスを提供するケアネット活動の推進
- ・ 生活支援コーディネーターによる、個々の生活支援・介護予防サービスの利用者と提供者とのマッチングの促進
- ・ 住民参加による日常的な見守り活動や支援活動など制度化されたサービスを補完するインフォーマルな地域福祉活動の推進
- ・ 当事者や住民参加による集会場等を活用した日常的な活動の拠点づくり
- ・ 地域活動グループや地区社会福祉協議会などを推進役とする地域特性を踏まえたサービスの開発や情報提供活動

② 日常生活圏域（中学校区域等）

- ・ 地域住民の多様な相談を制度横断的な支援につなぐ、包括的な総合相談機能の充実
- ・ 保健・医療・福祉などの専門多機関の連携による地域福祉活動の推進
- ・ 医療・介護等の専門職、民生委員等の地域の多様な関係者の協働による地域ケア会議の推進
- ・ 生活支援コーディネーターなどの専門職と住民との協働による支援
- ・ 公的な介護・保健・福祉・医療サービスとボランティア活動、インフォーマルサービス等を有機的に結びつけ、包括的・継続的なサービスを提供するための地域包括支援センターのコーディネート機能の強化
- ・ 既存の資源を把握し、地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成等の資源開発
- ・ 関係者間の情報共有やサービス提供主体間の連携の体制づくりなどのネットワーク構築の促進

③ 市町村圏域

- ・ 住民に最も身近な行政主体として保健・医療・福祉の連携と福祉サービスの総合的・計画的な提供体制の整備
- ・ 上記①小学校区圏域及び②日常生活圏域を範囲とする地域福祉活動への支援

- ・ ケアネット活動コーディネーターやボランティアコーディネーターの配置
- ・ 日常生活自立支援事業の全市町村域での実施に向けての支援
- ・ 身近な圏域では解決できない困難課題に対する総合的な相談支援体制の構築

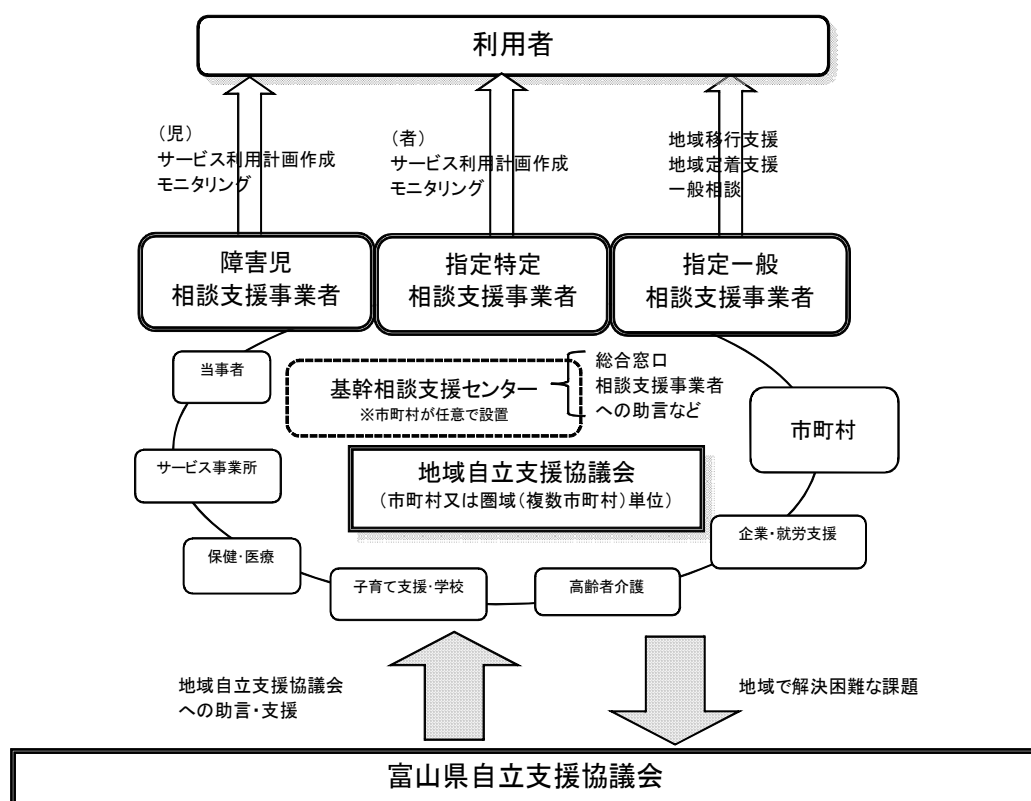
④ 広域圏域

- ・ 地域保健医療圏域、高齢者福祉圏域、障害保健福祉圏域等との整合性を考慮した、計画的な福祉提供サービス量の確保と老人関係福祉施設、障害福祉サービス事業所の整備促進
- ・ 介護保険制度や障害福祉サービス事業所の整備など、市町村域を超えた福祉サービス提供体制の整備促進
- ・ 複数の市町村社会福祉協議会を範囲とする共同事業等の促進
- ・ 地域における障害者の支援ネットワークを形成するための地域自立支援協議会の運営支援

⑤ 県域

- ・ 広域的・専門的なサービス支援と広域的見地からの専門人材の育成・確保
- ・ 広域的な生活・福祉課題に対応した総合的、専門的サービスを行う機関の体制整備
- ・ 広域事業の展開と市町村福祉圏間のサービス水準の平準化の推進
- ・ 広報啓発活動など社会参加をめぐる多様な機会の提供
- ・ 市町村圏域では解決できないがん、難病等に対する支援や、深刻な虐待事案等の専門的な事柄への対応

図 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制



(2) 県社会福祉協議会の機能強化

福祉人材の育成・資質向上や社会福祉事業経営に関する指導・助言、各種福祉関係団体やボランティア団体等のネットワーク化など、県域における地域福祉推進の中核的役割を担う県社会福祉協議会の機能強化を支援します。

- ・ 市町村社会福祉協議会活動に対するコンサルタント機能の充実
- ・ ボランティア団体や各保健福祉関係団体との連携・調整機能の強化促進
- ・ 市町村社会福祉協議会、社会福祉施設・福祉関係団体、民生委員・児童委員などが有する情報の集約を図る福祉情報ネットワーク化に対する支援と総合相談体制の充実
- ・ 県ボランティアセンターの運営やボランティアコーディネーターの配置、福祉教育の推進などボランティア支援活動の機能強化
- ・ 福祉研究、政策提言能力の充実などシンクタンク機能を有するための体制強化
- ・ 日常生活自立支援事業や苦情解決事業、福祉サービス第三者評価事業などサービス利用者の権利強化に向けた活動支援
- ・ 福祉カレッジや健康・福祉人材センターによる福祉人材の育成・確保や県社会福祉施設経営者協議会による社会福祉法人への経営支援、とやま介護テクノロジー普及・推進センターによる介護知識・介護技術の普及などに対する支援

(3) 地域福祉における拠点づくりの推進

地区の集会施設、空き家、学校の余裕教室（空き教室）などの既存施設を活用した、地域におけるサービス拠点づくりを推進します。

- ・ 公民館や既存の空き施設、民家等を利用した地域住民が運営するデイホーム、ふれあい・いきいきサロンなどへの支援
- ・ 在宅福祉・在宅ケアに関連する連絡調整や各種福祉サービスの情報収集・提供など、利用者の複合的ニーズに対応した拠点づくりの促進
- ・ ボランティアグループへの会議室や介護機器の貸与など社会福祉施設の地域拠点化の推進

(4) 支援ネットワークづくり

コミュニティ福祉圏域において実施される地域福祉活動を総合的に支援するため、市町村や県の福祉圏域において、関係機関・団体、ボランティアなどのネットワークを形成します。

- ・ 高齢者等の処遇に関するケース検討による具体的支援方策や地域単位の関係機関の役割分担などを検討、支援するためのネットワークづくり
- ・ 障害者等の家族団体の組織化促進や、地域との連携を深めるための活動に対する支援
- ・ 県全体の様々な子育て支援機能を活用した地域における子育て支援ネットワーク体制の整備促進
- ・ 児童虐待、非行問題に対応するための児童相談所と関係機関との連携、協働体制の整備
- ・ 難病患者の居宅における療養生活等を支援するため、難病対策地域協議会の設置、難病相談・支援センターによる関係機関との連携強化や患者団体への支援、及び厚生センターによる地域難病ケア連絡協議会の開催など保健と医療、福祉の連携の強化
- ・ 地域、学校、職場などでの健康づくり活動に対する支援や、研修会の開催などによる健康づくり従事者等のネットワーク化の推進

3 市町村の地域福祉の推進支援

(1) 情報の共有・交流の仕組みづくり

住民に最も身近な行政主体として、住民の個別ニーズに対応した総合的な福祉サービスを地域において円滑に提供するため、市町村の実施する取組みの情報共有や、市町村向けの研修を実施するなど、市町村の取組みを支援します。

- ・ 県福祉人材確保対策会議及び同ワーキンググループ通じた、県、市町村、関係機関等とのネットワークづくりの強化や、各構成機関が実施する福祉・介護人材の確保に向けた取組みなどの情報共有・WEBでの発信

(2) 市町村における人材確保への支援

福祉人材の育成・資質向上や各種福祉関係団体やボランティア団体等のネットワーク化など、市町村における地域福祉推進のため、人材確保に係る取組みを支援します。

- ・ 市町村社会福祉協議会等におけるコミュニティ・ソーシャルワーカー等専門職員の配置に対する支援

【事例 12】 重層的支援体制整備事業の取組み 氷見市

氷見市では、令和3年度から「重層的支援体制整備事業」に取り組み、地域共生社会の実現の柱となる包括的支援体制の構築を進めています。「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することにより、あらゆる住民が抱える地域生活課題の解決のために、地域住民、関係専門機関、行政が連携し、包括的に支援しています。

【経緯】

氷見市では、平成26年度より福祉の総合相談支援窓口として「ふくし相談サポートセンター」を設置。また、平成28年度から同センターに相談支援包括化推進員(コミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW))を配置し、多機関の協働による包括的な支援体制の構築に取り組んできた。

令和3年4月改正社会福祉法施行により「重層的支援体制整備事業」が創設され、平成26年度から氷見市において取り組んできた内容とマッチすることから、令和3年度から本事業を実施している。

【取組内容】

市と市社会福祉協議会との官民協働による「ふくし相談サポートセンター」を市庁舎内に開設。市の関係課と市社会福祉協議会の生活困窮者支援担当、障害者基幹相談担当等が連携し、様々な相談に応じている。さらに、同センターに配置した多機関協働マネージャーが分野や制度の垣根を越えた専門職間の連携・役割調整を図るとともに、地域、その他の専門機関、行政のコーディネート役を担うことで、相談支援体制の充実・強化を図っている。

また、毎月第3火曜日に開催している関係部署の合議体である「セーフティネット定例会議」を「重層的支援会議」と位置づけ、各支援機関の役割分担や支援の方向性を確認するとともに、新たな仕組みやサービスの開発を検討している。

【特徴・効果】

取組みの展開にあたり圏域を設定することで、担い手や対象、支援の流れを明確化している。具体的には、自治会単位(第4層)、旧小学校区(第3層)、市内の4ブロック(第2層)、市全体(第1層)となっている。

住民に最も身近な第4層における見守り活動等を通じて把握した地域の生活課題は、第3層に設置した地域の「地域なんでも相談窓口」に伝えられ、地域内での解決が困難な場合には、市内のブロック(第2層)や市全体(第1層)へ移行して、重層的支援会議にかけられることになる。



【今後の予定】

地域における課題の発見・解決力を向上させるための取組みとして、地域福祉相談窓口体制の整備や地域福祉活動サポーターの育成・研修等を実施する。

【事例13】 くろベネット（ケアネット）を通じた 多職種・異業種との連携

社会福祉法人黒部市社会福祉協議会

黒部市社会福祉協議会では、2018 年度から「くろベネット」として地域住民、企業、専門職と連携しながら ICT 活用も加え、包括的な支援体制を目指し進めている。

【経緯】

2016 年度、黒部商工会議所青年部メンバーから「地域貢献として何かできることはないか。」と相談された際、「制度の狭間にあり生活に困窮する兄弟の事例」を話したところ、黒部商工会議所青年部（黒部 YEG）のメンバーの思いと技術を活かし、この兄弟の家屋の修繕を廃材等を使いボランティアで行ってもらった。この事例をきっかけに、翌年以降も黒部 YEG との連携支援が続いている。

【事例の概要】

40 代兄弟の兄が脳出血治療後退院するにあたり、精神状態が不安定な弟が壊した窓や腐ってしまった畳などのため自宅では住めない状態となっていた。兄弟は高齢者でも障害者でもないため入れる施設はなく生活保護も受けられない状況であり、近所からは関わりを拒否され、頼れる身内もいなく困っていた時、「兄弟のために協力したい」と黒部 YEG メンバーが廃材や材料費のみで修繕されたおかげで、兄は無事に退院し、弟と自宅で暮らすことができるようになった。

【効果】 個別の支援から波及していった

地域→兄弟の事例検討会を地区住民と公民館で行うことで、黒部 YEG の関わりを知った近隣住民もボランティアで修繕を手伝うこととなった。

企業→「くろベネット企業版」として、数年後には青年会議所やライオンズクラブ、ロータリークラブとの連携・協力も加わっていった。

専門職→弁護士、精神科医、薬剤師、保健師、スクールソーシャルワーカーなどの多職種との定期事例検討会を毎月実施することとなり、困難な課題解決ネットワークができた。

【社協事業への影響】

＜ICT 実証実験から運用へ＞

支援者減少を ICT の利活用で補うための機器「くろベネットボタン」の開発・導入を考案。ボタンの上に「お助け隊カード」を置いてボタンを押すと、黒部 YEG メンバーが出動し、修繕等につなぐ実証を行った。現在は「相談カード」の名称にて運用中。

＜食料支援ネットワーク構築へ＞

フードドライブ、フードバンク、フードパントリー等の食料支援を一元化し、黒部 YEG をはじめ地元企業や市民参加型で継続的に困窮者・ひとり親世帯を支える仕組みづくりを構築中。

【今後の予定】

「くろベネット」として更なる包括的な支援体制の構築を目指す。地元企業との協働をきっかけに住民への福祉教育と活動人口を増やす。



【事例 14】 ケアネット活動の実施 社会福祉法人砺波市社会福祉協議会

ケアネット活動は、様々な福祉課題をもって生活している世帯を対象に、地域の方ができる支援活動を通して、地域住民の相互の支え合いをつくり、生活を支援する様々な専門職とネットワークを繋ぐことで、誰もが安心して生活できる地域づくりを進める活動です。

【経緯】

- ・平成 15 年度から県の補助事業として始まったケアネット活動は、砺波市では平成 17 年 2 地区 23 チームから始まり、平成 19 年には市内全域 21 地区での活動となり 54 チーム、令和 3 年度は 202 チームが活動中である。
- ・市社協に設置されているケアネット活動コーディネーターは、自治会等へのケアネット活動の周知・広報や地域の見守り対象者へのアセスメント、地域住民を交えての支援方針の検討、専門職や福祉サービス事業者など必要な機関・団体と対象者の日常生活を支えるための連携を図っている。

【活動内容】

- ・見守り、ゴミ捨て、除雪、買い物の支援など
- ・令和 3 年度活動実績 31,621 回 週 1 回～月 1 回程度活動が行われている。

【事例】

ひとり暮らしの A さんより「最近膝や腰が痛くてゴミ出しや冬の除雪作業が難しくなってきました。」と相談があった。日常生活をサポートするケアネットチームを結成し、見守り、ゴミ出し、玄関先の除雪の支援を行うこととなった。

A さんは、「民生委員さんや、福祉サポーターさん、近隣の方のサポートがあり安心して生活できます。何か困ったことがあっても相談できるし、本当に助かっています。」と安心して生活されている。



見守り訪問の様子



除雪支援の様子

【特色】

- ・自治振興会単位または自治会単位で「地区福祉会議」を開催し、ケアネット活動対象者のサポート内容の情報共有や地域で困りごとを抱えた方がいないか等の意見交換を行い、安心して生活できる地域づくりに努めている。
- ・砺波市社協ではケアネット活動を推進するため研修会等を開催している。令和 4 年度はシンポジウムを開催し、多くの活動している方や地域の役員の方が参加された。他地区の取り組み情報を共有するなどし、活動の必要性や活動に参加する意識の醸成につなげてもらっている。

【地域を支える「しくみづくり」 指標】

指標名及び指標の説明	現況	2027 (R9)年度、2032 (R14)年度の姿 (目標設定の考え方)		検証の スパン	
		2027 (R9)年度	2032 (R14)年度		
日常生活自立支援事業契約件数 認知症高齢者など判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助等を行う事業の年度末実利用者契約件数	498 件 2021 (R3)	600 件	700 件	過去(10 年間)の平均増加人数を踏まえ、毎年約 20 名程度の増加を目指す。	1 年
成年後見制度の申立件数 高齢者や障害者など判断能力が不十分な方が、財産等の保全のための成年後見制度の申立て件数	412 件 2021 (R3)	増加させる		制度の普及啓発等により、成年後見制度の利用を必要とする人が、もれなく制度を利用できることを目指す。	長期
日本語ボランティア養成者数 とやま国際センター (T I C) で養成したボランティア数	592 人 2021 (R3)	720 人	820 人	外国人住民の増加、定住化の進展を踏まえると、今後とも日本語ボランティアの確保が必要であることから、毎年 20 人程度の養成を目指す。	1 年
自殺死亡率 人口 10 万人当たり自殺者数	18.3 2021 (R3)	減少させる		富山県自殺対策計画に定める	1 年
健康寿命 日常生活に制限のない期間の平均	男性 72.71 歳 女性 76.18 歳 2019 (R1)	延伸させる		令和 5 年度策定予定の「富山県健康増進計画 (第 3 次)」に定める	長期
成人のスポーツ実施率	38.8% 2022 (R4)	45%以上	50%以上	県民のスポーツ参加への機会づくりやスポーツに親しむ環境づくりを推進し、県民の半数以上が週 1 回以上運動やスポーツをおこなうことを目指す。	3 年
要支援・要介護認定を受けていない高齢者 (65～74 歳) の割合	95.9% 2020 (R2)	増加させる		介護予防の推進等により、元気な高齢者の増加を目指す。	長期
ケアネット活動の取組み地区数	265 地区 (R3)	306 地区	306 地区	全ての地区社会福祉協議会での実施を目指す。	1 年
重層的支援体制整備事業実施市町村数 複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための、重層的支援体制整備事業を実施する市町村数	2 市 2022 (R4)	5 市町村	8 市町村	全市町村の約 5 割の実施を目指す。	1 年

※「検証のスパン」…指標の進捗状況について、毎年検証するものを「1 年」、5 年後を目途に検証するものを「長期」としています。

第3編 計画の実現 に向けて

1 推進体制の整備

2 民間と行政の協働と役割分担

- (1) 県民に期待される役割
- (2) 企業、団体に期待される役割
- (3) 行政の役割

1 推進体制の整備

この計画は、「誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す とやま型地域共生社会の実現」のため、福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱を定めたものです。

県では今後、学識経験者や社会福祉事業従事者等で構成する富山県社会福祉審議会において、各分野における福祉施策の推進状況や福祉を取り巻く社会の状況等について適宜報告するとともに、審議会でのご意見を踏まえて、この計画の効果的な推進を図ってまいります。

また、この計画の目標や具体的な施策の内容が広く県民に浸透し、県民総参加による福祉活動が推進されるよう、民間の方々を中心に県内各層の代表者で構成される富山県民福祉推進会議の活動とも緊密な連携をとってまいります。

2 民間と行政の協働と役割分担

従来の福祉サービスは、「措置制度」を基礎とした行政による「与える福祉」として行われてきましたが、いわゆる社会福祉基礎構造改革を経て、平成12年の介護保険制度導入などにより、福祉サービスの提供主体として、現在では、NPO法人や株式会社をはじめとする様々な主体が参入してきています。今後は、公的な福祉サービスを提供する様々な主体はもとより、公的な制度にはない生活支援サービスなどを提供する主体においても、ますます多様化・複雑化する福祉ニーズに的確に対応していくため、それぞれが適切に役割分担をし、相互に連携をとって協働体制を強めていくことが求められています。このため、計画の推進に当たっては、県、市町村、保健・医療・福祉関係団体をはじめ、事業者、NPO、ボランティア、地域住民、高齢者や障害者自身が、「自助、互助、共助、公助」の精神に基づき、連携・つながり・絆を深め、共に支え合いながら地域福祉を推進していくことが大変重要です。

(1) 県民に期待される役割

① 住民や地域に期待される役割

誰もが安心・幸せを感じるとやま型地域共生社会を築いていくためには、何よりも、人に寄り添い支え合う心が県民の意識として定着していることが重要です。また、地域における福祉コミュニティ形成のためにも、県民自らが自主的に福祉活動に参加するなど、県民一人ひとりの役割が大変重要です。

このため、地域住民には、福祉の受け手としてだけでなく、この計画や各個別計画に基づく施策の担い手として、NPO・ボランティア活動等に主体的・積極的に参加することが期待されます。このような地域住民の主体的な福祉活動への参加が、地域の福祉力を高め、ひいては地域の活性化そのものにつながっていくものと考えられます。

本県においては、ふれあいコミュニティ・ケアネット21活動が活発に行われるなど、地域住民同士で支え合う土壌が既にあることから、このような基盤を活かし、地域住民による各種福祉活動をさらに発展させていくことが期待されます。

② NPO、ボランティアに期待される役割

平成10年に特定非営利活動促進法が整備されて以来、県内におけるNPO法人の認証数は386に達しています(2022(令和4)年10月時点)。このうち、「保健、医療又は福祉の増進を図

る活動」を目的の一つとしている法人が199に上るなど(2022(令和4)年10月時点)、その活動は、地域の福祉活動には欠かせないものとなっています。柔軟で機動的な対応が可能なNPO法人やボランティア団体による活動は、公的な福祉サービスや生活支援サービスの分野においても、今後ますます大きな役割を担っていくことが期待されています。このため、自己の活動に対する社会的責任を強く自覚し、活動内容等の情報公開を積極的に行うとともに、運営基盤の強化にも自ら努めていくことが重要です。

③ 民生委員・児童委員に期待される役割

民生委員・児童委員は、一貫して「地域住民の身近な相談役」として、きめ細かく住民の相談に応じ、具体的な援助活動を実施してきました。今日、公的な福祉サービスが整備され、多様な生活支援サービスが展開される中であっても、地域住民と「サービス」をつなぐ要として期待される役割には何ら変化がありません。

一方、今後ますます福祉サービスや地域住民のニーズの多様化が予想されることから、制度の変化等に対応するための資質向上を図るとともに、住民のニーズを的確に把握するため、より地域に密着したきめ細かな活動を展開することが期待されます。また、民生委員・児童委員に期待される役割が多様化・複雑化する中、相互に支え合い、安心して暮らせる「地域共生社会の実現」に向けて、地域の福祉関係者を含め、多様な機関・団体等との連携を深め、地域住民の生活・福祉課題に取り組んでいくことが大切となっています。

(2) 企業、団体に期待される役割

① 企業や各種団体に期待される役割

民間企業や協同組合などの各種団体は、決して地域社会から分離された存在ではなく、地域社会に必要な諸活動を行うことによって、その存在を認められる地域社会を構成する重要な一員です。このため、これらの企業や団体には、地域の福祉力を向上させるため、地域社会における各種の福祉活動を担う主体としての役割が期待されます。

具体的には、本来の活動を活かした、買物支援サービスの提供や高齢者・障害者等のニーズに合った商品の開発、要支援者への個別の生活サービスの提供、高齢者や障害者等の積極的な雇用などや、また、ボランティア活動やスポーツ・レクリエーション活動等を通じた住民との交流などの活動が考えられます。

さらに、正規雇用の確保や非正規雇用の処遇改善を進めるとともに、仕事と子育てや介護などが両立できる職場環境を整備することや従業員の体や心の健康に配慮することも求められています。

② 社会福祉協議会に期待される役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されており、地域福祉を推進する中核的存在としての役割が求められています。これまで、県や市町村と緊密な連携をとりながら様々な活動を行ってきていますが、多様化・複雑化する福祉ニーズや、制度の狭間となっている課題に対応していくためには、様々な主体と連携のもと、一体的に支援を展開していくことが重要です。

このため、市町村社会福祉協議会は、地域生活課題の解決に向けた「協働の中核」として、地域に存在する多くの社会資源を有機的に結びつけ必要に応じて新たな活動を創出しながら、

解決に向けて取り組むことが期待されます。

また、県社会福祉協議会は、県域レベルでの地域福祉を推進する中核拠点として、広域的な見地から市町村社会福祉協議会や関係機関と連携・協働のもと、地域生活課題の解決・改善に向けて取り組むことが期待されます。また、市町村社会福祉協議会が地域における包括的な支援体制づくりの中核的な役割を担えるよう支援するとともに、個別支援を通じて地域づくりを推進できる専門職の育成や実践への支援も期待されます。

③ 社会福祉法人に期待される役割

現在、公的な福祉サービスの提供主体は、社会福祉法人に限定されるものではありませんが、社会福祉法人は、これまで蓄積してきた各福祉分野における高い専門性を有しています。このため、今後は、これらの専門性を法人内でのみ活用するのではなく、地域で行われる各種研修会への講師派遣など、その専門性を地域に還元・開放するよう努め、地域社会にとってより身近な存在となることが期待されます。

社会福祉法人がこうした地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、2016(平成28)年3月の社会福祉法の改正により「地域における公益的な取組」(例えば、高齢者の住まい探しの支援、障害者の継続的な就労の場の創出、子育て交流広場の設置、複数法人の連携による生活困窮者の自立支援及びふれあい食堂の開設等)が責務として位置付けられ、地域福祉への積極的な貢献が求められています。また、社会福祉法人等の福祉施設等は、災害発生時において高齢者や障害者等の要配慮者の避難のための福祉避難所としての役割も期待されています。

さらに、社会福祉法人には税制面での優遇措置があることなどから、法人運営には社会的な責任を負っており、苦情解決体制の整備充実を図ることはもとより、福祉サービス第三者評価の受審を積極的に行うなど、利用者本位の質の高いサービス提供に努めることも求められています。

(3) 行政の役割

① 市町村の役割

地域住民の福祉を向上させることは、市町村の基本的な役割です。また、2020(令和2)年の社会福祉法の改正により、市町村において、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

このため、市町村には、住民に最も身近な行政として、福祉サービス事業者の振興をはじめ、民生委員・児童委員の活動支援、住民とNPO・ボランティア団体との連携支援、重層的支援体制整備事業の柱である相談支援、参加支援、地域づくりが包括的に提供される支援体制の整備、保健・医療・福祉の連携強化によるサービスの総合化などを推進することにより、福祉コミュニティづくりに努めていくことが求められています。

② 県の役割

県には、市町村の役割を補完する役割が求められています。このため、市町村域を超えた事業の実施やその調整、市町村単独では担うことが困難な専門的な事業の実施などに、各市町村や県域を活動範囲とする各種団体と連携を図りながら、取り組む必要があります。

具体的には、介護・福祉人材の養成・確保対策、民生委員・児童委員の資質向上に向けた支援や活動しやすい環境づくり、市町村に対する専門的な情報の提供・技術的支援、県域レベルの総合的な福祉サービス提供のための各種機関・団体等のネットワーク化などに取り組んでいくことが重要です。

また、市町村や福祉サービス事業者などからのご意見を踏まえ、公的な制度の改善などについて、国に対し働きかけていくことも、県の大きな役割の一つと考えます。

③ 計画の適切な進行管理

この計画の円滑な推進を図るため、計画に盛り込まれた施策については、指標を用いて進捗状況を把握のうえ、定期的に報告・公表し、施策等の改善に反映するなど、PDCAサイクルを活用した適切な進行管理を行います。

また、計画期間中に、社会経済情勢が大きく変化した場合には、総合計画や各個別計画との整合性にも留意しつつ、必要に応じて弾力的に計画を見直すこととします。

参考資料

1 用語集

あ行

アール・ブリュット (P65)

「生(き)の芸術」という意味のフランス語で、正規の美術教育を受けていない人が、内面から湧き上がる衝動を既存の芸術に影響を受けていない絵画や造形という手法で表現したもの。

ICT (情報通信技術) (P46)

「Information and Communication Technology」の略称。IT (Information Technology) よりも通信によるコミュニケーションの重要性を強調した言葉で、ネットワーク通信を利用した情報・知識の共有を重要視したもの。

アクセシブルな書籍 (P46)

読書バリアフリー法第2条第2項の「視覚障害者等が利用しやすい書籍」のこと。点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍で、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等がある。

アクセシブルな電子書籍等 (P46)

読書バリアフリー法第2条第3項の「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」のこと。電子計算機器等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識できるもので、例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デジタル図書等、オーディオブック、テキストデータ等がある。

いきいき長寿大学 (P65)

高齢者等の生きがいと健康づくり活動に役立つ実用的な学習講座を開催。

移送サービス (P59)

高齢者や障害者など外出困難を伴う人に対して、リフト付車両(福祉車両)などを用いて、病院への送迎等を行うサービス。運転だけでなく、乗降介助などが組み合わされてサービスが提供される点に特徴がある。

一般事業主行動計画 (P49)

“次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備について事業主が策定する計画。101人以上の労働者を雇用する事業主においては、策定、届出が義務付けられている。
※県では、「子育て支援・少子化対策条例」に基づき、30人～100人の労働者を雇用する事業主に対し策定を義務づけている。”

医療的ケア (P25)

たんの吸引や経管栄養の注入など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為。

インクルーシブ教育システム (P53)

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みであり、障害のある人が「教育制度一般」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中

等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インフォーマルサービス (P47)

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービス。例えば、近隣住民や地域社会、ボランティア、NPO などによる援助活動がこれに該当する。

NICU (P85)

病院において早産児や低出生体重児、又はなんらかの疾患がある新生児を集中的に管理・治療する部門。

LGBT (P78)

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致に悩む人）の頭文字で、性的少数者の総称としてよく使われる。

延長保育 (P49)

保育所等において、保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育時間を延長して保育を実施するもの。

音声入力ソフト (P46)

キーボードを使わずにマイクに向かって話すだけで、文字入力できるソフトウェア。

か行

介護休業制度 (P66)

要介護状態にある家族の介護を行うために一定期間休業できる制度。

介護サービス情報公表制度 (P63)

介護サービス利用者による事業者の選択に資するよう、介護サービス事業者が自らの提供するサービスに関する情報を県指定情報公表センター（県社会福祉協議会）に年1回報告（義務）し、その情報をインターネットで公表する制度。確認を要する場合は県（指定調査機関）が調査を実施。

介護支援専門員 (P35)

介護支援専門員証の交付を受け、要介護者等が自立した生活を継続、また、要介護状態の軽減・悪化の予防に資することを旨としたケアプランを作成し、適切なサービスが提供されるよう利用者の支援を行うと同時に、市町村、事業者等との連絡調整を行う者。

介護サービス相談員 (P75)

市町村（保険者）から施設等に派遣され、利用者から介護サービスに関する不安や不満などを聞き、サービス提供者や行政へ橋渡しをして、問題の改善・解決に向けた手助けをする者。

介護テクノロジー (P59)

介護ロボット、ICT 及び福祉用具等。

介護福祉士 (P24)

社会福祉士及び介護福祉士法に位置づけられた、介護業務に携わる人の国家資格。具体的には、身体上又は精神上的の障害により日常生活を営むのに支障がある人に対し、その状況に応じた介護を行うことや、介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者。

介護保険者 (P95)

介護保険を実質的に運営する実施主体で、市町村または、一部事務組合のことをいう。

介護老人保健施設 (P54)

病状安定期にあり、入院治療する必要はないが、リハビリ、看護・介護を必要とする要介護者を対象に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話等の介護サービスの提供を行う施設。

介護ロボット (P25)

「情報を感知し」、「判断し」、「動作する」技術を有する知能化した機械システム技術が応用され、利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器。

介助犬 (P77)

身体障害者補助犬の一種で、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請などの補助を行う犬のこと。

共生型サービス (P2)

平成 29 年度、富山型デイサービスをモデルのひとつとして創設。介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくするもの。平成 30 年度よりサービスが開始。

矯正施設 (P78)

犯罪を行った者や非行のある少年を收容し、改善更生のための処遇を行う施設。刑務所、少年院など。

強度行動障害 (P54)

自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起きるため、特別に配慮された支援が必要となっている状態。

業務継続計画 (BCP) (P64)

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画

グループホーム (P33)

認知症高齢者や障害のある人が相談や日常生活上の援助等を受けながら共同生活を行う住居。

ケアネット活動コーディネーター (P37)

市町村社会福祉協議会のケアネットセンターに配置され、ケアネット活動を開始する際のチームの編成や、要支援者一人ひとりにあわせたサービスプログラムの作成、専門職との連携等を行う者。

ケアネット活動 (P2)

一人暮らし高齢者や障害者などの地域の要支援者一人ひとりに、地域住民自らがチームを結成し、見守りや声かけ、買物代行等の個別支援を行う活動。

ケアマネジメント機能 (P84)

多様なニーズを持つ要支援者に対し、専門家が各種サービスやボランティアを含めた人的支援を、常に最適なサービスが受けられるように援助する一連の措置、もしくはサービスのネットワーク内で行われる相互協力の活動。

県健康・福祉人材センター (P35)

社会福祉法に基づく都道府県福祉人材センターとして、平成3年7月に県社会福祉協議会に設置。福祉人材無料職業相談をはじめ、福祉職場説明会や講習会の開催等、福祉人材確保や定着に関する様々な事業を実施。

健康づくりボランティア (P40)

ヘルスボランティア、食生活改善推進員、母子保健推進員など、様々な健康づくりを応援するボランティア。

県民ボランティア総合支援センター (P32)

ボランティア・NPO団体の活動への支援や交流拠点の支援、情報提供や普及啓発など、ボランティア活動やNPO活動を総合的に支援するNPO法人。

高次脳機能障害 (P85)

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害。

高次脳機能障害支援センター (P85)

高次脳機能障害者及びその家族を支援するため、相談支援や高次脳機能障害に係る普及啓発及び研修を行う。

合理的配慮 (P54)

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったときに、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うこと。

高齢者福祉圏域 (P94)

高齢者の福祉サービスにかかわる広域調整のため、老人福祉法及び介護保険法の規定により、県が定める区域。高齢者福祉サービスを、より効果的かつ合理的に進めるため、市町村の行政区域を越えた広域的な観点

で、高齢者福祉事業及び介護給付等対象サービス量を調整するために区域を定める。

国際健康プラザ (P86)

県民が健やかでやすらぎのある生活を送ることができるよう、県民の健康に対する意識の向上及び県民一人一人の健康づくりを支援し、併せて、国内外に向けて健康づくりに関する情報を発信するために県が設置。
(愛称：とやま健康パーク)

国民健康保険団体連合会 (P75)

国民健康保険の保険者が、診療報酬の審査支払い等のために共同して設立している公法人。介護保険においては、介護給付費の審査支払業務、保険者支援業務、苦情処理業務を行う。

子育て世代包括支援センター (P28)

妊娠期から子育て期にわたる総合的相談・支援を切れ目なく行うワンストップ拠点。

こども食堂 (P49)

食事その他の生活環境が十分でないこどもに、無料又は材料費の実費程度の定額により、栄養バランスのとれた食事の提供を行う取組み。

コミュニティ・ソーシャルワーカー (P38)

地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行うとともに、新たなサービスの開発や公的制度との関係を調整する、社会福祉に関する知識を有した専門職。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅 (P45)

介護・医療と連携し、ケアの専門家による安否確認や生活相談等高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。

災害救援ボランティアコーディネーター (P64)

被災地に設置される災害救援ボランティアセンターにおいて、被災者のニーズを把握し、ボランティア活動希望者と被災者を結びつける者。

災害派遣福祉チーム (P64)

通商 DWAT (Disaster (災害)、Welfare (福祉)、Assistance (援助)、Team (チーム) の頭文字)。福祉専門職から構成されるチームのこと。災害発生直後の被災地 (一般避難所や福祉避難所等) で、要配慮者の福祉的支援を行う。

在宅医療支援センター (P56)

「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、県民及び関係者からの在宅医療に関する相談への対応や、在宅医療に取り組む医師の参入促進及び多職種連携に資する研修等を行うなど、在宅医療を推進・支援するため

の拠点。

在宅介護支援センター (P91)

在宅の要援護高齢者、要援護となるおそれのある高齢者やその家族等に対して、在宅介護等に関する総合的な相談に応じるとともに、高齢者やその家族等のニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受け入れられるように連絡調整等を行う施設。

視覚障害者付加装置信号機 (P46)

灯火により表示されている信号の内容を電子音による音響により視覚障害者に知らせる装置が付いた信号機。

視覚障害者誘導用ブロック (P44)

視覚障害のある人に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロック。

視覚障害者等用データ送信サービス (P46)

国立国会図書館が製作した視覚障害者等用資料のデータ等と、図書館等が製作し国立国会図書館が収集した視覚障害者等用データを、視覚障害者等個人の方や図書館等にインターネット経由で送信するサービス。

市町村ボランティアセンター (P41)

ボランティア活動の推進、支援などを目的に市町村社会福祉協議会に設置された機関で、専門の相談員がボランティア活動に関する需給調整・相談に応じている。

市町村地域福祉計画 (P4)

社会福祉法の規定に基づき、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉の推進に関する事項を定める計画。福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民の参加の促進に関する事項を一体的に定めることとされている。

児童発達支援センター (P53)

障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う施設。

児童養護施設 (P54)

保護者のいない児童や、虐待を受けている児童など、保護者と暮らせない児童を入所させて養育するとともに、退所した者についての相談その他の自立のための援助を行う施設。

社会福祉法人 (P29)

社会福祉法第2条に定められている社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。社会福祉法人は、民間社会福祉事業の公共性と純粋性を確保するため、民法による公益法人とは異なる特別の法人として設立される。設立に当たっては、定款について、都道府県等の所轄庁から認可を受ける必要がある。

社会福祉連携推進法人制度 (P29)

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う法人制度。2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組みを通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

周産期医療体制 (P87)

周産期（妊娠期～産褥期、新生児期等）における母と子の健康を守るため、産科、小児科、など関係機関の連携を図り、円滑な救急医療活動や一貫した総合的な医療の充実を支援する体制。

重症心身障害児者 (P53)

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複した児者。

重層的支援体制整備事業 (P2)

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

住民参加型福祉活動 (P40)

地域住民が自発的・主体的に行なっている非営利の福祉活動。地域で安心して暮らしていけるよう公的サービスだけではまかないきれない地域のニーズに対応し、解決を行う。

就労継続支援事業所 (P54)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対し就労の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供する事業所。

主任児童委員 (P37)

児童福祉関係機関との連絡調整や地区を担当する児童委員に対する協力、援助活動など児童福祉に関する事項のみを担当し、児童委員と一体となった活動をする。平成6年1月から設置された。

手話通訳者 (P46)

手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得している者。

障害児等療育支援事業 (P81)

在宅障害児者のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障害児者施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障害児者及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

障害者雇用率 (P72)

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」によって定められた身体・知的・精神障害者の

雇用割合。

障害者週間 (P32)

障害者基本法において、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日から9日までの1週間を障害者週間と定め、国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされている。

障害者就業・生活支援センター (P66)

就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象として、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を一体的に実施している。

障害者スポーツ指導員 (P72)

障害者スポーツの普及・啓発を推進する者をいい、(公財)日本パラスポーツ協会の公認資格として初級・中級・上級の3種類の資格区分がある。

障害保健福祉圏域 (P94)

障害者施策について、地域的に均衡のとれた施設配置や効果的な施策展開を実現するため、県内では、4つの障害保健福祉圏域(富山、高岡、新川、砺波)を設定している。

小規模多機能型居宅介護事業所 (P55)

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援する事業所

触手話 (P46)

盲ろう者とのコミュニケーション方法の一つで、送り手のする手話に受け手が触れて、内容を読み取る方法をいう。

食生活改善推進員 (P88)

自分から家族へそして地域へ、それぞれの生活に適した食生活の習慣づくりを目指して、食品・栄養及び調理方法の正しい知識を普及するために、伝達講習会等を通して地域での実践活動を推進するボランティア。

自立援助ホーム (P55)

児童自立生活援助事業を行う住居。義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの等が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。

シルバー人材センター (P15)

高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織であり、原則として市区町村単位に置かれ、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人。

身体障害者相談員 (P40)

身体障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う者。社会的信望があり、かつ身体障害者の更生援護に熱意と識見を持っている者に市町村が委託する。

生活介護事業所 (P54)

障害のある人に入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う事業所。

生活習慣病 (P86)

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症や進行に関与する、がん、脳卒中、心臓病、高血圧症、糖尿病などの病気。

生活福祉資金貸付 (P24)

低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、自立した生活が送れるように必要な資金の貸付を行う制度。資金の種類には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。県社会福祉協議会が実施。

生活保護制度 (P77)

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度。

成年後見制度 (P28)

認知症高齢者等判断能力が不十分な人を支援し、その人の権利を守るため、財産管理や身上監護(医療契約、住居に関する契約、介護契約)を代理権等が付与された成年後見人等が行う制度。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、判断能力が不十分な状況になったときに備えてあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。

成年後見制度利用支援事業 (P73)

成年後見制度の利用に際し、経済的な理由から申立経費や後見人などへの報酬が支払えない方に経費の全部または一部を助成したり、市町村長申し立てや成年後見制度の普及啓発に要する費用を助成する国の補助事業。実施主体は市町村。

全国健康福祉祭(ねんりんピック) (P65)

高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典。厚生省創立50周年を記念して昭和63年に開始されて以来、毎年開催されている。

総合的な学習の時間 (P32)

変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとした学習の時間。

総合型地域スポーツクラブ (P88)

県民の誰もが、身近な公共スポーツ施設や学校体育施設を利用して、それぞれのライフスタイルに応じて、多様なスポーツに主体的・継続的に親しむことができるようにするため、スポーツ振興の三要素である「環境」・「人」・「プログラム」を統合して運営される組織。

総合型地域スポーツクラブマネジャー (P88)

クラブの経営管理を行う立場にある人のことを指し、財務状況や会員数、活動プログラム、運営委員会と指導者、各種目別の活動状況などについて把握している。

た行

地域活動支援センター (P81)

障害のある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。市町村が実施する地域生活支援事業の一つ。

地域子育て支援センター (P49)

市町村が、保育所、児童館などを利用して開設する地域の子育て支援の拠点となる場所。子育てに関する相談や情報提供、親子の交流事業などを行う。

地域自立支援協議会 (P64)

市町村又は圏域単位において構成され、関係機関等が障害のある人の支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する組織。

地域生活定着支援センター (P78)

高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年院等）退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める施設。本県では、平成23年10月に済生会富山病院内に設置。

地域難病ケア連絡協議会 (P95)

地域で難病患者等の療養生活を支援していく体制づくりや関係機関の連携協力関係の構築を図るため、各厚生センターごとに設置。

地域包括ケアシステム (P27)

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

地域包括支援センター (P47)

高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護高齢者等が自立した日常生活を送ることができ

るよう、包括的・継続的に支援する、地域包括ケアシステムの中核機関。①介護予防マネジメント事業、②総合相談支援業務、③権利擁護事業、④包括的・継続的マネジメント支援事業、⑤在宅医療・介護連携促進事業、⑥生活支援体制整備事業、⑦認知症総合支援事業の7つの支援事業を主に行う。

地域保健医療圏域 (P94)

地域の特性や保健医療需要に対応して、保健医療資源の適正な配置を図りながら、これらを有効に活用し、包括的な保健医療サービスを適切に提供する体制の体系化を図るために設定する地域的単位のこと。

地区社会福祉協議会 (P40)

小学校区等一定の広がりを持った区域内において、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施などの事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。

知的障害者相談員 (P40)

知的障害者又はその保護者の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行う者。社会的信望があり、かつ知的障害者の更生援護に熱意と識見を持っている者に市町村が委託する。

中心市街地活性化基本計画 (P82)

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的な推進を目的とする中心市街地活性化法に基づき、市町村が中心市街地を活性化するための基本計画を策定して国がこれを認定し、重点的な支援を行う。

聴導犬 (P77)

身体障害者補助犬の一種で、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声などの情報を伝え、必要に応じて音源への誘導を行う犬のこと。

通級による指導 (P13)

小・中学校等において、通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を特別な指導の場で行う。対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱。高等学校は30年度より制度化。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P54)

中重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。

低床バス (P45)

床面を低く作り、入り口の段差を小さくして乗降しやすくしたバス。具体的には、床面の地上面からの高さが65cm以下であって、スロープ板及び車いすスペースを1以上、乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅80cm以上であること等、バリアフリー新法の移動等円滑化基準に適合するバスをいう。

点字図書 (P65)

視覚障害のある人のために点字などで記述された図書。

点字図書館 (P65)

身体障害者福祉法上の「視覚障害者情報提供施設」で、点字図書及び録音図書などを製作して利用に供したり、点訳奉仕員や朗読奉仕員を養成する。

点字プリンター (P46)

コンピュータからデータを受け取って点字用紙に点字を打ち出す機器。

点訳奉仕員 (P46)

点字図書の増冊、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動等に協力する者。

同行援護 (P35)

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある人等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行う。

特定非営利活動法人 (NPO 法人) (P3)

NPO (営利を目的とせず、社会貢献活動を組織的に行う団体のこと。広い意味では、公益法人や町内会等の地縁組織までを含むこともある。)のうち、特に、所轄庁の認証を受けて法人格を得たものがNPO法人(特定非営利活動法人)。NPO法人の活動には、保健・医療・福祉などの20分野がある。

特定書籍及び特定電子書籍等 (P46)

著作権法第37条の規定により、視覚障害者等のために書籍の複製等を著作権者の許諾を得ずに製作されるアクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等のこと。

特別支援学級 (P13)

小・中学校等において、障害の種別ごとの少人数学級で、障害のあるこども一人一人に応じた教育を行う学級。対象は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害。

特別支援学校 (P13)

障害の程度が比較的重いこどもを対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、幼稚園・小学部・中学部・高等部で行う。対象は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱。

特別支援教育就学奨励費 (P54)

障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組み。

とやま介護テクノロジー普及・推進センター (P32)

介護現場への介護ロボット等の普及促進を図るため、介護ロボットやICT等に関する相談対応や展示体験、情報発信、展示関連研修等を一元的に実施する機関。県社会福祉協議会に設置。

富山型デイサービス (P2)

年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害者、子供など、誰もが住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細かなケアが受けられる小規模なデイサービス。

富山県工賃向上支援計画 (P67)

障害者就労継続支援事業所が工賃向上に向けた取組を推進することにより、障害のある人が地域で自立した生活を送れるように支援するために、県の工賃向上に資する具体的な方策等を定めた計画。

富山県手話言語条例 (P46)

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与することを目的に、平成 30 年に制定。この条例の制定を機に、県民の理解や普及の促進、手話を使用しやすい環境整備を図っている。

富山県障害者権利擁護センター (P76)

障害者虐待防止法に基づき県が設置している障害者虐待の通報・相談の窓口。各市町村にも障害者虐待の通報・相談窓口として、障害者虐待防止センターが設置されている。

富山県福祉カレッジ (P32)

県内の社会福祉業務に従事する職員等の資質向上や専門的課題への対応ができる福祉人材の養成のため、平成 7 年 10 月に富山県社会福祉協議会に設置された研修実施機関。

富山県福祉サービス運営適正化委員会 (P74)

社会福祉法に基づき、福祉サービス利用援助事業に関する助言等や、福祉サービスに関する苦情を解決するための助言、相談、調査、あっせん等を行なう公正・中立な第三者機関。県社会福祉協議会に設置。

富山県福祉情報システム (P63)

県、市町村、福祉団体等の福祉情報（福祉ニュース、福祉施策、福祉施設、福祉用具、福祉ボランティア、福祉人材、イベント等）を県民に提供するサイト。

とやま県民家庭の日 (P49)

県では毎月第 3 日曜日を「とやま県民家庭の日」と定め、心身ともに健全な青少年を育成するため、県民総ぐるみによる運動を推進している。

富山県民生涯学習カレッジ (P65)

県民の生涯学習を進めるための中核的機関。昭和 63 年、富山県教育文化会館に開学。現在、新川、富山、高岡、砺波の各地区センターを加え、県内に 5 つの拠点有する。

富山県民福祉条例 (P3)

少子・高齢社会への対応や高齢者、障害者等の自立と社会参加を積極的に進めていくため、平成8年に制定。この条例に定める基本理念に基づき、様々な福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。県民福祉基本計画は、この条例に基づき策定したもの。

富山県民福祉推進会議 (P102)

高齢者、障害者を含むすべての県民が互いに支え合い、しあわせに生きる福祉社会の実現を目指して、平成9年に設置。県民総参加による福祉活動の推進のため、県内各界各層の代表から構成されている。

富山県民ボランティア・NPO大会 (P32)

ボランティア、NPO活動の普及啓発と交流促進を目的として、県内のボランティア、NPO関係者や県民が集う大会。

とやま子育て応援団 (P49)

毎月、「とやま家族ふれあいウィーク」（「とやま県民家庭の日」から始まる1週間）の期間中を中心に、18歳未満（高校等在学者含む。）のこども連れの家族が、協賛店（施設等）を利用した場合に、協賛店（施設等）が設定している割引や特典等の各種サービスが受けられる制度。家族のふれあいや地域社会全体で子育て家庭を応援することが目的。

とやまシニア専門人材バンク (P66)

専門性や豊富な経験を有するシニア人材の就職と、企業の人材確保を支援するため、富山県・富山労働局・ハローワークが共同で設置している公的機関

とやまっ子さんさん広場 (P49)

地域住民やボランティア団体等が公民館や民家などを活用して自主的に取り組む異年齢のこどもの居場所づくり活動。

な行

日常生活自立支援事業 (P73)

判断能力が不十分な高齢者や障害者等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送れるよう、県社会福祉協議会が本人との契約により、各種サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業。

日常生活用具の給付制度 (P81)

日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等（政令に定める疾病に限る。）に対し、特殊寝台、点字機、ストーマ装具等、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により福祉の増進に資することを目的とした事業。

日中一時支援事業 (P81)

障害児者の日中における活動の場を確保し、障害児者の家族の就労支援及び障害児者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業。

認知症高齢者見守りネットワーク (P81)

認知症になっても安心して住み慣れた地域で過ごせるよう、地域の関係団体や関係機関が連携し、地域全体で見守り体制を構築するとともに、認知症に対する理解を深める。

認知症高齢者グループホーム (P55)

認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民の交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスを提供する事業所。

認知症疾患医療センター (P56)

認知症の速やかな鑑別診断や、行動・心理症状(BPSD)と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等の役割を担う専門医療機関。

認知症ほっと電話相談 (P56)

認知症高齢者を介護する家族を対象とした電話相談窓口。保健師や看護師などの専門家による電話相談、面談・面接を行う。

農福連携 (P67)

障害のある人の工賃向上や働く場の確保、農業の担い手不足の解消などを図るため、農業者と福祉団体が連携して、障害者等の農業分野での就労を支援する取組。

は行

発達障害児者 (P56)

自閉症、アスペルガー症候群などを含む広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳に何らかの機能障害があり、認知や言語、運動、社会的な能力技術の獲得にかたよりや遅れがある児者。

発達障害者支援センター (P53)

発達障害のある児者及びその家族を支援するため、相談支援や関係機関による連携体制の強化、発達障害に係る普及啓発及び研修を行う。

発達障害者支援地域協議会 (P27)

発達障害に係る関係者等が、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場。平成 28 年の発達障害者支援法の改正により、都道府県及び指定都市での設置が規定された。

バリアフリー (P32)

障害者、高齢者、妊婦や子ども連れの人々が社会生活をしていく上での物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）を取り除くとともに、新しいバリアを作らないという考え方。

避難行動要支援者 (P64)

寝たきりや認知症の高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人等、災害が発生した場合に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々。

病児・病後児保育 (P49)

児童が発熱等の急な病気となり、集団保育が困難であって、保護者が家庭において看護できない場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応保育。

ファミリー・サポート・センター (P49)

市町村が設置する、育児等の援助を行いたい者と援助を受けたい者が、相互援助活動を行う会員組織。急な残業など、既存の保育サービスで対応できない保育ニーズに対応。

ファミリーホーム (P50)

平成 20 年の児童福祉法の改正により新しい児童養護のかたちとして制度化された、小規模住居型児童養育事業を行う住居。養育者の家庭の中で、最大 6 人の児童を養育する。

福祉保健医療情報ネットワークシステム (WAM NET) (P80)

独立行政法人福祉医療機構が運営を行う、福祉・保健・医療関連の情報を総合的に提供するサイト。平成 11 年 3 月より運用を開始。

福祉活動指導員 (P37)

県社会福祉協議会の職員で、民間社会福祉活動の推進方策について調査、研究及び企画立案を行うほか広報、指導その他の活動に従事する者。

福祉活動推進員 (P92)

地区社会福祉協議会長等から委嘱を受け、孤独や不安を抱えて困っている方に対し、日常的に見守りや声かけを行うなど、潜在する福祉ニーズを早期に発見し専門機関につなぐ福祉ボランティア。

福祉活動専門員 (P37)

市町村社会福祉協議会の職員で、市町村の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに広報、指導その他の実践活動の推進に従事する者。

福祉コミュニティ (P40)

住民が福祉への関心を持ち、積極的に活動に参加しており、かつ、日常的に援助を必要とする人が自立した生活を送れる具体的な福祉サービスが機能している地域社会。

福祉サービス第三者評価 (P82)

事業者自らが事業の運営方法やサービスの提供の方法などにおける問題を把握し、その改善を図るため、公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場からサービスを評価する制度。

福祉のまちづくり (P32)

県民一人ひとりが互いに支え合い、協働しながら一体となって、ハード・ソフト両面における取り組みを行うことにより、人に優しい安全で安心なまちづくりを推進すること。

福祉避難所 (P64)

地震や豪雨、津波といった大きな災害が起こったときに、介護が必要な高齢者や障害者等の特別な配慮を必要とする人たちを一時的に受け入れてケアするバリアフリー化された施設。自治体が指定する。

福祉有償運送 (P59)

NPO法人などの非営利法人が、高齢者や障害者など外出困難を伴う人に対して、自家用自動車を使用して病院への送迎等を有償（実費の範囲内）で行う移送サービス。実施するためには、市町村長が主宰する運営協議会において、必要性についての合意を得た上で、国土交通大臣の登録を受けることが必要。

福祉用具 (P36)

障害者の生活・学習・就労と高齢者の生活や介護・介助の支援のための用具・機器。障害者や高齢者の生活の質の向上と自立促進を目的とする。一部の福祉用具のレンタルや購入には介護保険法が適用される。

ふれあい・いきいきサロン (P56)

高齢者や障害者などを対象として、閉じこもり防止、社会参加、生きがい支援などを目的に、地域住民が運営主体となって健康教室やレクリエーション、食事サービスなどを行う社会福祉活動。主に公民館、地区センターなどで行われ、民家等を改修した施設で行われる場合もある。

フレックスタイム制 (P66)

最長1か月間の所定労働時間の範囲内で、労働者が各自で毎日の出勤と退者の時間及び、1日の労働時間の長さを自主的に決めることができる勤務制度。

フレイル (P40)

加齢とともに、心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態。

ヘルスポランティア (P88)

日頃から個人や家族の健康づくりに関心をもっている人が、自らすすんで健康づくりに関するさまざまな知識を学び、これをもとに自分たちの住むまち（地域）での健康づくり活動に積極的に参加し、健康づくり活動の推進を図っているボランティア。

保育所等訪問支援 (P54)

保育所等を訪問し、障害のあるこどもに対し、そのこども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

放課後児童クラブ (P50)

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生児童等を対象に、授業の終了後（放課後）に適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図ることを目的としたクラブ。

放課後等デイサービス (P54)

障害のある子どもに対し、放課後や休日等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。

訪問看護総合支援センター (P56)

県内の訪問看護ステーションの人材確保、訪問看護の質の向上、経営の安定化を図るため、訪問看護に関する県民及び関係者からの相談への対応や、訪問看護師向け研修会等を行うなど、訪問看護を推進するための拠点。

保健福祉サービス調整推進会議 (P84)

保健・医療・福祉など各分野のニーズを併せもつ対応困難な在宅要支援者に対して、適切なサービスを効果的効率的に提供するとともに、在宅ケアのシステム構築を目指す会議。

保健福祉総合センター (P84)

高齢者福祉、障害者福祉、子育て家庭支援などの拠点となる施設。その運営は、市町村が直接行うほか、医師会、社会福祉協議会などが行っている。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度 (P50)

母子家庭の母及び父子家庭の父又は児童並びに寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童（子）の福祉増進をはかるため、各種資金を貸付ける制度。

母子・父子自立支援員 (P50)

母子家庭の母及び父子家庭の父、寡婦の自立に必要な各種情報の提供や指導及び職業能力の向上や求職活動に関する支援を行なう者。

ボランティア活動強調月間推進キャンペーン (P32)

ボランティア活動について、より多くの県民が理解を深め、参加する気運を高めるため、毎年 10 月をボランティア活動強調月間とし、その趣旨等を広く県民に周知するもの。

ボランティア休暇制度 (P40)

企業等が従業員のボランティア活動への参加を支援・奨励する目的で、有給の休暇や休職を認める制度。

ボランティア交流サロン (P41)

福祉、医療保健、環境自然保護、国際交流協力など様々な分野で活躍するボランティアグループの交流や活動の拠点として利用できる場所として、県総合福祉会館（サンシップとやま）内に設置されているサロン。

ボランティアコーディネーター (P37)

ボランティア活動を支援し、実際の活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう連絡・調整する者。

ボランティアセンター (P41)

ボランティア活動の推進、支援など目的とした機関で、県や市町村の社会福祉協議会に設置。

ま行

民生委員・児童委員 (P33)

厚生労働大臣から委嘱され、市町村の区域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことなどにより、社会福祉の増進に努める方々。身分は特別職の地方公務員とされ、民生委員は児童委員を兼ねるものとされている。その職務は、民生委員法及び児童福祉法に定められているほか、生活保護法などの個別の法律にも定められているなど、非常に幅広いものとなっている。

メタボリックシンドローム (P86)

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか二つ以上をあわせもった状態のことを言う。

メンタルヘルスサポーター (P40)

精神障害者からの相談に応じたり、心の健康に関する普及啓発を行う心の健康づくりのボランティア。

盲導犬 (P77)

身体障害者補助犬の一種で、視覚障害のある人が安全に歩行できるよう、障害物を避けたり、段差や角を教えたりするなど、歩行の補助をする犬のこと。

盲ろう者向け通訳・介助員 (P46)

視覚障害と聴覚障害の重複障害者である盲ろう者の生活及び支援のあり方についての理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識及び技術を習得している者。

や行

ヤングケアラー (P50)

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

ユニバーサルデザイン (P44)

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインする考え方。対象を障害者や高齢者等に限定していない点が、バリアフリーと異なる。

指点字 (P46)

盲ろう者とのコミュニケーション方法の一つで、盲ろう者の指を点字タイプライターの6つのキーに見立てて、左右の人差し指から薬指までの6指に直接打つ方法をいう。

要保護・準要保護児童生徒 (P13)

要保護児童生徒数は、生活保護法に規定する要保護者の数をいう。準要保護児童生徒数は、要保護児童生徒に準ずるものとして市町村教育委員会が認める者の数をいう。

要保護児童対策地域協議会 (P28)

虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。平成16年児童福祉法改正法において、法的に位置づけられ、さらに、平成19年の同法の改正により設置が努力義務化された。

要約筆記 (P46)

聴覚障害のある人に話の内容、会議・講義の内容などをリアルタイムで文字通訳する筆記通訳のこと。

要約筆記者 (P46)

要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得している者。

ら行

レスパイト (P81)

障害のある人等を日常的に介護している家族等が、心身を癒すため一時的に介護を離れること。

朗読奉仕員 (P46)

録音図書の増冊・普及に協力するほか、広報活動、文化活動などに協力する者。

録音図書 (P65)

視覚障害のある人のために図書等の内容を理解できるように製作した録音物。

ロコモティブシンドローム (P87)

運動器の障害のために自立度が低下し介護が必要となる危険性の高い状態